

宗門改役所

これに依れば、調査報告が三月八日の如くであるが、この三月八日の宗門改めについては今少し調べて見る必要がある。即ち三月六日に人別帳改めに關し、

「當丑年人別改、寄村近、可相届候、當月十五日頃、右出役可有之ニ付、左様相心得、人別帳等用意可致置候

地方役所

前掲の分が宗門役所であり、この方が地方役所であるから、人別帳と宗門帳とが相異なる役所において取扱はるるものであると見なければならぬ。然らば三月八日の四つから九つまで（午前十時から正午まで）の間に宗門改めが行なはれたかといふに、「諸入用扣帳」の三月八日の項に、「宗門方入用、三百文、名主」とあるばかりである。この名主とあるのは、勿論名主立替の意である。さらに宗門改めは秋に今一回行なはれたるが如く、七月十八日附を以つて、來月八日取調べ置くべき命令書が、宗門改役所から出ている。この時については、八月七日夕から、官藏（名主見習）外一名が一泊がけて出かけてゐる記事がある。

私は前章において、文化十二年の「諸入用扣帳」に據り、八月八日の項に、「宗門帳納泊り」とあることを指示して置いたが、実際には三月八日、八月八日の二回、宗門改めが行なはれたも

のらしい。しかし三月の時にも、宗門帳を納附したのかどうかは未だ解らない。

以上に依れば、宗門改めの方は役人が出張することはなかつたが、人別改めの方は改め役人が出張するやうである。以下少しくこの年の人別改めに關し記して置かう。三月六日附の前掲の廻文があつた後に、さらに十六日附を以つて、次ぎの如き廻文が出てゐる。

「村村ニ而是迄貧窮者、予六月御取金眞敷仕候段、人別帳に左之通、致下札差出候様可申觸候旨、御代官中被仰渡候間、

左様相心得可被成候」

この命令が救貧事業を明白にするためであるのか、又は一村の人夫調達の参考にするためであつたのか、不明ではあるが、中世的救貧事業の一端を示すものとして興味がある。

前掲最初の廻文には十五日頃とあつたが、実際には廿三日に役人の出張を見た。

「一人足四人

馬壹匹

越路金藏

柴田彌助

遠藤郡太

齋藤吉左衛門

右者人別改として來ル廿三日六ツ時出宅ニ而、野渡村差口にて出役いたし候間、諸事差支等無之様取斗、且書面之人馬并案内等可申合ス候

三月廿日

地方役所

この調査は廿三日晝野渡村、廿三日泊、翌廿四日朝新波村改め、同晝緑川村改め、同日泊、翌廿五日晝押切村、泊り、下高嶋村へと進むので、丁度古河から真すぐに北上して栃木に向ふわけになる。上泉村は、東水代村、押切村、下河原田村、上河原田村、下泉村と寄村になつてゐるから、廿五日が調査日に當るわけである。如何なる方法で調査したか、今のところ全然不明である。文化十四年の人口は六十三戸、貳百八拾人で、男百三十七人、女百四十三人、女の方が六人多い。その外に僧侶が一人ゐた。年齢別に依る男女數を示すと、次の如くである。

第一表

年 齡	年 齡		合 計	年 齡		合 計
	男	女		男	女	
十歳以下	二六	三〇	五六	貳拾歳以下	一九	二三
三十歳以下	二〇	二〇	四〇	四十歳以下	二三	二三
五十歳以下	二〇	一四	三四	六十歳以下	一一	一七
七十歳以下	七	一〇	一七	六十歳以上	一〇	六
						一六

右表の如き結果を得たが、最年長者は八十五歳、八十二歳で何れも男子、女子の最高齢者は七

十八歳である。概して高齢者は男子が多く、幼年者に女子が多い。農村において最も活動力の多い年齢を、二十一歳以上、五十歳以下とすると、その全人口に對するパーセンテージは四割三歩弱となる。従つて上泉村においては、少なくともこの人別帳の示す限りにおいては、農村として比較的多くの勞働力を有することになる。しかし人別帳の記載が必ずしも眞の人口を示すものではないことは、すでに前掲論文に述べて置いたが、ここにも一例が擧げられる。即ち「人別五人組帳」にも、又「宗門改帳」にも、家持與藏三十四歳、妻もと三十八歳、母りの五十六歳の一家が掲げてあるが、「諸入用扣帳」の二月の項に「與藏出奔届け」の記事がある。少なくとも人別調査以前に與藏は出奔してゐることは明かである。故に勞働力を比較的多く有するといつても、これを割引して考へる必要がある。

さらに出奔人にあらずして、人別帳には當然記載されてはゐるが、旅行又は出稼に出てゐる者も考へられる。この文化十四年度においても、次ぎの如き興味ある記事を見出したから、序でに記載して置かう。上泉村の百姓久五郎の兄、倉藏は、五ヶ年前に、井岡村百姓平七方へ擧入りしたが、久五郎方に立戻つてゐた。このことは「人別帳」に明かに記載してあるが、この正月に伊勢參宮並びに大和廻りに出かけてゐたのである。ところが大坂で病氣になり、路金に差支へ、致

方なく、平野郷御陣屋へ願出で、手形を貰ひ、路金貳分を借用して、歸郷したのである。この事件で、村方では地方役所に對し、三月に名主、年寄連名の上、詫状を出し、金子を返済上納してゐる。かうした路用不足の旅行者が相應にあつたものと見え、四月廿八日に、再應左の如き觸書を出してゐる。

「村村百姓共、旅先ニ而路用差詰リ候趣申立、江戸表御上屋敷、并ニ平野郷御陣屋江、拜借等相願候者、間ニ在之候得共、以來容易ニ相聞届在之間敷、旅出いたし度旨申出候者は、路用貯有無之儀、村役人共ニ而得與相糺、路用心掛不行届者は旅行願等取扱不申候様、去ル申年中觸置候處、既ニ當正月中、願も無之伊勢參宮罷越候已而ならず、路用差詰リ、平野郷御陣屋へ拜借相願、御咎メ被仰付候者も在之、甚心得違之儀ニ付、以來右様之義無之様、小前一統江精ミ可申聞置候以上」
かうした旅行者、出奔人は何れも人別帳には在住のものとして記載されてゐる。従つて實際人口現在数は少なくなつてゐる筈である。前述せる人口調査に際し、寄村各村の費用分擔の計算は一層このことを明瞭にする。即ち押切村より上泉村に宛てて通告された請求書は、これを明示するものである。

一 覺

入高千五百六拾人

一錢貳拾貳九百拾七文

人高貳百五拾壹人

一錢三貫三百七拾文

上泉村

壹人ニ付拾貳文九分懸リ

右者當人別御改御泊リ并御晝賄諸入用割賦仕差上申候間、何卒來月七日頃迄ニ、拙宅江御届被成下候様御願奉申上候、勿論諸色高直、其上御晝賄等、余斗御座候故、多分ニ茂相懸リ候様奉存候へ者、皆様御立會奉願上度奉存候得共、最早時節柄ニ茂口事故、無余義、村役人共ニ而割合仕候、此段御承知被成下、右日限迄ニ乍御苦勞御届ケ被下置度奉願上候已上

三月廿九日

押切村

名主 重 郎 平

右一人宛拾貳文九分の計算は明かに誤りで、一人宛拾三匁四分強となり、上泉村人口貳百五十一人で、約三貫三百七十文となる。この上泉村届け出貳百八拾人に對し、割宛人口が二十九名少ないのは、上記のやうな實際上在住しない者があるためであると推測するか、又は貧窮甚だしい者を除いたと見るかしなければならぬが、他村からの割宛であるから、後者はありさうにないことである。調査に來た役人がこれを知つてゐたのかどうか解らないが、所謂調査が甚だしく形式的なものであつたことは、十分推測されよう。「諸色高直、其上御晝賄等余計御座候故」の一句は、言外に調査役人に對する響應の態度を示してゐる。

上述の如き事情は存してゐるが、大體において上泉村が大して貧村ではなかつたやうに思はれる。例へば成年男子の在村者の比較的多いこと、女子の数の多いことなどからも推測し得る。

三

次に各人持の田畑高を明かにしよう。文化十四年の分はないが、その前年、文化十三年の「田畑割高帳」がある。これに張紙がしてあつて文化十四年の訂正が記されてゐる。不幸にして、全部の張紙が存してゐるのかどうか解らないから、大體十三年度を基準として、左に表記することにした。

第二表 (括弧内は文化十四年度の訂正)

名 稱	田 石	畑 石	合 計	備 考
1 彌惣次	八石七斗貳升	九石三斗三升七合	十八石五升七合	名主給貳拾石
2 浅右衛門	四石八斗壹升四合	六石八斗三升五合	十一石六斗四升九合	外、多左衛門分預り 畑石二斗五升
3 多左衛門	二石二斗八升五合	九斗九升五合	三石二斗八升	〔抹消〕
4 喜藏	三石九斗四合	一石七斗一升	五石六斗一升四合	〔抹消〕

5 彌吉	三石壹斗九升五合	七斗五升六合	三石九斗五升壹合	外、元右衛門分預り 畑石二斗五升
6 金兵衛	六石六斗五升三合	三石四斗七升壹合	十石壹斗二升四合	外、畑一石一斗二升預り 〔なし〕
7 勇藏	壹石三斗一升三合	壹石壹斗貳升六合	二石四斗三升九合	〔抹消〕
8 重兵衛 (おやそ)	十石二斗五升八合	三石五斗六升一合	十三石八斗一升九合	外、田六斗二升 畑一石八斗四升四合持分 (右おやそ分となる)
9 八郎右衛門	九石七斗七升四合	五石壹斗二升六合	十四石九斗	外、畑六斗九升七合預り (右なし)
10 喜右衛門	八石四斗二升	五石九斗一升二合	十四石三斗三升二合	
11 五兵衛	五石五斗壹合	五石八斗壹升八合	十一石三斗二升一合	
12 五左衛門	六石九斗五升九合	二石六升九合	九石二升八合	外、畑六斗三升七合 田一石九斗八升三合預り
13 傳七	八石七斗二升四合	十石三斗九升	十九石一斗一升四合	
14 清助	貳石二斗二升四合	六石八斗五升三合	九石六升七合	
15 多兵衛	八石三斗二合	四石六斗七升二合	十二石七斗四合	
16 與兵衛	一石六斗四升七合	一石六斗一升五合	三石二斗六升二合	〔内十四年度より畑七斗 三升八合佐右衛門へ〕
17 與藏 (磯)	五石四斗一升一合	四石二斗三合	九石六斗壹升四合	外に三斗三升預り

第二篇 農村生活の貧困

- 18 *助之丞 四石四斗九升三合 三石壹斗四升三合 七石六斗三升六合 (抹消)
 - 19 直吉 貳石八斗三升九合 (一石六斗四升) (一石九斗七升) 四石四斗七升九合 (四石八斗一升)
 - 20 千松 三石一斗三升二合 (なし) (一石五斗九升八合) (九斗五升七合) 四石七斗三升 (九斗五升七合)
 - 21 淺之丞 二石九斗七升八合 五石一斗一升五合 八石九升三合
 - 22 磯八 二石九斗二升九合 二石一斗四合 四石九斗四升三合
 - 23 松兵衛 二石八斗九升 二石七斗三升七合 五石六斗二升七合
 - 24 藤左衛門 三石七斗二升三合 二石二斗七合 五石九斗三升
 - 25 半右衛門 五石六升三合 一石四斗二升五合 六石四斗九升八合
 - 26 源兵衛 四石六斗五升三合 二石九斗六升六合 七石六斗一升九合
 - 27 吉左衛門 六石七斗九合 三石五斗六升七合 十石二斗七升六合
 - 28 常七 一 壹石五升壹合
 - 29 吉藏 七石三斗一升三合 三石一斗八升九合 十石五斗二合
 - 30 傳左衛門 三石二斗一升八合 一石四斗八升一合 四石六斗九升九合
 - 31 喜八 四石四斗三升六合 四石八斗五升八合 九石二斗九升四合
 - 32 五右衛門 拾壹石三斗五升六合 四石七斗二升五合 十六石八升一合
- 外ニ畑二石一斗七升
四合預リ

外ニ畑六斗三升二合
(なし) 田一石七斗預リ

- 33 理右衛門 六石三升七合 三石四斗一升 九石四斗四升七合
 - 34 藤右衛門 三石三斗三升九合 一石一斗八合 四石四斗四升七合
 - 35 六之丞 一 四斗七升四合 四斗七升四合
 - 36 興右衛門 五石五斗一升四合 六石六升九合 十一石五斗八升三合
 - 37 忠八 四石六斗九升六合 五石六升七合 九石七斗五升八合
 - 38 久左衛門 二石三斗三升二合 (二石四斗七升九合) 八石六斗八升一合 (九石四斗七升八合) 十一石一升三合 (十石九斗五升七合) 十三石六斗二合 (十四石三斗四合)
 - 39 源右衛門 九石七斗 (三石九斗二合) (四石六斗四升) 一石八斗三升一合 (三斗三升)
 - 40 辰五郎 一石七升五合 (なし) (三斗三升) 一石八斗三升一合 (三斗三升)
 - 41 新之丞 六石一斗二升四合 三石九斗四升三合 十石一斗六升七合
 - 42 勇七 六石五斗七升五合 一石五斗一升二合 八石八升七合
 - 43 彌八 二石三斗九升 (二石四斗八升七合) (一石九斗七合) 四石八斗七升七合 (四石二斗九升七合)
 - 44 多七 三石五斗四升二合 一石二斗六升 四石八斗二合
 - 45 寅松 二石六斗四升二合 四斗四升壹合 三石八升三合
 - 46 *作右衛門 三石一斗九升八合 三斗壹升四合 三石五斗一升二合 (抹消)
- 三斗三升は本来の持分

第二章 農村經濟の一端

47 *勇吉	二石五斗八升九合	六斗二升一合	三石二斗一升	(抹消)
48 *代治郎	五石二斗三升二合 (二石六斗四升五合)	一石四斗一升一合	六石六斗四升五合 (四石五升六合)	畑六斗一升五合預り
49 惣七	七石四斗五升七合	一石五斗五升三合	九石一升	
50 善五郎	三石八斗九升三合 (五石三合)	三石一升五合	七石四升八合 (八石一升八合)	
51 圓満寺	八石五升七合	六石四斗九升五合	十四石五斗五升二合	高役諸夫錢は用捨 大豆定使給は小前同様
52 同寺	三石九升八合	一石七斗二升九合	四石八斗二升七合	
53 常光院	四石一斗三合	一石九斗一升五合	六石一升八合	内五石は村方引受 故に一石一升八合割高
54 忠治右衛門	三石五斗五升五合	三石九斗二升三合	七石四斗八升八合	
55 斧右衛門	五石二斗九升三合	二石七斗八升九合	八石八升二合	
56 元右衛門	五石三斗六升六合	一石九斗二升四合	七石二斗九升	
57 佐市	二石四斗五升七合	三石四斗二升九合	五石八斗八升六合	(抹消)
58 初五郎	三石一斗九升八合	一石一斗四升八合	四石三斗四升六合	畑二石九斗四升 田八斗六升一合預り
59 丈七	七石五斗七升八合	三石七斗五升九合	十一石三斗三升七合	(なし)
60 重左衛門	四石三斗七升一合	二石七斗七升八合	七石一斗四升九合	畑一石五升六合 田四斗二升九合預り

61 佐左衛門	八石五斗五合	五石九斗三升四合	十四石四斗三升九合	畑二石一斗四升六合預り (なし)
62 *勝右衛門	—	四斗五升三合	四斗五升三合	
63 清藏	十三石八斗二升二合	六石二斗四合	二十石二升六合	
64 興助	七石五斗八升二合	二石七斗	十石二斗八升二合	
65 己之助	七石四斗一升四合	三石六斗三升一合	十一石四升一合	畑三斗七合、田三石九斗 三升三合預り
66 文治郎	四石五斗八升一合	二石三斗九升五合	六石九斗七升六合	(抹消)
67 *彦惣	八升七合	八斗六升四合	九斗五升一合	
68 下泉村 傳右衛門	—	壹斗八升八合	壹斗八升八合	
69 林同藏	—	四斗三升七合	四斗三升七合	
70 惣右衛門	—	壹斗四升壹合	壹斗四升壹合	
71 源同藏	—	五斗壹升六合	五斗壹升六合	
72 勇同助	—	三斗六升三合	三斗六升三合	
73 押切村 常右衛門	—	壹石四斗六升貳合	壹石四斗六升貳合	
74 久同五郎	壹石二斗七升	貳石六升貳合	三石三斗三升二合	八右衛門引受
75 半左衛門	壹石八斗六升壹合	四斗八升貳合	貳石三斗四升三合	

76	同彦兵衛	壹石七斗貳升五合	(貳石貳斗八升七合) (貳石八斗三升九合)	四石壹升貳合 (四石五斗六升四合)
77	同浅右衛門	貳石四升六合 (三石貳斗五升六合)	貳斗貳升七合 (五斗八升七合)	貳石貳斗七升三合 (三石八斗四升三合)
78	西山澤右衛門	六斗四升六合	八石九斗壹升七合 (九石四升九合)	九石五斗六升三合 (九石六斗九升五合)
79	同八右衛門	壹石三斗四升三合	五石二斗壹升五合	六石五斗五升七合
80	忠右衛門	三石九斗九升壹合 (二石九斗四升壹合)	貳石貳升三合	六石壹升四合 (四石九斗六升四合)
81	勇右衛門	貳石貳斗九升六合 (三石三斗四升六合)	貳石五斗三升八合 (貳石四斗五升壹合)	四石八斗壹升四合 (五石七斗九升七合)

以上は貢租を課する際に標準となる各戸所有の石高である。私がここにかんがりの煩雑さにも拘らず、敢て第二表を作成したのは、(一)前章に記載した出奔人の件につき、(二)又前章に記載した持高變化について、新しく多少の説明を加へ得るがためであり、又(三)以下述べんとする負擔の問題については基礎的なものとなるが故である。先づ第一の點について説明して置く。

前章に述べた文化十二三年における八軒の戸主出奔人中、「田畑割高帳」に當人又は後繼者の名稱を以つて記されてゐるものは、*印を附した(4)(18)(46)(47)(48)(62)(67)の七軒

である。この七軒の中で(4)(18)(46)(47)の四軒は文化十四年度において白紙を添附して、抹消してある。これは明かに一戸として貢租の負擔に耐へず、經濟的に獨立してゐないことを示すものである。さらに(62)を見ると、人別帳の戸主たる治郎兵衛の名の代りに、父勝右衛門の名となり、表面の全石高は、田石、三石八斗八升四合、畑石、壹石九斗二升八合を有するの、田は全部久左衛門持になり、畑は壹石四斗七升五合だけ重左衛門持になつて、残りの僅か四斗五升三合だけが勝右衛門の割高となつてゐる。明かに戸主出奔の原因が經濟的困窮にあることを示すものである。次に(67)の彦惣の分であるが、これは名儀は出奔人たる彦惣になつてゐるが、實際の割高が九斗五升一合に減じてゐる(表面上は六石五斗六升六合の持高)のを見ても、彼の出奔が同じく經濟的窮乏にあることが解る。九斗五升一合は恐らく残された家族に依つて維持されてゐるのであらう。唯残りの(48)代治郎の持分については解らない。總高は二石六斗ばかり減少してはゐるが、彼には全く家族がない。何人が四石五升六合の高を持続したのか。恐らく彼自身が立歸つて來てゐたのかも知れない。しかしこれらの點は貢租負擔者を明かにすると多少判明する。後に述べる。以上の外に、十三年より十四年にかけて、出奔人たることが明瞭な者に、(17)及び(5)がある。(5)の方はどうなつたか不明であるが、(17)の方は磯七なる者に一家

を立てさせてゐる。以上の外、(3)(58)(66)の如く文化十四年度において、抹消されてゐる者は、恐らく出奔又は人別帳に現はれてない理由で、その持高を失なつてしまつた者であらう。次ぎに第二の點各家の持高の變化について述べる。前章第五においては「人別帳」に記された持高に依つて各家の變遷を述べたのであるが、その時にも注意して置いたやうに、必ずしもその記載せる石高に信頼し得ないものがある。そこで今實際の經濟力と比較したのであるが、不幸にして、文化十四年度の「人別五人組帳」は二冊もあるに拘らず、何れも單に高持百姓とのみ記し正確の數字を掲げてゐない。従つて「人別帳」の示す石高と實際の石高との差違を精密には知り得ない。今第二表に掲げた石高を前章の分類と同様に、大中小の三農に分かつて見ると、次ぎの如き結果を得られる。

第三表

年 度	大 農			中 農			小 農			合 計	總 計	
	三十石以上	廿五石以上	二十石以上	十五石以上	十石以上	五石以上	一石以上	一石以下				
文化十三年	○	○	一	一	五	一七	二六	四八	一六	一三	一九	六八
文化十四年	○	○	一	三	一八	二三	四四	一一	四	一五	六〇	

以上は寺院及び他村の者(68より77まで)を省略した殘部について見たのである。唯「人別帳」と異なり、持高なき者の數はこれを擧げることが出来ない。これを前掲論文の表と比較すると、大農の著しい減退がその特徴で、略々同様の傾向を示してゐるが、後に述ぶるが如く、實際上においては小農が大農に漸次に併合されてゐるらしい。又文化十四年度だけを見ると、前年度より著しい衰頽を示してゐるが、これは同年が、後に述ぶるが如く、旱魃の年であつたからかも知れない。

以上は文化十四年度の文書類に依つて、大體前章の所論を補足したのであるが、さらに進んで同年における同村の年貢その他の事項について説明を試みよう。

四

徳川時代における農村の負擔の主要なる部分はその土地よりの生産物に對する貢租であつたことはいふまでもないが、それ以外に幾多の税や費用が賦課されてゐる。それらの殆どすべてが、第三表に示した石高に比例して、すべての高持百姓に賦課されるのである。従つて石高の少ない百姓ほど負擔は重くなる。又寺領とか神領とかは、この割宛のあるものからは免れる。同表の

(51) (53) がそれに當る。(52) は寺持ではあるが本來の寺領ではなく、恐らく百姓に金を貸し、終に流地にでもなつたものであらう。従つて諸負擔を分擔する。神領や寺領が多ければ多いだけ、それだけ百姓の負擔は増すことになる。又出奔人があると、矢張り全體に對する割宛は増大せざるを得ない。

今上泉村の村高を見ると、田石合三百五拾三石九斗貳升八合、畑石合貳百四拾壹石六斗九升六合、惣高五百九拾五石八斗八升四合である。この中から名主の手當として與へられる二十石と、寺の持高拾九石五斗五升貳合とを差引と、五百五拾六石貳斗九升六合である。従つてもし高拾石の百姓ならば、約五十六分の一弱の負擔をなせばよいことになる。然るに實際においてはそれ以上になる。即ち「近來潰株并出奔百姓持分、村惣作分、割出ヲ拔」くため、文化十四年改の割高は四百六拾七石九斗四升壹合と算定されてゐる。従つて拾石高の百姓は五十六分の一ではなく、約四十七分の一の負擔をなすことになる。しかも上記の高は必ずしも役所から指定する高と一致するものではない。今便宜上先に文化十四年の年貢割付決定の通知を左に掲載して置かう。因みにこの年は定免ではなく、檢見取である。

「高六百三拾九石五斗五升七合

内四拾三石九斗三升四合

無地高

上田拾貳町九反四畝歩

内貳反七畝歩

當丑早損引

殘拾貳町六反七畝歩

此 訣

三畝歩

反七斗三升取

拾貳町六反四畝歩

檢見取

中田八町五反壹畝六歩

内四反五畝歩

當丑早損引

殘八町六畝六歩

檢見取

下田拾町貳反七畝貳拾六歩

此 訣

四畝貳拾四歩

反三斗取

拾町貳反三畝貳歩

檢見取

上畑八町七反八畝貳拾七歩

内三町三反五畝貳拾歩半

當丑早損半毛引

第二章 農村經濟の一端

第二篇 農村生活の貧困

殘五町四反三畝六步半 反貳百文取

中畑拾三町壹反四畝拾貳步

內五町壹反貳畝八拾六步半 當丑旱損半毛引

殘八町壹畝拾五步半 反百六拾文取

下畑拾七町四反七畝貳拾六步

內五町五反七畝步半 當丑旱損半毛引

殘拾壹町九反貳拾五步半

此訣

八町四反八畝拾九步 反四拾九文取

九町四反貳畝六步半 反百貳拾文取

屋舖貳町三反七畝拾八步 反貳百文取

取米ノ百四拾七石五斗四升四合

內壹石四升 名主給引

殘米百四拾六石五斗四合

此俵四百拾八俵五分八厘三毛 但三斗五升入

一米四石壹斗八升六合 口米組 壹俵ニ付壹升宛 三斗七升入

此俵拾壹俵三分壹厘四毛

取米ノ四拾貫八百六拾六文

一永壹貫貳百七拾七文 口永

一永壹貫八百五拾五文 駒口永

一永拾五文 川役永

一永五貫三拾貳文 夫永

永合四拾九貫四拾文

內百五文 大豆代引

此大豆四斗七升貳合

此俵壹俵三分四厘九毛 但三斗五升入

外大豆五石壹升八合 當丑旱損ニ付御買上用給

殘永四拾八貫九百三拾五文

米四百貳拾九俵八分九厘七毛

納合 永四拾八貫九百三拾五文

大豆壹俵三分四厘九毛

外

第二章 農村經濟の二篇

第二篇 農村生活の貧困

米六俵四分四厘八毛 運賃組 百俵ニ付壹俵五分宛
 大豆貳厘 運賃組 右同斷 三斗七升入

右者當丑年御取箇書面之通候大小百姓立會無高下割合之上霜月中急度可致皆濟者也

この年は右割付にもあるやうに、早魃が相當甚だしかつたらしい。六月十五日には地方役所から、「打續旱魃ニ而、此度於野木明神ニ今十五日々來ル廿一日迄雨乞御祈禱被仰候間、其旨心得、小前之者共迄不洩様可申渡候、尤參詣之義ハ勝手次第可致候」と達したくらゐであつた。野木神社は古河の北方にあり、この地方の惣社である。しかし夏成永はこれと關係なく收納さるるものであるから、六月十二日付で廿六日に納付すべき旨が命ぜられてゐる。上泉村では十一日ですでに割宛が行なはれてゐる。そして期日通りに役所に納付してゐる。總金額金貳拾壹兩貳分と錢百拾七文である。しかしすべての百姓が完納し得たわけではない。これを表に作成すると次ぎの如くなる。(因みに永は標準割宛で、一貫文で一兩である。この六月の錢相場が七貫文で一兩であるから、永一文は錢七文に當る。頭書の番號は第二表のものに準ずる。以下すべて同じ)

第四表

1	永	金	額	備考
1	八百三十九文六分	金	三分ト五百六十四文	備考
2	七百六十九文三分	金	三分ト百三十五文	備考

3	九十八文	錢	六百八十六文	
4	四百文八分	金	壹分貳朱二百三十一文	
5	百四十貳文四分	金	二百廿二文	
6	五百三拾五文五分	金	貳分貳百四十九文	
7	五百貳拾文	金	貳分百四十文	
8	五百貳拾文	金	貳分百四十文	
9	五百貳拾文	金	貳分百四十文	
10	五百貳拾文	金	貳分百四十文	
11	五百貳拾文	金	貳分百四十文	
12	百八拾六文三分	金	貳朱四百廿九文	
13	八百十三文五分	金	三分ト四百四拾五文	
14	*六百五十六文六分	金	貳分貳朱貳百貳十一文	
15	七拾文七分	錢	四百九拾文五分	外ニ七拾四文 無地高
16	百三拾六文	金	二朱七十七文	
17	七拾九文六分	錢	五百五十七文	
18	貳百六文	金	貳朱五百六十七文	外ニ年賦上納 貳朱
19	百廿五文	金	貳朱	
20	四百八拾四文	金	壹分貳朱七百五十六文	
21	百九十二文	金	貳朱四百六十九文	
22				
23		金	壹分貳百三十八文	
24		金	壹分百五十四文	
25		金	壹分貳百六十六文	
26		金	壹分百十九文	
27		錢	六百七十二文	
28		錢	六百七十二文	
29		金	壹分	
30		金	貳朱百八十二文	
31		金	壹分二朱三百廿二文	
32		金	壹分二朱三百廿九文	
33		金	壹分貳朱八拾壹文	
34		錢	七百四十九文	
35		錢	百三十一文	
36		金	壹分貳朱七百八十四文	
37		金	貳分三百九十二文	
38		金	三分二朱四百十九文	
39		金	貳分貳朱三百四十七文	
40		金	二朱六十九文	
41		金	壹分八百十二文	嘉藏納
42		金	貳朱貳百八十七文	
43		金	二朱四百廿六文	

44	百拾七文	錢八百拾九文	
45	六十文六分	錢四百廿四文	
46			
47			
48	百五拾文	金二朱百七十五文	内三百十七文
49	*百六十文	金二朱二百四十五文	納右衛門(56)
50	*百七十一文	金二朱三百六十九文	
51	五百六十文	金貳分四百廿文	
52	貳百二十七文	金二朱七百十四文	
53	百六十一文	金二朱貳百五十二文	
54	三百五十二文	金壹分七百十四文	
55	*貳百四十一文	金貳朱八百十四文	
56	百八十八文七分	金二朱四百四十六文	
57	貳百七拾壹文	金壹分百四十七文	
58			
59	六百廿貳文七分	金貳分八百五拾九文	内百五十二文
60	四百文五分	金壹分二朱百七十九文	おでん勇右衛門納
61	六百廿六文三分	金貳分二朱九十壹文	
62	三拾七文五分	錢二百六十三文	
63	五百貳十六文	金貳分百八十二文	
64	貳百廿六文	金二朱七百七文	
65	*三百廿八文	金壹分五百四十六文	
66			
67	八拾文四分	錢五百六拾三文	
68	拾八文三分	錢百貳拾八文	
69	四拾文	錢貳百八拾文	
70	拾五文	錢百五文	
71	五拾五文	錢三百八拾五文	
72	三拾七文	錢貳百五十九文	
73	百三十三文	金二朱五十六文	
74			
75			
76	貳百七拾文	金壹分百四十文	
77	八拾九文貳分	錢六百廿四文	
78	七百七拾貳文	金三分百五十四文	
79	四百九拾九文五分	金貳分	
80	百九拾壹文	金貳朱四百六十二文	
81	三百三十三文	金壹分三百七十二文	外二七十四文 無地高

右の中*印を附した者は期日まで完納しなかつたと思はれる者で、十一を算へるが、全體の

約一割五歩に當る。

七月になつて畑方の検見がなされた。地方役所から次ぎの如き命令が發せられた。

- 二人足七人
- 越路 金藏
- 川岸 惣藏
- 西村角 太夫
- 齋藤 吉左衛門
- 堀 越門左衛門

右者其村、畑方見分として、明廿一日差口にて朝五ツ時出宅致出役候間、案内并書面之人足差出可申候、且其外敷札等建置、小前帳取調、諸事差支無之様取計置可被申候、休泊之儀者前夜泊可申觸候已上

ぬる。

これは勿論秋作に對する見分であらう。田方に對する最初の觸書は八月廿日地方役所から出てゐる。
「當丑田方早稻中稻晚稻見定之上、九月五日迄ニ定納請書可差出候、尤檢見皆損無根付田見分願出候村方は村役人百姓代立會、入念内見いたし、右日限迄之内願書可被差出候、併少之損毛有之村方ニ而見分可相願存志ニ而も、内見濟迄麥作仕付手後は勿論、通入用費在之間敷事にも無之、百姓共見分可相願存志之村方は此段得と勘辨の上願書可差出候已上」
上泉村はこの年の早損がかなり甚だしかつたので、見分を願ひ出たものと思はれる。九月五日

廻村の四日前、朔日に左の如き觸書が到達した。

「其村、爲廻村明後四日頃、役役出役有之候間、左様相心得、極老孤獨長病人、極貧ニ而雨露之凌も相成兼候もの共、并當春廻村後遷子縁組飛入百姓子育御救御手當被下候もの共、見分有之候間、夫、取調有無之段、前泊江書付可差出候、一當春中、損地手續相願置候村、此度廻村之節見分有之候間、見聞相願置候村ニ而者、歎札小前取調、諸支差支無之様、用意可致候、猶又日限林段等之儀者取究前以相申候以上、」

廻村は單に早損等の見分のみならず、一村の救貧視察をも兼たるものであつた。ここに一寸注意して置くことは、この廻村範圍が宗門改めの時の寄村と異なることである。即ちその範圍は新波村、近間田村、中里村、下泉村、上泉村、小林村、東水代村となつてゐる。さらに九月四日になつて、五人の役人が翌五日前六ツ半（午前七時頃）出宅するから、名主、年寄壹兩人に、百姓代壹兩人、印形持參出張、又人足拾壹人準備して置くことを觸れてゐる。五日新波村が晝賄、押切村泊り、宿賄を命ぜられてゐる。

かくて九月になると國役及び御藏三役の割付が定まる。國役は前年度子の年の分で、金壹兩三分二朱と錢六百八拾貳文、御藏三役の方は金壹兩と錢壹貫六百八拾文であつた。大體御藏前入用は高百石に付永貳百五十文ぐらゐであるが、この場合上泉村高六百三十九石として計算すれば、

少し低いやうである（但し錢相場兩に七貫文として）。しかし實際の割付石高は前述の如く四百六拾七石九斗四升壹合であるから、結局普通より高くならう。さて前記の兩者を合せて、貳兩三分貳朱と錢貳貫三百六十六文、これを錢に換算して、貳拾貳貫四百九拾壹文、高壹石につき四拾八文づつの負擔となつた。さらに朝鮮聘使に關する國役高掛り金、壹兩壹分と永五拾貳文四分六厘八毛、及び前年子年御藏修葺掛り割落し、壹貫九百六拾五文、合計錢拾壹貫九拾五文、この割壹石につき貳拾四文と計算された。従つて合計金四兩三分と錢三百三拾六文となる。百姓代作左衛門が各各から取立て惣代に渡した總金額は金三兩三分二朱で、三分貳朱と錢三百三十六文は名主の負擔となる。各自の割宛は次ぎの如し。

第五表

名主	國役及び番給	對州國役	備考
1	六百四拾壹文	三百二十一文	
2	—	—	
3	—	—	
4	貳百貳文	百壹文	
5	五百拾四文	貳百拾七文	
6	—	—	
7	—	—	
8	八拾四文	四拾四文	
9	七百拾六文	三百五拾八文	
10	六百八拾八文	三百四拾四文	外ニ三百卅二文清藏分
11	五百四拾三文	貳百七拾貳文	
12	四百拾三文	貳百拾七文	
13	八百四拾貳文	四百貳拾壹文	
14	四百貳拾五文	貳百拾三文	

15	三拾六文(?)	拾八文	でん納
16	八拾七文	四拾四文	
17	六拾貳文	三拾壹文	
18	—	—	
19	貳百三十壹文	百拾六文	
20	四拾三文	貳拾貳文	
21	三百八拾八文	百九拾四文	
22	二百三十七文	百拾九文	
23	貳百七十文	百三拾五文	
24	貳百八十五文	百四拾三文	
25	三百十二文	百五拾六文	善治郎納
26	三百六十六文	百八拾八文	
27	四百九拾三文	貳百五拾八文	
28	五十文	二十五文	
29	五百四文	貳百五拾文	
30	貳百貳拾六文	百拾三文	
31	四百四拾六文	貳百貳拾三文	
32	七百七拾貳文	三百八拾五文	
33	四百五拾四文	貳百貳拾七文	
34	貳百拾四文	百七文	
35	貳拾貳文	拾貳文	
36	五百五拾六文	貳百七拾八文	
37	四百九拾三文	貳百五十八文	吉左衛門納
38	五百廿六文	貳百六十三文	
39	六百八拾六文	三百四十三文	
40	十六文	八文	
41	四百八拾八文	貳百四十四文	
42	三百八拾八文	百九拾四文	
43	貳百貳文	百三文	
44	貳百三十文	百拾五文	
45	百四拾八文	七拾貳文	久五郎納
46	—	—	
47	—	—	
48	百九拾五文	百文	
49	四百三拾貳文	貳百拾六文	
50	三百八拾五文	百九拾貳文	
51	—	—	
52	貳百三拾貳文	百拾六文	
53	四十九文	貳拾五文	
54	三百六拾文	百八拾文	
55	三百八拾八文	百九拾四文	丈八納
56	三百五拾五文	百七拾五文	

57	貳百八拾三文	百四十貳文	
58	—	—	
59	五百四拾四文	貳百七拾貳文	
60	三百四拾四文	百六拾八文	
61	六百九拾四文	三百四拾六文	
62	貳拾貳文	拾壹文	
63	九百六拾壹文	四百八拾壹文	
64	四百九拾四文	貳百四拾七文	
65	五百七十文	貳百六拾四文	
66	—	—	
67	四拾六文	貳拾三文	
68	九文	五文	
69	貳拾壹文	拾壹文	
70	七文	四文	
71	廿六文	十三文	
72	廿六文	—	
73	七拾文	三拾五文	
74	百六拾文	七拾八文	
75	百拾貳文	五拾貳文	
76	貳百拾九文	百拾文	
77	百九拾貳文	九拾四文	
78	四百六拾五文	貳百三拾三文	
79	三百廿七文	百六拾貳文	
80	貳百三拾八文	百拾九文	
81	貳百七拾八文	百三拾九文	

以上の割付けにつき、各戸に變化があつたためか、一二不審に思はるるものもあつたが、暫く帳簿記載のままにして置いた。これに續いて畑方秋成年貢徴收の命令が九月十四日に渡り、同廿六日までに納付しなければならなかつた。錢相場は前の場合と變りがなかつた。永が拾貫六百拾七文餘で、金六兩貳分と錢廿八貫文といふ總計になつてゐる。結局拾兩貳分である。その割宛は次ぎの如くである。

永	金	額	備考
1	四百文	金壹分二朱百七十五文	
2	三百七十五文	金壹分貳朱	
3			
4			
5	三拾文	錢四百拾文	
6	貳百文	金貳朱五百廿五文	
7			
8	七拾五文	錢五百廿五文	
9	貳百六拾五文	金壹分百五文	
10	貳百五十文	金壹分	
11	貳百六十文	金壹分七拾文	
12	九拾五文	錢六百六十五文	
13	四百文	金壹分二朱百七十五文	
14	三百廿五文	金壹分五百廿五文	
15	三十五文	錢二百四十五文	
16	七十文	錢四百九十文	
17	四十文	錢貳百八十文	
18			
19	百三十五文	錢七百廿一五文	
20	五十文	錢三百五十文	
21	貳百四十貳文	金二朱八百拾九文	
22	百文	錢七百文	
23	百四十貳文	金貳朱百十九文	
24	百三拾六文	金二朱七拾七文	
25	百文	錢七百文	
26	百三拾四文	金貳朱六拾三文	
27	百五十五文	金二朱二百拾文	
28	四十八文	錢三百三十六文	
29	百廿五文	金貳朱	
30	七拾五文	錢五百廿五文	
31	貳百拾文	金二朱五百九十五文	
32	貳百貳拾壹文	金貳朱六百七十五文	
33	百九拾五文	金二朱五百十一文	
34	五十三文	錢三百七十一文	
35	拾七文	錢百拾九文	
36	貳百四十九文	金貳朱八百三十三文	
37	貳百七拾八文	金壹分貳百文	
38	四百八拾文	金壹分貳朱七百三十五文	

39	三百三十五文	金壹分五百九十五文	嘉藏納
40	九文四分	錢六十六文	
41	百八十三文	金二朱四百六文	
42	八十三文	錢五百八十一文	
43	九十三文	錢六百五拾一文	
44	六十四文	錢四百四十四文	
45	三十三文	錢二百三十三文	
46			
47			
48	七拾五文	錢五百廿五文	
49	九拾文	錢六百三十文	
50	七拾四文	錢五百十八文	
51	貳百八拾文	金壹分貳百拾文	
52	百拾四文	錢八百貳文	
53	八十壹文	錢五百六拾七文	
54	百八十五文	金二朱四百廿文	
55	百廿壹文	錢八百四十七文	
56	九拾四文	錢六百五拾八文	
57	百三拾六文	金貳朱七拾七文	
58			
59	貳百文	金貳朱五百廿五文	
60	貳百文	金貳朱五百廿五文	但し貳朱の半納
61	三百拾三文	金壹分四百四十三文	
62	拾八文	錢百廿六文	
63	貳百六拾三文	金壹分九拾壹文	
64	百拾三文	錢七百九十三文	
65	百六十四文	金貳朱貳百七十三文	
66			
67	四十二文	錢貳百九十四文	
68	拾文	錢七拾文	
69	廿文	錢百四十文	
70	八文	錢五十六文	
71	廿八文	錢貳百文	
72	拾八文	錢百廿六文	
73	八拾文	錢五百六拾文	
74			
75			
76	百三拾五文	金貳朱七拾文	
77	四拾五文	錢三百拾五文	
78	三百八拾六文	金壹分貳朱七十七文	
79	貳百四十五文	金貳朱八百四十文	
80	九十五文	錢六百六十五文	

81 百五十一文 金貳朱百八十二文

以上の收納をなし終ると、間もなく九月廿八日に早稻田の檢見觸があつた。

二人足拾四人、馬壹疋

早川 惣右衛門

小野田 平四郎

越路 金藏

河岸 惣藏

黒澤 能右衛門

源川 播四郎

石田 鐵治

右者其村、早稻田爲檢見、明後朝日駒込村泊リニ而、翌二日上泉村ニ而出發有之候間、人馬繼立等申合、諸事差支無之候取斗可申候已上

さらに十月九日同じく檢見並びに皆損田見分のため、十二日頃城下古河町を出發するといふ通知があつた。「尤宿之儀有成丈ヶ壹軒ニて間合候様相心得、若役宅手挾之場所者、百姓家ニても手廣之方用意致可候」といふ注意があつた。見分村は廿六ヶ村、檢見村は貳ヶ村であつた。八人の役人が豫定通り十二日に古河を出發して檢見をなした。それらに關する費用については後に述べる。

十一月五日未だ割付の決定されぬ以前に、突然餅米入用につき、拾貳俵十五日迄に納付すべしといふ命令が下つた。しかも未だ期日にもならぬ八日に、來る十四日迄に七分通りは御藏納すべしと催促してゐる。「延引いたし候村方も有之候得共、御急之事故隨分致出精可申納」といつてゐる。その理由は全く解らない。ところがなかなか納付しなかつたものと見え、十一月廿一日になつて、又々早々相納むべしといふ督促狀を發してゐる。

十一月十九日貢米割賦方の通知があつた。そして廿三日に御物成割付を廿六日に相渡すから出頭すべしといふ通知があつた。それが最初に掲げた割付狀である。納方の通知が先に來るのは、順序が逆の様に思はれるが、納付の方が實際的なもので、割付の方は計算の基礎を示したに過ぎないからであらう。

先づ納米總額は前掲割付にあるが如く、本米、口米及び運賃を寄せて、四百三拾六俵三分四厘五毛となる。それを御城米三拾四俵、並御用米七拾貳俵、御膳米三俵、餅米拾壹俵、粳米四拾四俵（正米にして貳拾貳俵）をそれぞれに收める。殘部は藏米となる。永は本途口米、駒口永、夫永、川役永共に、四拾八貫九百三拾五文で、金四拾八兩三分、永百八拾五文となる。その内夏成

貳拾壹兩貳分(第四表)、秋成拾兩(第六表)はすでに上納した。又冬成上納拾貳兩壹分ト永百五拾三文、夫永五兩ト永三拾貳文はそれぞれ上納し、翌文化十五年寅四月に全部皆納の請取を與へられてゐる。以上の外に大豆壹俵三分六厘九毛(本途運賃共)、糠糲永八百貳拾四文を合せ納め、これで貢租は全部納入されたことになる。

もし田一反につき平均米一石の收穫があるとするならば、早損の檢見引となれる反數を引去ると、三拾壹町一畝餘であるから、三百十石の收穫があるべき筈である。これに對して、百四拾八石弱を課してゐるが、これは恐らく五公五民の標準であらう。又口米運賃等を加算すれば收穫三百十石の假定に對しても半半になるから、大體半分を貢租と見てよい。

各戸の割宛は如何。今すべての家について第四表、第六表の如きものを作製するには、少しく資料が不足してゐるから、大中小農の各代表的なもの一名について、大體上記各貢租の負擔を記して見よう。

第七表

番號	石高	田方	畑方	糠糲永	夫永その他
63	二十石餘	十九俵三斗四升九合	永一貫六百十二文三分	金壹兩ト 四貫二百八十六文	夫永等 壹貫四百六十二文

6 十石餘 十一俵三斗七合

永一貫八十四文

金壹兩ト
五百八十八文

二百五十八文

夫永等七百八十二文
駒口永三十七文八分

22 四石七斗 三俵三斗五升五合

五百六十六文三分

錢三貫四百六十四文

百廿四文
夫永等
三百六十一文

この一俵は四斗入である。以上の外に第五表に掲げた永を加算する必要がある。その外にも今は算出し得ないものが、幾らかあるが、それらは大したものではない。唯ここに注意を要するのは割付には三斗五升入とあるにも拘らず、実際には四斗入として詰めてゐることであつて、従つて割付に依る計算より貢租が重いことになる。「算法地方大成」などを見ると、

「右俵入中古は納米斗樹に山盛に斗りしゆゑ三斗五升入壹俵は四斗餘もあり、其後農民御教として壹俵に付二升程も入目減するなり、猶又元年中百姓御教として三斗五升に貳升の延米を加へ三斗七升入にて納む、尤三斗六升はかり、七升目は山樹にて斗るなり、享保年中三斗七升の上込米貳升を加へ納むる事始りしが、其年限にて止む、また元の三斗七升入となりたり」(卷二、四十二丁)。

とある。何れにしても農民の負擔が大になつて來ることは明かである。一俵を四斗入として計算するとその納付せる四百三拾六俵三分四厘五毛は百七拾四石五斗三升八合で、實際納むべき石數百五拾四石餘(口米運賃共)に比して、二十石餘の増徴となる。勿論吟味の際や、運搬の際に喪失する高も相當あらうが、農民の負擔の増大には變りがない。

五

なほ以上の計算をなしつつある際に発見したことは、第二表に掲げた石高さへも、それは實際に各家が所有するものを示すものでないことが解つた。勿論名義上はそれぞれの所有田畑であるが、事實は大百姓の手に歸してゐるのである。即ち家計困難のため、出奔し去つた者、又は擔保にとつて金を貸したものでないかと思はれるものである。

今解つたものを擧げると次ぎの如くなる。

第八表

元	高	合併されたるもの
1	十八石四斗七升三合	(20)九斗五升七合
2	十三石一斗七合	(48)四石五升六合 外一不明
6	六石六斗五升三合	(46)三石五斗一升二合
9	十四石九斗	(61)の一部
13	十七石五斗四升四合	(7)二石四斗三升九合
24	五石九斗三升	(4)及び(67)の一部

25	六石四斗九升八合	(3)、(4)及び(61)の一部
26	七石六斗一升九合	(58)及び(61)の一部
27	十石二斗七升六合	(61)の一部
31	九石二斗九升四合	(18)の一部 (16)一石八斗一升三合 (66)の一部
32	十六石八升一合	(61)の一部
33	九石四斗四升七合	(67)の一部
36	十一石五斗八升三合	(17)の一部
38	十石九斗五升七合	(62)の一部
39	十四石三斗四合	(3)及び(67)の一部
59	十一石三斗三升七合	(3)(17)(18)及び(61)の一部 (40)三斗三升
60	七石一斗四升九合	(61)(62)の一部
63	二十石二升六合	(58)の一部
64	十石二斗八升二合	(47)三石二斗一升 (61)の一部
65	十一石四升一合	(62)の一部
78	九石六斗九升五合	(66)の一部

右の表が語るところは、大體において持高の少ない小農が大農に併合されてゐる事實である。

しかし上泉村においては絶對的勢力を有する大農はなかつたらしい。合併せる百姓は大體において十石以上、もしくはそれに近いものであることは、右の表に依つて解るが、合併された百姓を見ると(第二表参照)、文化十四年度において抹消された(3)(4)(7)(18)(46)(47)(58)(66)を前年度の持高で計算に入れれば、五石以上の者は四戸に過ぎない。その内(61)の十四石四斗といふのは殆ど例外といつてもよい。事情は全く不明であるが、何らかの事件があつたのであらう。それに次ぐものは、(18)の七石六斗である。一石以下の者は(67)(20)(62)(40)の四戸である。以上に依つて、すでに前述せる如く、大農への併合の傾向は、比較的その傾向の弱い上泉村においても、かなり現はれてゐたといつてよからうと思ふ。

六

問題を再びもとに戻して、農村の負擔について考察すれば、上記の貢租の外に、なほ多くの負擔が村全體にかかつてゐる。先づ最初に檢見に關する費用について調べて見よう。この年に數回見分の役人が出張したことは、すでに第四で述べた通りである。役人出張に際し如何なる負擔があつたかといふに、殆どすべて實物負擔の如くである。即ち「晚稻御檢見諸入用扣帳」(十月廿

二日分)を見ると、米、引割、そば、小麥、夜著、布團、草鞋、菓子、大豆、さんま、大根、菜、いも等が上つてゐる。大部分名主、年寄以下、大百姓が提供してゐる。しかし後にこれが何れも評價されるらしく、大根二本二十文とか、菜三拾二文とか記されてゐる。但し米とか夜著とか重要なものには値段が記してない。「當丑御檢見諸懸り割賦帳」には、この年の檢見入費を金三兩貳分と錢三拾貫九百四十四文と記してゐる。その内御賄代金壹分ト壹貫八百四十四文は給與されたものらしく、これを差引金三兩壹分と錢貳拾九貫百文、錢に直して五拾壹貫八百五拾文を各戸に割賦してゐる。

その割賦を上納せる米高に應じて按分してゐるのであるが、その高を米五百九拾六俵、内皆損田引貳拾六俵、名主分拾俵を引去り、べて五百六拾俵としてゐる。貢租米として納付したものは、前述の如く四百三拾俵餘であるから、その外に百貳拾三俵餘上納してゐることになる。この上納に關する記事は現在ある文書中の何處にも發見出来なかつた。「當丑田方御年貢米勘定帳」の納俵數を總計して見ても、この數字は出て來ない。全く不明であるが、これに依つて前記の金額を割り、壹俵九拾三文とし、壹斗につき貳拾貳文づつ、壹升に三文づつとしてゐる。この割合も頗る妙で、升納の分が一番損で、斗單位のものが一番得となる。

次に村諸入費である。今かりに(一)賄、(二)諸色、(三)食料、(四)筆墨紙、(五)公役諸掛、(六)旅費の六項目に分ち、益暮二期の支出を表示すると次ぎの如くなる。暮の帳簿は蟲喰のため不明のものが二三存する。

第九表

	前期(七月)		後期(十二月)	
	金	錢に換算	金	錢に換算
賄	錢三貫五百八十六文	三、五八六	錢十貫百三十六文	一〇、一三六
諸色	錢一貫四百八十九文	一、四八九	錢六貫二百八十四文	六、二八四
食料	錢九百八十八文	九一八	錢二貫五百五十文	二、五五〇
筆墨紙	錢三貫三百文	三、三〇〇	錢三貫三百文	三、三〇〇
旅費	錢三百文	三〇〇	錢三貫二百十五文	三、二一五
公役諸掛	錢二百十六文	二一六	錢四兩二朱ト	四二、九五四
前期未拂分	錢一分貳朱ト		錢十四貫七十九文	
不明分	錢一貫二百六文	三、八三一	金二分ト	
總計	金一分貳朱ト 十一貫十五文	一三、六四〇	金四兩二分二朱 四十貫七百四文	七三、〇九七

これを各持高に割付け、前期は高一石につき三十文で、後期はすでに以前に取立てた諸役錢、依賣代等金壹兩壹分と錢七貫三百五十五文を差引き、一石につき百二十二文宛となつた。もし全部割宛てれば、百五十六文宛となる。この内賄といふのは、恐らく出張した諸役人等に對する御馳走らしく、諸色は諸雜費、竹代、繩代等を含む。食料は村役人が役宅における食費用のもので、米、豆腐、いも等の購入費である。名主の私宅が役宅であつた當時において、これらの費用や筆墨紙についてどれだけ嚴重に公私の別が立てられてゐたかは疑はしい。旅費は村役人の出張の泊賃や舟渡賃等を含む。公役諸掛が前期に比して、後期に頗る多いのは、貢租納付の關係上止むを得ない。例へば「御藏諸掛り」として、金壹兩壹分と錢九貫七百文を消費してゐるが、錢七貫文を壹兩とすれば、實に全部で三兩に近い金を費してゐるのである。この期の公役諸掛の中に、古河年始壹貫八百文、野廻役中年始金二朱と二百文を計上してゐるが、これは來年正月の分を豫め前年度に徴集してでも置くのであらうか。何れにしてもかうした公役諸雜費といふものは少なからざるものである。當時文化期にあつては、嘉永、安政頃に盛んに現はれてゐる浪人草鞋錢なるものは、未だ全く見當らない。

次に鷹場に關する諸費用であるが、これについては如何なる負擔が農村にかかつて來るか、

その大體を知るために、これに關する主なる觸書を月日の順に掲げて見よう。八月四日に禁獵に關し、次ぎの如き命令が、御鷹方野廻役から發せられてゐる。

「以廻狀申達候、前前々被仰渡候御鷹場御法度相守可申候、附たり魚殺生之儀、當八月朔日々來三月晦日迄御停止被仰渡候間、得其意例年之通り札立來り候場所へ立置、御停止急度相守可申候、尤此廻狀村下請印いたし、不限晝夜早々順達、留村に可相返候。」

如何なる理由かは知らないが、魚獵禁止が、假令ある特定の場所だけであつたとしても、禁獵期間が一年の三分の二の期間に互ふことは甚だしいものといへよう。さらに八月二十六日同じ役向から左の如き觸書が出てゐる。

「以廻狀申達候、其村村鴨廻通樹木伐透并下草刈込之義、來ル九月晦日迄例年之通、皆出來致置可被申候、且又廻廻御鷹渡り假橋之義、前文同様同月晦日迄ニ毎年掛り來り候場所、掛ヶ置可被申候、尤目印笹竹壹木つつ建立、御用御差支無之様取斗可被申候、勿論此廻狀村請印不限晝夜早々順達、留り村々、我等宅可被相返候以上、」

しかしこの年は十月以來「殿様御病氣、爲御平癒野木大明神におゐて御祈禱」をする有様であつたから、勿論自身の鷹狩はなかつた。しかし鷹匠の順廻はあつたらしく、十一月六日左の如き觸書が到達してゐる。

一御鷹三居

御鷹匠

杉山 吉左衛門

井御組合

右者一兩日中ニ其邊江當著被致候間、鴨廻通渡假橋相改、損し候へ、直し置、御用御差支無之様取斗可被申候、尤此廻狀刻限迄早々順達、留村々我等廻村先江可被相返候以上」

これら鷹匠の宿泊に際しては、勿論村に相當の負擔をかける。鷹匠の宿泊賃に木錢として渡さるる金額は全部を償ふに足りないものである。文化十四年正月の「御鷹宿諸入用割帳」は勿論前年度分であるが、それに依ると、金壹分二朱と錢拾貫三百三拾七文かかり、木錢として三百三十四文を與へられてゐるに過ぎない。この場合も名主を始め、大百姓が米、真木その他の實物を供給し、これを金錢に評價して割宛ててゐるのである。この鷹匠關係の金額は少ないけれども、それに關聯して提供される村の勞力は決して少ないものではなかつたらうと思はれる。

さらに勞力提供には自普請場がある。橋梁道路等の普請は、一部公の負擔に依るところもあるが、一部は村方の負擔である。これを自普請場といふ。これらの普請は勿論農閑期になさるべきもので、従つてこの年も正月に村普請にかかつてゐた。然るに鷹匠筋から次ぎのやうな苦情が出てゐる。

「以廻狀申達候、其村八耕地筋ニおゐて土普請等いたし候村方も相見へ候ニ付、此節右土普請有之候ては、人足多、鶴代差障り相成候間、鶴御投御用相濟迄、耕地土普請并野火焚之義堅相控可申候……」

これと上泉村の普請と關係があつたかどうかは解らないが、何れにしても普請が多く、労働を要することは明瞭である。この年の入用がどれ程かかつたかは不明である。

この外随時に労働を徴發されること少なくない。又馬を多く徴集されることもある。例へば亀朶積の際の如きである。勿論かういふ場合には賃銀は與へられる。

「馬拾六匹

上泉村

右者赤塚村御林も亀朶附出候ニ付、前書之馬、來ル七日八日兩日割合、才領差添、右御林江可差出候、尤去年中之廻之通、壹疋ニ付拾六束付、駄賃六拾四文宛相渡し候間、左様相心得、於役所受取可申様申付、可差出候、且附込等いたし候義者勝手次第可致候、其段山守共江も申付置候已上、

正月廿八日

山方役所

賃銀を與へられたとしても、殆ど村の全部の馬が徴發されることは、(届出馬数は十八匹である)、もし他の仕事のあつた場合には、全く仕事を中止せざるを得ないのである。殊にその賃銀が最低であり、費用を償ひ得ないことが多いのであるから、農村經濟のかうした目に見えぬ損失

も少なくなかつたのである。

最後に徳川時代の農村にとつて、甚だしい負擔となつたといはれる助郷の問題であるが、遺憾ながらこの年に關する資料は頗る乏しい。上泉村は日光例幣使街道の富田宿に助人馬を出だすことになつてゐる。この年も例幣使通行の際には勿論徴發されてゐる。

「一人足貳拾七人

上泉村

右者日光

御例幣使様來ル十二日夜佐野宿御旅館ニ而、翌十三日未明當宿御通轡被爲提候間、書面之人足并才料指添、十二日夕詰可被遣候、尤老人小供相除被成可、且此廻狀村下被成印形、辨時進□早、御順達、留村を御返し可被成候以上

文化十四年丑四月十日

富田宿役人

しかし實際に徴發されるのは、單に日光例幣使通行の際ばかりではない。今この年の資料がないから、明和五年の分を左に示して、その大體を窺ふ資料とする。

第十表

月日	人足	馬	使用數	賃錢	備考
二月十七日	三人	二匹	輕尻一匹	廿三文	
二月廿日	四人	二匹	人足四人	百廿四文	日光火消役通行

第二章 農村經濟の一端

四月十三日	二十人	ナシ	人足二十人		日光御幣使通行
四月廿七日	三人	二匹	人足二人	四十文	日光火消番通行
四月晦日	四人	二匹	人足三人 馬二匹	四十七文	同上
七月六日	三人	二匹	人足三人		同上
七月九日	五人	二匹	人足五人 馬二匹	二百文	同上
八月廿日	十一人	二匹	人足八人 馬二匹	二百七十三文	(大久保伊豆守家中通行 日光興雲院御用)
九月十六日	ナシ	二匹	馬二匹	四十四文	日光火消番通行
十一月廿日	三人	二匹	人足三人 馬一匹	三十四文	同上
十一月廿六日	四人	二匹	人足三人 馬二匹	三十六文 (馬二匹分)	同上

以上の如く觸當に依つて人馬を提供しても、必ずしも全部が使用されるわけでなく、使用されなければ、賃錢も與へられない。一日無駄に費して歸村することになる。右のうち人足を使役しながら、賃錢が出てないのがあるが、その理由は全く解らない。しかもそれが四月、七月、八月、九月といふやうな農繁期に當つては、全くたまつたものではない。唯上泉村は日光例幣使街道といふやうな、比較的通行の少ない宿驛に當つてゐたから、東海道その他の大街道におけるほどの、弊害はなかつたやうである。しかしなほその負擔は上述しただけに止まらず、以上の外

に富田宿に對し、役場錢なるものを支拂つてゐる。その割合は持高壹石につき壹ヶ月三文七分七厘となつてゐるが、總額年五兩貳分と計上されてゐる。なほ助郷については第三章に若干例證する。

七

以上文化十四年度における上泉村の負擔を出来る限り明かにしようと思つたのである。勿論以上がその負擔の全部ではない。藏米搬入の運賃や大豆買揚の負擔等、この年の資料を缺如してゐるものは、これを省略してゐる。又さらに寺社佛閣の勸化その他に、村民が相當の費用を遣つてゐることは明かである。現にこの年にも同國小野寺村大慈寺に對しては特に寄附を致すやう、觸書を以つて勸誘してゐる。即ち

「右寺内大師堂及被壞、修葺爲助成、當丑年々三ヶ年之間、勸化被成御免、御領分可致巡行候、右寺御領内古跡之訣ケツ以、日光御門主様御願被仰入候義ニ付、御免被成候事ニ候間、志之輩者、分限ニ應じ、成丈ケ相應ニ寄進致し可遣候、已上」

かうした半ば強制的な寄附以外に、當時の如く民間信仰の盛んな時代にあつては、幾多の寄謝

がなされ、農村の窮迫を加へ、その窮迫が又一層多くの寄謝をなさしむる機會を作つたのであつた。その外村の祭禮費や冠婚葬祭の費用等が農民の僅かな収入に、かなり大なる負擔となつたことは明かである。上泉村については、今この部分を知るべき資料を全く有してゐないので、具體的に明かにすることは出来ない。

さらに耕作に要する諸費用、種代や肥料代、さらに諸農具の修費を考へる時、その収入の大部分が上記の諸費用に宛てられ、生活費として残るところは極めて乏しいものであつたことを、十分に想像し得る。従つて小農は僅かに保有してゐたその土地を質入して、小作人に轉落する。彼等がさうした地位に陥ると一層苦しい状態に進む。例へば前述したやうに、實物を提供する農民は比較的富有の百姓であり、その實物を評價して貨幣額の割宛を受ける者は小農である。その場合富有な者が利益であることは説明するまでもあるまい。

かくしてここに農民の借金生活が始まるのである。しかし彼等が兎に角もかうした生活に相當永く耐へ忍び得たのは、その負擔が未だ多く勞力や實物であつたこと、及び五人組制度や講の仕組等に依つて、ある程度の緩和策が講ぜられてゐたためである。

上泉村の五人組規約は時代に依つて變化してゐるが、最も簡單なものを左に紹介して置かう。

「右之通五人組相互ニ吟味仕、御法度之趣相守リ可申候、

一火之元常ニ申合大切ニ可仕候、

一五人組之内身持惡敷もの候ハ、異見仕可申候、若承引無之候ハ、吟味之上如何様ニも可仕候、

一御年貢諸(請か)等難避仕候もの候ハ、五人組立合詮儀仕、御上納爲仕可申候、若シ本人滞申候ハ、五人組之内ニ而先取替御定納可仕候、其上ニ而何分ニも埒明申様可仕候、

一田畑荒シ不申候様ニ可仕候、自然收納之前長煩拵仕候ハ、五人組立合仕、御收納可仕候、

一他所江罷出一夜泊りに候共、五人組申通し、其上先様參所村名申置罷出可申候、尤長逗留仕申間敷候、

一何様之六ヶ敷儀、出来申候共、五人組之内ニ而相談仕、相濟申様ニ可仕候、若祖之内ニ而相濟申がたき儀候ハ、村役

人江申出吟味仕候、

一萬一惡事出来、内證ニ而相濟不申、御公儀様江御訴申上候節、入用難用之儀者本人出シ可申候、若不足候ハ、五人組

ニ而出シ可申候、急御用御座候て、其身難用間合不申候ハ、組之内ニ而先取替出シ可申候、其品ニより吟味可仕候、

一惣而不依何事、惡事仕出シ申間敷候、尤腰おし、根取并徒徒(黨か)ケ間敷義仕間鋪候、

右之通常ニ申合、諸式相守可申候、爲後日五人組判形仍而如件

寶曆九巳卯年五月」

以上の諸項がどれほどまで實行されたか、殊に相互扶助の規定が、次第に自然經濟の破れつつ

あつた當時、どの程度まで實行し得られたかは疑問であるが、兎に角かうした申合せが、彼等の經濟的窮迫をある程度まで緩和し得たことは認められよう。この農村負擔は江戸時代を通じて増大しつゝあつた。第一篇に述べたやうに同じく窮迫せる武士階級が、その負擔を農村に轉嫁しようとする結果、あるひは増税となり、あるひは御用金の徵集となる。文化十四年度の上泉村においては何らの御用金を課せられてゐないが、年年の負擔は上述したところを以つてしても、決して輕いとはいへない。かくして農村の貧困化は年を追ふて漸次に大となり、他方その反面には富有なる農民が小農を併合しつゝあつたのである。

第三章 農村と助郷

第一節 品川宿の助郷

—

助郷が農村に大きな負擔であつたことは定説である。今その一斑を説明する材料として東海道品川宿の助郷をとつて見よう。品川宿における助郷についてはすでに「品川町史」上巻五〇七頁以下に多くの資料が掲げられてあるから、今ここにはそこに漏れた資料に依つて、幕末から明治初年にかけての品川宿における助郷の状態を記述して見ようと思ふ。しかしそれは幕末特殊時期であり、殊に往來の烈しかつたことは豫め認めて置かなければならない。

文久三年亥正月の「東海道品川宿助郷村高帳」なる寫本に依ると、品川宿の定助郷の範圍は下記の如くである。

- (一) 不入斗(五百六拾九石)、新井宿(四百五拾八石)、大井(千六百三拾四石)、上蛇窪(百八拾五石)、下蛇窪(貳百七拾五石)、二日五市(九拾四石)、合三千貳百拾五石。
 - (二) 馬込領 桐ヶ谷(六拾七石)、御料馬込(貳百五拾九石)、私領馬込(貳百五拾九石)、中延(三百拾壹石)、小山(貳百六拾九石)、碑文谷(貳百貳拾五石)、下沼部(八百三拾九石)、上沼部(六拾九石)、合貳千貳百九拾八石。
 - (三) 市野倉(百六拾貳石)、池上(五百七拾三石)、道ヶ橋(百五拾石)、雪ヶ谷(五百四拾四石)、石川(七拾四石)、奥澤(五拾五石)、新田(四百七石)、深澤(四百四拾六石)、合貳千四百拾壹石。
 - (四) 下高輪(四拾三石壹斗)、同村南組(百貳石七斗五升、外廿五石壹斗五升、誠丸様御陣屋御用地ニ付、除免)三田(貳百貳拾四石八斗六升壹合、外十四石壹斗三升九合)芝町(六拾壹石)、飯倉(七拾四石)、麻布(貳百拾九石)合七百貳拾四石七斗壹升壹合外三拾九石貳斗八升九合除免高。
- 以上貳拾八ヶ村、村高八千六百四拾八石七斗壹升壹合、これを四觸組と呼ぶ。
- (一) 北大森(四百四拾石)、東大森(六百拾七石)、西大森(四百拾九石)、女塚(百九拾貳石)、下袋(三百貳石)、糞谷(五百九拾九石)、萩中(貳百六拾貳石)、合貳千八百三拾壹石。
 - (二) 戸越(九百拾七石)、桐ヶ谷(三百六拾石)、谷山(百八石)、上大崎(四百貳拾九石)、下大崎(三百拾貳石)、居木橋(貳百三拾石)、合貳千三百五拾六石。
 - (三) 堤方(七拾四石)、久ヶ原(貳百六拾三石)、峯(八百三拾四石)、鷺木(三百三拾四石)、下丸子(貳百貳拾八石)、道塚(九拾石)、合千八百貳拾三石。
 - (四) 今里(三百貳拾七石)、白金(三百四拾石)、下豊澤(百三拾九石)、下澁谷(貳拾三石七斗五升)、野崎(三拾五石貳斗五升)、中澁谷(百八拾石)、中豊澤(百拾九石、内四拾石引)、上豊澤(三拾貳石)、合千百九拾六石、内四拾石引。
 - (五) 白金臺(九拾八石)、田町(百七拾九石)、金杉(五拾八石)、北日ヶ窪(三拾壹石)、櫻田(六拾四石)、龍土(貳拾五石)、今井(六拾五石)、合五百貳拾石。
- 以上三拾四ヶ村、村高八千七百貳拾六石、内四拾石引、これを五觸組といふ。

定助郷總高は壹萬七千四百拾四石、その内四觸組高引が三拾九石貳斗八升九合、五觸組高引が四拾石、差引高壹萬七千三百三拾四石七斗壹升壹合であつた。

この二組に分かれたのは享保十二年のことで、隔年勤の筈であつた。しかし通行が多くて總村高に割宛て、高百石につき七人五分以上の場合には勤村、休村の區別なく、總助郷村へ割宛てられた。従つて幕末以後においては實際上休村はなかつたやうである。

さらに同書所載の加助郷の範圍を見ると次ぎの如くである。

- (一) 久本(貳百拾八石)、末長(貳百五拾四石)、下作延(貳百貳拾五石)、上作延(百四拾九石)、樫ヶ谷(貳百三拾六石)、馬衣(四百九拾六石)、合千五百七拾八石。
- (二) 北見方(百貳拾九石)、諺訪河原(六拾貳石)、久地(百八拾壹石)、下菅生(三百三拾三石)、合七百五石。

(三) 市兵衛町(六石)、谷町(拾壹石)、礪田(九拾四石)、原宿(貳百六拾貳石)、合三百七拾三石。

(四) 下灘谷(七拾七石)、同野崎組(百貳拾三石)、同上知(貳拾五石)、宮増(貳拾三石)、上灘谷(百三拾五石)、合三百八拾三石。

加助郷總計高三千三拾九石、その内在村村貳千貳百八拾三石、江戸町村は七百五拾六石であつた。定加兩助郷を合すると、除免高を差引いて、高貳萬三百七拾三石七斗壹升壹合となる。

二

幕末において多人數の往來が益々頻繁になると、到底上記の村村だけでは不十分であり、すでに嘉永七年ペリーの渡來、安政七年倫宮下向等に當分助郷を願ひ出たことは、「品川町史」にも資料が掲げられてある。又慶應二年にも當分助郷が許可されたらしい。今ここに慶應二寅年の當分助郷に關する催促の御用廻狀を一通紹介して置く。(第四圖參照)

「刻付廻狀を以申達候、然者其村、當二月中、御印書を以、當分助郷被仰付候ニ付、人馬動方之儀、夫々御相談申入候處、日延歸村ニ而不日御申聞無御座、中ニ者無沙汰之村方も御座候間、來ル廿五日迄村々御役人中御出張可被成候、尤右日限迄不埒明候分者、無餘儀筋ニ付、後而不及御斷ニ、其御筋江訴上候間、此段御承知可被成候、廻狀村々刻付御印形、村頭

た。定加兩助郷を合すると、除免高を差引いて、高貳萬三百七拾三石七斗壹升壹合となる。

幕末において多人数の往來が益々頻繁になると、到底上記の村村だけでは不十分であり、すでに嘉永七年ペリーの渡來、安政七年倫宮下向等に當分助郷を願ひ出たことは、「品川町史」にも資料が掲げられてある。又慶應二年にも當分助郷が許可されたらしい。今ここに慶應二寅年の當分助郷に關する催促の御用廻狀を一通紹介して置く。(第四圖參照)

「刻付廻狀を以申進候、然者其村ニ當二月中、御印書を以、當分助郷被仰付候ニ付、人馬動方之儀、夫々御相談申入候處、日延歸村ニ而不日御中間無御座、中ニ者無沙汰之村方も御座候間、來ル廿五日迄村々御役人中御出張可被成候、尤右日限迄不埒明候分者、無餘儀筋ニ付、後回不及御斷ニ、其御筋江訴上候間、此段御承知可被成候、廻狀村下刻付御印形、村頭

御用
刻付廻狀
品川町
町役所

刻付廻狀
其村ニ當二月中
御用廻狀
御役人中御出張可被成候

品川町
町役所
御用廻狀
刻付御印形
右村々
各々元中

第四圖 品川宿助郷廻狀

克御返し、留方無相違御返し可被成候以上、

寅

五月十五日

卯之刻出(朱書)

品川宿

問屋 井澤 源左衛門

同 利田安之助

武州比企郡

正代村

(張紙) 五月廿一日未上刻拜見仕候
村方之儀者近ニ罷出履替賃錢ヲ以示談可申候 正代村

長樂村

(張紙) 五月廿一日申中刻拜見仕候
私村方之儀者敷願中ニ付此段宜敷御願申上候以上

古凍村

(張紙) 五月廿一日酉ノ上刻拜見仕候、村方之儀者餘り延引ニ相成候間當月十三日書面ヲ以井澤様御宅えいさみ申
上候間此段御承引可有候

中爪村

古里村

(張紙) 廿日夜丑上刻
御無沙汰ニ相成候得共私村方者敷願中ニ御座候間宜敷御願申上候以上 古里村

伊子村

廣野村

杉山村

和泉村

第三章 農村と 助郷

越畑村 (張紙) 川支ニ而廿日未上刻到來
中爪伊子廣野杉山和泉勝田下横田越畑ノ朱馬八ヶ村拜見承知仕候
勝田村

菅谷村 (張紙) 廿一日辰下刻到來拜見
村方之義者出府歎願中ニ御座候ニ付此段申上候以上 菅谷村
下横田村

右村ノ名主衆中

右の内長樂村の品川宿への歎願の書状は次ぎの如きものである。

「乍略儀以手紙啓上仕候、尚著之砌更角不順之季候ニ御座候得共、各々様方御猶、彌御壯健御勤役可被成御座、大慶至極ニ奉存候、然ハ其御宿方御傳馬勤向之義、兼而御達し被下候後、隣村正代村役人を以、一同御日延申入候處、早速御承知被下、忝仕合奉存、是非右御延日限迄ニ、村方遂相談、御示談ニ罷出度、日々參會評儀仕候得共、正人馬者連も難相勤、何れ賃銀を以雇上ケ之外、有之間敷と存、其段小前之もの共江精ニ申候處、何分とも難澁筋而已申居、治定不仕候ニ付、既ニ領主役場江も申立、厚利解も有之候得共、不聞入、實以難義相違も無之處、強而押付候ハ、銘々出願可仕拵、内評いたし人氣相立候ニ付、村役人共(ニ)おゐても取斗ニ差困リ、無餘儀其御筋之御歎願仕候場合ニ成行、右故道ニ御宿方江御無音ニ罷成候得共、決而廉略ニ心得候義ニ者毛頭無御座候間、不惡様御汲決可被下、此上歎願仕候而も、御沙汰難被及、願書御下ケ爲成候者眼前之儀と奉存、其砌者早ニ役人共罷出、勤方御示談可申上候、御日延之儘御無沙汰仕候而者、無謂捨置候様御推察ニ預リ各々様方江音勿論、第一御上様江對し奉恐入候義ニ付、乍失禮此段一ト先書面を以奉得御意候、

何れ歎願之末相分り次第參上、御禮旁委御可申上候、以上

これが五月十九日付で長樂村の名主組頭連名で問屋井澤氏宛に出した書面である。歎願の聴かれぬことを豫知して問屋側にも諒解を求めてゐるのは悲惨である。

この書面にもあるやうに、正人馬にて勤めることは殆ど不可能であつたから、多く賃銀を負擔してゐた。それを雇場と稱した。しかし往來が頻繁になり、賃銀も高くなり、その負擔額は増大した。これに關して慶應元年の五觸組の取極めを見ると、次ぎの如くである。

「議定一札之事

一 東海道品川宿助郷之内、當觸組町之義者、前より雇場と相唱、賃錢を以人馬相勤來候處、近來種々御用御通行之向年々ニ相増、已前之姿ニ而者雇人馬難出來、去子八月中直増ニ相成、人足壹人三百四拾八文、馬壹疋壹貳百四拾八文宛、差出候處、去子秋中、御進發被仰出候ハ、當節ニ至候而者人馬之立高無此上も、古今未嘗有之御繼立ニ付、宿方ニ而可買揚人馬も少く、中ニ是迄之賃錢ニ而者何分雇立出來兼候趣ニ者候得共、當觸組之儀者連も正勤可致人馬も無御座、乍併御繼立御差支相成候而者奉恐入候義ニ付、當五月朔日より

一人足壹人ニ付 錢五百四拾八文ツ、

一馬壹疋ニ付 錢貳貳百文ツ、

右之割合を以、月々高負數之通無相違差出可申候、尤此上平穩ニ相成、追而雇錢直下ケも出來候ハ、已前ニ立戻リ

其時節ニ應シ、賈錢差出可申、夫迄者前書取極候通、無滞差出可申候、依之議定連印致置候處如件

慶應元丑年五月

白金台町以下略

かく著しい騰貴を見るに至つた。しかし同年七月には如何なる理由からかは不明ではあるが、多少の直下げを見た。即ち人足壹人錢四百四拾文、馬壹疋につき壹貫八百文となつた。それでもこれを前年に比較すると、人足において百文、馬にあつて五百五拾二文の騰貴になる。蓋し五月の直上げがあまりに甚だし過ぎたためであらう。

加助郷村村においてかく賈銀を負擔する結果、後で清算する必要が起る。前述の慶應二年の御進發増加助郷においても同様清算の必要があつた。ところが各村ともなかなか支拂はなかつたらしく、その交渉の手紙が數通残つてゐるが、今鈴木新田の分を一通掲げて置かう。

「貴墨拜讀仕候、秋暑之節先者御安靜御勤務奉慶候、扱就

御進發増加助郷示談殘金六月下旬皆濟可仕管之處、存外ひ延引、嚙、御手數之段奉恐入候、尤御聽およひハ如何か、其時

節百姓亂(?)ニ而御取締向其外被仰付、村役人共寸暇も無御座取立兼、漸七月中旬取立候處、兵賦上方筋へ繰出ニ付、

手當致吳候様早急申越候ニ付、出金重之折柄ニ付、無余儀右金繰替ひ差遣し、乍思遠引ニ罷成、吳も奉恐入候、此段

御海忍可被下、右急申取立、無相違皆濟可仕候、先ハ御報迄乍亂筆如斯御座候 以上、

鈴木新田

寅 八月十日

各主利左衛門出府ニ付

組頭 勘 兵 衛

東海道品川宿

問屋 御役人衆中様

原田周藏様

この分は前掲の御用觸とは觸組の違ふものではあるが、恐らく同じ時の助郷に關するものであらう。

三

以上の如く何か事件のある度に助郷の範圍は擴大され、負擔は重課した。沿道の町村が奔命に疲れたことは想像に難くない。かくの如き混亂の内に、慶應四年即ち明治元年を迎へた。この年の四月、幕府の代官松村忠四郎に呈したその正月の人馬繼立の數を、「諸御用手控帳」に依つて見ると、次ぎの如き數字を示してゐる。

「合 人足壹萬八百七拾四人

第三章 農村と助郷

第二篇 農村生活の貧困

馬 九百六拾七疋

内 賃拂 五千八百廿四人

無賃 七百六十四疋

添 三千九百九十四人

百五十三疋

千五十六人

五十疋

右之通當辰正月分人馬御繼立高奉書上候通相違無御座候以上

辰四月

品川宿

問屋 源左衛門

同 安之助

助郷惣代 市之倉村名主 與惣兵衛

松村忠四郎様

御役所

松村忠四郎は品川宿最後の支配代官である。前年慶應三年九月に越後の代官から轉任して來たものである。

然るにこの數字は四觸組のみのもと思はれる。市野倉村が同組に屬するからである。今五觸組の月々があるので、それに依つて同組の人馬繼立を表示すると次ぎのやうになる。唯七月及び

十一月を缺き、その他資料の缺くるところが多いので必ずしも正確とはいひ難い。しかしその概況を窺ひ得るであらう。

助郷村	月	正月	二月	三月	四月	五月	六月	八月	九月	十月	十二月
北大森		六四八人				四五八人	增六〇三人 六二八人		四九四人 一四疋	〇二〇人 六二疋	五〇四人 七三疋
東大森		九一人				六四五人	增八五〇人 九二四人		六九五五人 二一疋	四三二人 八四疋	七〇六人 一〇〇疋
西大森		六一七人				四三四人	增二七九人 六二九人		四七一人 一四疋	九七一人 五七疋	四八六人 六六疋
女塚		二七二人				一九六人	二八五人		二二六人 八疋	四五〇人 二七疋	二二九人 三二疋
下袋		四四一人				二九六人			三六五人 九疋	六九七人 四二疋	三四五人 四八疋
糺谷		八八二人				五九一人			六七五人 九疋	三九三人 八二疋	六八〇人 九五疋
萩中		三八〇人				二五六人			二九三人 九疋	六〇七人 三四疋	三〇二人 四三疋
戸越		二八二人 二〇疋	增二四四 四四半	五七二人 八疋	九一九人	六八三人	增二〇八 二四半	六七五人 七疋	九三四人 一二疋	六一八人 九三疋	〇六三人 七五疋

野崎	今里	下鴨澤	白金	下澁谷	白金臺町	櫻田	金杉	今井	田町	北日ヶ窪
一九人	一七三人	七三人	一八三人	一〇人	六八人	四五人	四〇人	四七人	一三三人	二一人
一正	九正	四正	四正	一正	七正	五正	四正	五正	二正	二正
三九人	三六四人	一五八人	三八三人	二七人	一二六人	七八人	七三人	七八人	二二四人	三八人
三九人	三五九人	九一人	三六九人	三四人	二〇三人	一四五人	一三三人	三五人	三四七人	六九人
二一人	一〇七人	二七人	一〇九人	一人	六二人	四八人	四三人	一人	一〇九人	二三人
二五人	三〇四人	六五人	三〇八人	二四人	一七一人	一二五人	一一三人	二四人	二九三人	六八人

桐ヶ谷	谷山	上大崎	下大崎	居木橋	堤方	久ヶ原	峯	鶴木	下丸子	道塚
五〇二人	一五七人	五八九人	四一九人	三三〇人	九八人	三二二人	一〇四〇人	四二〇人	二七六人	一〇二人
九正	三正	九正	六正	六正	二正	四正	一三正	五正	四正	二正
五六四人	一八五人	六六一人	四五八人							
一八九人	一八九人	一九四人	一七八人							
四正	一正	二正	二正							
四〇七人	一三一人	二八六人	二九二人	二一三人	七六人	二五〇人	八〇六人	三二六人	二二二人	七八人
三二四人	一〇五人	一四四人	二〇八人	二一三人	七六人	二五〇人	八〇六人	三二六人	二二二人	七八人
五五七人	一六一人	二八八人	三三六人	三三七人	七六人	二五〇人	八〇六人	三二六人	二二二人	七八人
一五七人	四正	六八人	三六人	七人						
三六四人	一〇一人	一九九人	二二四人	二四二人	七六人	二五〇人	八〇六人	三二六人	二二二人	七八人
三正	一正	三正	二正	二正						
四〇四人	一二九人	二四二人	二八二人	二六三人	九六人	二八八人	九九三人	四二〇人	二七八人	一〇二人
七一人	二二五人	四一人	四八〇人	五〇四人	一七四人	六〇二人	九九三人	四二〇人	二七八人	一〇二人
四六正	二五五正	一五正	二八正	三〇正	九正	二七正	八六正	三五五正	二六正	二四正
五二四人	一四七人	二七六人	三二七人	三四五人	一〇三人	三六七人	一二六人	四七三人	三一四人	一四八人

龍土	一五人	二九人	五八人	一七人	五〇人
	一疋				

右の中、正月、九月、十月、十二月の四ヶ月は大體各助郷村の人馬數が示されてゐるから、これを合計して見ると、次ぎの如き數字になる

- 正月。人足 壹萬五百七人
馬 百四十五疋
此直人足七百二十五人
(馬一疋五人の積り)
- 九月。人足 九千五百六十四人
馬 百十九疋
此直人足五百九十五人
- 十月。人足 壹萬五千三百九十四人
馬 八百廿五疋
此直人足四千百廿五人
- 十二月。人足 壹萬四十四人
馬 九百廿六疋半
此直人足四千六百三十二人半

助郷人足數調査資料

慶應元年五月六月の邊
 此直人足四千六百三十二人半
 此直人足七〇五人
 此直人足五百九十五人
 此直人足四千百廿五人
 此直人足四百七十六人半

右の如し
 此直人足七〇五人
 此直人足五百九十五人
 此直人足四千百廿五人
 此直人足四百七十六人半

この五觸組の正月分を前掲の四觸組の正月繼立人馬の届書の數とを總計すると、人足二萬一千三百八拾壹人、馬壹千百拾貳疋となる。馬壹疋を入足五人に直すと、人足五千五百六拾人に當り總人足二萬六千九百四拾壹人となる。これを前述の助郷高壹萬七千三百三拾四石七斗壹升壹合に割當てて見ると、百石につき百五拾五人餘となる。

さらに同年十二月の分を、「辰十二月分平均帳」に従つて表記すれば次ぎの如くなる。

日	四觸組	五觸組	四觸組	五觸組	四觸組	五觸組
朔日	六百九拾八人	五百九拾貳人	千七人	七百七拾貳人	廿一日	百七拾貳人
一日	六百九拾壹人	五百九拾五人	五拾三人	五百七拾貳人	廿二日	四百七拾七人
二日	六百七拾壹人	六百七拾壹人	四百拾三人	八百八拾五人	廿三日	四百七拾七人
三日	四百七拾七人	三百九拾九人	三百八拾壹人	七百七拾九人	廿四日	四百七拾七人
四日	四百七拾七人	三百九拾九人	三百八拾壹人	七百七拾九人	廿五日	四百七拾七人
五日	四百七拾七人	三百九拾九人	三百八拾壹人	七百七拾九人	廿六日	四百七拾七人
六日	四百七拾七人	三百九拾九人	三百八拾壹人	七百七拾九人	廿七日	四百七拾七人
七日	四百七拾七人	三百九拾九人	三百八拾壹人	七百七拾九人	廿八日	四百七拾七人
八日	四百七拾七人	三百九拾九人	三百八拾壹人	七百七拾九人	廿九日	四百七拾七人
九日	四百七拾七人	三百九拾九人	三百八拾壹人	七百七拾九人	三十日	四百七拾七人
十日	四百七拾七人	三百九拾九人	三百八拾壹人	七百七拾九人		

右ノ高は五觸組の分は人足壹萬四拾四人、馬九百廿六疋半（此直人足四千六百參拾貳人半）、總計壹萬四千六百七拾六人半となる。但しこの總計には十人の誤算があるやうだが、暫く記載數に従ふ。

四觸組の分は人足壹萬貳千五百七拾四人に、馬千八拾三疋（此直人足五千四百拾五人）、總人足壹萬七千九百八拾九人である。この合計にも極めて僅かではあるが、前と同様違つてゐる。これを四觸組の助郷村高に割當てると（この帳簿が四觸組の分であるために、五觸組の分は不明）、當時の助郷高は八千四百廿七石六斗壹升壹合で、百石につき貳百十三人五分となる。

さらに同年の「辰十二月分人馬平均取調帳」なる同じく四觸組の帳簿に依れば、明治元年閏四月から十一月までの人足拾萬六千五拾七人半であり、これに十二月分を加へ、九ヶ月分の總人足拾貳萬四千四拾六人半となる。高百石につき千四百七拾貳人、これを一ヶ月平均にすれば、百六拾三人五分となる。助郷制定當時においては、百石につき七人半ぐらゐを限度としたのであ

るから、如何に過重の負擔であつたかは想像にあまりある。

四

この慶應四年、即ち明治元年には如何なる大通行があつたか。先づ第一に東征大總督有栖川熾仁親王の御進發があつた。そのために廣い範圍に亘つて助郷が行なはれたが、その大通行の後、漸次に軍隊の通行も減じたといふので、閏四月加助郷等が免除された。即ち閏四月品川宿は川崎神奈川兩宿連署で次ぎの如き請書を出してゐる。

一 差上申御請書之事

今般

御新征ニ付官軍御通行、人馬多御入用ニ付、御所御用掛御出役様人馬無滞御繼立可仕旨被仰付候ニ付、是迄引續宿役人共々無絶間觸當候ニ付、月餘御通行共打込、渡勞切迫之餘り、月餘御往復共相動候義、御免除奉願上候處、四月廿九日限リ御免除被仰付相成居候儀ニ付、最早人馬差出候ニ不及旨被仰渡、大小之百姓相助リ、莫太之御仁恵と雖有仕合奉存候、尤右之趣當分助郷并新規加助郷共江早々申渡候様取斗可申候、依之御請書差上申處如件

慶應四年閏四月

東海道 品川 宿

神奈川 宿

當分助郷村、惣代
武州都筑郡勝田村

名主 八郎右衛門

右同斷中山村

同 彌五右衛門

同州橋郡末長村

同 助次郎

御會計様

御役人様

かく當分助郷と加助郷が免除され、しかも東海道を往來する人員に實際上著しい減少を見なかつたとすれば、定助郷の負擔は重くなるばかりである。従つてそれより僅か一ヶ月半足らずして、すでに次ぎの如き歎願書を提出せざるを得なかつたことは當然である。

「乍般以書付御歎願奉申上候

東海道品川宿宿役人并助郷物代左之者共奉申上候、今般朝政御一新御鎮撫之御旨趣拜承、乍恐心強ニ微難有深感佩候、然ル處御親征御用ニ付御下向被爲遊候御總督御警衛御官軍諸家様御屬之人馬御繼立之儀、定助郷而已ニ而者引足不申、

在米加助ハ不申上及、近在無助郷手明并寛役之村、江急整打込動被仰付、廣太無量之大事件、多勢之勵合ヲ以、無滞御賄仕候處、追々御進軍御通行も相減候御旨ヲ以、右加助郷之義ハ四月廿九日限御免除ニ相成候處、其後引續江府永住之諸家様御家中方ニ至迄、俄ニ御國邑江御引拂ニ付、彌御通行烈敷、且品川、川崎、神奈川、右三ヶ宿之義ハ、先宿ニ不拘、横濱表江御總督様方敷度之御往復ニ付、則御警衛之御官軍方御附添、同所御固メ之御藩之御交代有之、玉藥御用物類其外御繼立不少、且房總邊奥州筋ハ御乗船之御兵隊者品川浦ハ御上陸、何れも横濱表へ御操上ニ相成、多分宿駕御繼立ニ付、是迎も不幾度御通行、就中品川宿ハ右御著船之節、川岸揚之上、品ニ寄江戸御陣營ヶ所、江糧米、御武器類等持送り、人足遣多、たとへ何様之御役成共、御差支ニ不相成候様相働、是迄精際死力を盡相働候得共、近來宿ニ并定助郷村ニ之疲弊切迫は紙上ニ難申盡、連年之困苦押積り候中、當三月以來ハ別而之義、晝夜無寸暇御傳馬役而已ニ罷出、村ニ農耕更ニ捨置、其日ニ經營迄も不行届次第ニ付、愚昧之小民共極窮之餘リ、萬一何様之事變可相生も難斗、宿村役人共日夜變食不安、此段之儀者重太之御國役ニ付、宿驛近在ニ當リ居候無助郷、手明キ或ハ寛役ニ暮シ候村々、從來定助郷ニ無之候迎、拱手傍觀ニ打過候御時世ニ有之間敷、先規之流弊ニ不拘、一般ニ合扶いたし、御用濟迄ハ謹而御役相働ハ至當之儀と、村々小前一同擧而相敷、人氣不平、精力勞果候ヶ道ニ觸當人馬速不參等いたし、終ニ者右様之事ハ不覺悟仕出候而者、是迄精魂を惱し、艱難辛苦仕候論も一時ニ水之泡と相成、却而嚴重之御沙汰奉蒙候而者、重々奉恐入候義と、宿村役人共種々熟考苦心罷在候折柄、近々四條様御下向爲御警衛と筑州様御人數大御通行之御先觸到來、引續諸家様御官軍方當街道筋御進入之趣粗奉伺、誠ニ以進退危急ニ迫、不奉願恐をも、別紙差村帳相添、此段御懇願奉申上候、何卒出格之以御慈悲、前件之始終御備察被成下置、當三月以來之御親征御用并諸向御通行月餘御往來之分一式、御官軍方御凱陣迄、在米加助郷、増加

助郷共定助郷江打込、不平等割合動被仰付、御觸書急謝御下渡被下置候様、御仁惠之御沙汰備ニ奉願上候、以上、

慶應四辰年六月十三日

東海道
品川宿役人惣代
年寄 善 兵 衛
同宿助郷惣代
武州荏原郡嶺村
名主 周 藏
川崎宿助郷惣代
兼役人惣代
問屋 正 作

民政御裁判所

即ち御親征御用は兎に角濟んだが、その後の(一)江戸を引拂つて國元に歸る諸侯、(二)新貿易場たる横濱との往來の増加があり、通行の人数は減少しないのに、さらに(三)最近四條家下向のことがあり、又官軍の往來が頻繁になるやうであるから、官軍の引上げるまで加助郷及び増加助郷を定助郷に入れて平等に割宛てるやうにして呉れといふのである。右願ひ出に對して、希望通りの許可は與へられなかつたが、當分助郷が十數ヶ村認められた。即ちその御觸書は次ぎ

の如くである。

「今般四條殿并諸家人數其外徵兵之向通行ニ付、右繼立ニ限り、左之村ニ東海道品川宿江當分加助郷申付間、右宿役人共々相觸次第人馬無滞差出可相勤もの也」

辰六月廿日

民政裁判所 印

武州橋樞郡

久木村 末長村 下作延村 上作延村 馬衣村 堀ヶ谷村 久地村 北見方村 諏訪河原村 下菅生村

同州豐嶋郡

市兵衛町 谷町 下遊谷村 野崎村 上知下遊谷村 宮増村

右名主組頭惣百姓」

五

この年、明治改元の年であり、變革相次いで起る状態にあつたから、豫想せぬ通行が屢々起つた。即ち七月には徳川龜之助、即ち家達が駿河に封ぜられ、旗下の士以下多數の移住が始まつた。その在職者の數六千五百人、壹人に付家族家來共凡そ八人づつとして總人數四萬八千四百人と計上されてゐる。「復古記」第七册一一五頁。家達は八月九日江戸を出發してゐる。かかる状態では

到底前掲の加助郷を止めることは出来ない。七月十三日、民政裁判所は次ぎの如く令した。

「今般徳川龜之助駿州府中表江引越ニ而人馬繼立相當候間、先般四條殿并諸家人數通行ニ付、品川宿々浦原迄相觸置候定加助郷村々、右繼立之分共、打込勤申付間、宿々役人々相觸次第、人馬無滞可相勤もの也。」

しかし各助郷村共に疲弊し切つてゐたから、假令助郷を承諾しても、容易にその負擔金を支拂ひ得ず、又それが宿驛をして一層人馬の調達を困難にした。八月に至つて左の如き歎願書を提出してゐる。

「乍恐以書付奉願上候

東海道品川宿川崎宿役人惣代并助郷惣代、左之名前之もの共奉申上候、先般品川宿問屋源左衛門々奉願上候宿立人馬減少之義ハ、多々□ニ不明も相成、難波及御沙汰、一同申合御差支ニ不相成様可相勤旨被仰渡、承知奉畏候、依而何様ニも申合、出精可相勤と種々家評仕候得共、方今之態度ニ而者、宿助郷相續之見居無之、晝夜御差支勝而已、既品川宿者人馬倦勞引足不申、雇賃錢村々追々滞、當七月迄凡貳千兩餘不動未進有之、是迄備金者不及申、夫々他借、今日迄御用相勤來候得共、此上術斗無御座、尤滞村々相手取出訴可仕候得共、元來疲弊窮迫貧村之儀、且從來外々宿ニ比較候得者、助郷馬追年減少不足之上、當春以來御武家方御抱屋敷等も無主無作之場所出來、全除高同様之姿ニ成行、殊ニ宿内旅籠屋共、寅卯兩年火災ニ逢、過半相滅、其外不足而已、宿並御用難相勤、極難ニ陪候段者奉申上候迄も無御座候得共、不容易御時世と厚恐慎罷在候間、精勵盡力仕候義ニ御座候、川崎宿も困苦衰弊者同様之義、就中神奈川宿迄三ヶ宿之義者、横濱開市以後之

御用途、先宿と違ひ莫大之儀ニ付疲弊仕候上、今般之大事件、奉對御上候而者恐懼戰慄之至ニ奉存候得共、危急之餘リ、問屋場始外役場等折節明ケ拂、下役共逃去落伏、一時之害を避ケ候事共聞、有之、何とも可奉申上様無御座、歎敷仕合、然ル處御一新之折柄、下民之疾苦を被遊爲御救扶候との御代ニ相成候間、不奉願多罪、情實無忌憚奉申上候、右兩宿最密ニ相孕リ居リ、全無助郷手明寛役等之村、多分有之、拱手傍觀ニ暮シ罷在候而者、公平之御政令ニ者無之抔、愚民共不足を抱キ、人氣騒立、一等御差支ヲ生シ、觸當人馬連不參等多、宿村役人共日夜苦心、不得止事、別紙差村帳相添、此段奉申上候、定助郷ニ孕リ居候村ニ者增高ニ御組込被成下、遠隔之村ニハ諸道御鎮靜迄増加助郷ニ被仰付、都而多村、勉勵を以、宿助郷申合、御傳馬相續仕度、遮而奉歎願候、何卒出格之以御仁恤、前口願之通急速御所置被仰付被下置候様、乍恐以書付奉願上候、以上、

慶應四辰年八月

古賀一平支配所
東海道品川宿役人惣代
問屋 源 右衛門

同 支配所
武州荏原郡同宿助郷惣代

嶺村名主 周 藏

同 支配所
同道中川崎宿役人惣代

問屋 平 十郎

同宿助郷惣代
同州同郡平村

堀之内村 年寄 次郎兵衛

右兩宿加助郷惣代

同 支配所

同州同郡平村
名主 周 次郎

民政御裁判所

かくて品川宿から提出した差村を掲げると次ぎの五拾四ヶ村である。その中にはすでに助郷に加つてはゐるが、なほ村高全部に對しては課せられてゐない、所謂手明き村がある。これに定助郷増村を命ずべきものとして、豊島郡において（括弧内は品川宿よりの里程）、

- 高百七拾九石、中澁谷村（壹里十町）。 貳拾九石、上豊澤村（壹里十町）。 五拾四石、下澁谷村（三十丁）。 七拾九石、村高百拾九石之内 助郷御免除其引殘 中豊澤村（三十丁）。 百五拾八石、上澁谷村（三十丁）。 貳百六拾貳石、原宿村（壹里十五丁）。 七拾壹石、穩田村（壹里十五丁）。 四百七拾石、千駄ヶ谷村（壹里十八丁）。

荏原郡においては

- 高貳百五拾貳石、下目黒村（十八丁）。 貳百四拾四石、中目黒村（貳十丁）。 千三拾三石、上目

黒村(壹里)。三拾九石、碑文谷村(壹里)。四百七石、衾村(壹里廿丁)。四百三拾貳石、上北澤村(壹里廿丁)。百貳拾壹石、寺領道塚村(壹里廿丁)。百貳石、下中延村(十八丁)。三百八十八石、寺領馬込村(廿五丁)。三百五拾壹石、寺領堤方村(廿八丁)。百石、下池上村(廿八丁)。貳百貳拾八石、久ヶ原村(壹里)。三百四拾壹石、徳持村(壹里)。貳百三拾三石、今泉村(壹里十町)。貳百貳拾貳石、安方村(壹里五丁)。貳百七拾石、小林村(壹里)。百七拾石、御園村(壹里)。貳百三拾石、蓮沼村(廿五丁)。六拾三石、濱竹村(壹里十八丁)。七百八拾六石、北蒲田村(壹里十丁)。六百石、蒲田新宿村(壹里十八丁)。四百七拾三石、羽田村(貳里)。八拾七石、羽田獵師町(貳里)。百三拾壹石、鈴木新田(貳里)。三百九拾五石、等々力村(貳里)。五拾貳石、尾山村(貳里)。七拾八石、野良田村(貳里五丁)。

多摩郡においては、

高拾五石、横根村(貳里三十丁)。五拾三石、宇奈根村(貳里十八丁)。
以上高九千九拾八石、

さらに從來全く品川宿に助郷をしてゐなかつた無助郷手明き村で増加助郷となるべきものとしては、豊島郡においては、

高貳百拾五石、上落合村(貳里半)。五拾八石、早稻田村(貳里)。四拾九石、中里村(貳里半)。拾壹石、關口町(貳里)。百九拾八石、下落合村(貳里半)。四拾三石、市ヶ谷谷町(貳里)。六百石、柏木村(貳里半)。

多摩郡においては、

高百貳石、御久保村(六里)。六百七拾貳石、小川村(六里)。百拾貳石、内藤新田(五里半)。百三拾七石、柳久保新田(五里半)。三百貳拾七石、抜戸新田并持添平原新田共(八里)。百拾石、廻り田新田(五里)。貳百貳石、關野新田(五里五丁)。百九拾六石、梶野新田(五里十丁)。三百貳拾石、大沼田新田(六里半)。

以上高三千三百五拾貳石、前者と合せて總高壹萬貳千五百五拾石である。

この歎願は恐らく許可されなかつたのであらう。しかしそれはこの助郷範圍の廣大といふ理由からではなく、恐らく當時におけるこれら農村の實狀がこれを許し得なかつたためであらう。といふのは新政府はすでにこの年の五月に驛傳の制を定めて、

「是迄宿驛助郷之村入難リ平等ナラサルニ付、今般相改、宿驛最密次第御預ヲ始メ、宮、堂上方領、社領、寺領ニ至ル迄、凡東海道ニ七萬石、中仙道ニ三萬五千石、其餘脇街道ニ一萬石程、高四分動ノ見積ヲ以テ、先一ヶ年ノ間一圓助郷ニ

組入候事」(「復古記」第六册六〇頁に従ふ)

と令してゐるからである。しかしこの五月の驛遞司の制定が何ら實效を有するものでなかつたことは、上述の數回の歎願書を以つてしても明かである。實狀を無視せる空文に過ぎなかつたのである。

六

この年における最後の大通行は九月における東京行幸に伴ふもので、十二月京都に還幸さるる時と同じく、ここに多くの人馬を必要とした。従つて御臨幸に伴ふ當分助郷の必要を認め、次ぎの如く觸れ出した。

「今般

御臨幸ニ付、人馬多入候間、右繼立ニ限リ左之村ミ、東海道品川宿へ當分助郷申付間、右宿役人共々相觸次第、人馬無滞差出可相動もの也

辰九月廿六日

民政裁判所

武州橋檜郡久本村外九ヶ村

同州豐島郡下鎌谷村外五ヶ村

附箋 「本文村ミ之内當宿并外宿助郷等相動候村ミハ、殘高ヲ以可相動候事」

さらに東海道の宿宿に對して出された達書は「太政官日誌」にも、「復古記」にも記載されてあるから、^{〔註〕}ここには省略に従ふ。唯前記五月の一宿七萬石の制度については、「先般相達候東海道助郷一宿凡七萬石附屬可被仰付筈之處、御多端之折柄、未タ御組立不相成宿も有之、今般御東幸被仰出候ニ付而ハ、是迄疲弊之宿助郷而已ニ而ハ必至難澁之趣相聞候得共、右ハ不日新助郷御組立出來次第、御布告之通り五月以來之分共、宿ミ割勤メ埋可被仰付候云云」と述べ申訣を兼て慰撫してゐるが、果たしてこれを實行し得たかどうかは不明である。

【註】 「復古記」にこれらの達書を「沿道諸侯へ達書三通」として掲げてゐるが(同書第七册七三四頁、沿道諸侯へ達したものはなかつたらう。即ち同書には記してないが、品川宿の「諸所御用手控帳」の寫を見ると、前記の達書は九月七日付で、「本文之通り觸出寫取、宿ミ傳馬所え張置、尙又助郷村ミえも早ミ可申達支」とあり、さらに追書に、「追而此觸書早ミ相廻し、承知之旨別紙受書相添、溜リ品川宿へ相廻し、夫々東京會計局江可相返候以上」とし、名宛は「大津宿を佐屋路、本坂越共品川宿迄宿ミ傳馬所役人中」となつてゐる。

九月八日に明治と改元され、同月廿日車駕京都御發轅、十月十三日東京に著御された。品川宿においては前掲九月廿六日の當分助郷の許可だけでは、人馬の不足を感じたのか、さらに十月四

日付を以つて、民政裁判所から左の如く布達した。

一 今般就

御臨幸、人馬多入候間、先般品川宿定加助郷村、當分助郷相觸置候處、右村ニ而者人馬引足兼候ニ付、右同割中左之村、増當分助郷申付間、右役人共々相觸次第、人馬無滞差出、平等割合、理參不參無之様可相動もの也

附箋 「本文村之内、相指等相成候村ニハ、里數近之宿方へ可相動事」 「本文村之内、當宿并外宿助郷相動居候村、ハ、殘高ヲ以可相動事」

この助郷の諸村名を逸してゐるために、この時にどの範圍まで擴大されたか解らないのは遺憾である。しかし先に驛遞司が九月に發した布告の如く定助郷だけで勤めたわけではなく、それぞれの地方の實情に應じて、その時、その場に從つて増助郷をしたことは、舊幕時代と少しも變つたところはなかつたのである。明治政府は元年三月に海内一般助郷課役の令を發し、一般の公課とする方針を示し、さらに前記五月の布達に依り具體的に各宿の助郷高を定めたものではあつたが、何れも實行し得ず、又何らの改善をも行なひ得なかつたのである。以上の何回かの大通行と前掲のこの年の人馬數とを比較して見ると、その増減の理由が大體解る。

從つて慶應二年の増助郷において見られたやうな賃雇錢の滞納、人馬未進は依然として少しも

減少しない。前掲品川宿の八月の歎願書にはその滞納金額を七月までに貳千兩餘としてゐるが、その額の正否は今これを檢する由もないが、その後と雖も恐らく増加こそすれ、減少はしなかつたであらう。

七

最後に品川宿助郷に關し興味ある一資料を紹介して、この節を終らうと思ふ。それは明治元年九月、品川宿助郷町の一つである三田町が正人馬勤を希望してゐる文書である。唯それが下書であり、多く書消しがしてあつて、果たして實行されたものかどうかはよく解らないが、規定の雇賃錢がかなり高く、むしろ勞力を提供せんとしたものとして有用な一資料であると思ふ。

一 差入申一札之事

一品川宿定助郷人馬勤方之義、私共町方古々雇場と明、人馬雇賃錢ニ而勤來り候處、此度當町方之内、百姓家拾八軒之もの、正人馬相勤度旨願出候ニ付、各方江及談判候處、示談行届、以來當町勤高之内、百姓指高八拾四石（筆者附記三田は貳百貳拾四石餘）之分、正人馬ニ而爲相勤可申候、然者來十月ハ日割詰刻等、無遅不參、問屋役所江著到面付差出可申者勿論、御荷形輕重、道法遠近ニ不拘、割入ニ相成候御荷物大切ニ爲相勤可申候、且勤過不足之義者、平均之節差

引勘定可致候旨承知仕候、然ル上者毎月勤日割左之通

勤日	
二日	明六ツ時詰 人足拾人外ニ才料壹人
五日	同 同 同
八日	同 同 同
十一日	暮六ツ時詰 同 同
十四日	明六ツ時詰 同 同
十七日	右同 同
二十日	暮六ツ時詰 同 同
廿三日	明六ツ時詰 同 同
廿六日	右同 同
廿九日	暮六ツ時詰 同 同
壹ヶ月分メ人足百人	

右之通無相違正人馬大切ニ爲相勤可申候、依之一札入置申候段如件

明治元辰年九月

三田町
名主 三 太 夫

品川宿御役人 家中
同助郷御惣代

同見習 新 一 郎
半寄 五郎右衛門
小前惣代 久 太 郎

要するに維新當時における品川宿の混乱とその助郷村村の疲弊とは上掲の諸文獻がよく説明してゐる。明治三年二月の驛遞改正を経て、陸運會社の設立となり、明治五年八月晦日を限り、諸道の傳馬所並びに助郷の諸制度は廢止された。その際品川宿における一切の貸借はどう處分されたか、現存の資料では明白にならない。唯永年に互る苛役から脱し得たことは、それら助郷村村にとつて多大の歡喜であつたことはこれを想像するに難くない。

第二節 下總生實領助郷騒動

前節に依つてもその一端を窺ひ得るが如く、助郷制度が農村にとつて甚だ大なる負擔であつたことは周知の事實である。殊に東海道その他の大交通路にあつては、特に顯著であつたことは勿論である。東海道に關してはかなり多くの研究が發表されてゐる。例へば本庄榮治郎氏の編纂になる「日本交通史の研究」はその代表的なものである。今ここに紹介しようとするのはさうした大街道筋に關するものではない。それだけに却つて興味が多いともいへる。江戸から行徳、船橋、馬加、寒川、今井、曾我野、濱野、村田を経て、上總に入り、八幡を経て海岸に沿ふて木更津に行く街道がある。今問題を起したのは、この街道の寒川から別れて千葉を経て流山に至る途中の野田宿と前記の濱野宿との助郷に關してである。

先づ問題の原因を簡単に述べれば、天保十四卯年に、日光御參詣のため房總地方に所領を有する諸侯が國詰になつたこと、及び松平駿河守が房總海岸の守備を命ぜられたことに依つて沿道の

往來が頗る頻繁となつたことである。

十三代將軍家慶の日光社參は同年四月十三日出發、同二十二日に歸城してゐる。しかし前年からその準備に急がしかつたことはいふまでもない。松平駿河守は定保、伊豫今治（三萬五千石）の城主、前年八月三日に安房、上總の海岸警固を命ぜられたのである。

このために木更津街道における諸家の往來が頻繁になつて來た。濱野村はその増大に耐へ兼ね北生實村、南生實村と連名で、近在の上郷、下郷、村田村、古市場村、有吉村、扁（遍）田村、平山村、野田村の八ヶ村に對し助郷の申出をなし、拒絶されたので、領主の森川紀伊守俊民の生實役所に訴へ出たのである。それが天保十四年の三月十日であつた。但しこれらの濱野村以下の三ヶ村はすでにその以前に江戸屋敷の方に諒解を得てゐたやうである。

森川氏は寛永以來の生實の領主で、高一萬石の小諸侯である。

然るに野田村七ヶ村は流山への街道の野田宿の助郷組合になつてゐる。従つて容易に納得しない。生實役所では翌三月十一日に被告八ヶ村の名主を召喚して説得にかかつた。これらの八ヶ村から助人馬を出だすべき理由といふのは、（一）享保度に先例のあること、（二）海岸警固の如き特別の非常時であること、（三）同一領内であり一致協力すべきことの三つであつた。

然るに最も有力な理由である第一の先例については證據が甚だ不十分であつた。その上その以前松平越中守が文政六年に房總御備場を引上げる時にも、三ヶ村から同様の願ひを提出して聞き届けられなかつた先例がある。従つて第一の理由は役所の方でも取上げないで、第二、第三の非常時であるから、領内協力すべきことを力説した。さらに隣村の他の例を擧げて、助郷を承知せぬ場合には嚴罰に處するかも知れぬと威嚇した。この他の隣村の例は助郷に關する資料ともなるから、摘記すると、(一)佐倉侯堀田備中守領内寒川村では同様に助人馬を願ひ出、從來助郷でなかつた加曾利村外五ヶ村に命じ、不服の者を投獄又は手鎖に科し、終に承諾させた。(二)同領今井村でも同様願ひ出、新しく字名(那)谷村外四ヶ村に命じた。(三)天領である上總國八幡村では勘定奉行に願ひ出、他領の能滿村外五ヶ村に懸合つたが、これは紛争中。(五)上總國五井村では勘定奉行に願ひ出、磯貝村外四ヶ村に新たに助郷を承知させた。

かく生實役場ではあるひは脅し、あるひは宥め、八ヶ村の代表者を説得した。八ヶ村側の最も困つたのは公儀の重要な人馬の往來であるといふことである。一日一日と延期を願ひ出、村に歸つて相談し、十四日になつて結局今回に限り八ヶ村から人足百人を差出すから、三ヶ村から今後は一切助郷のことは頼まないといふ書面を一札入れて欲しいといふ返事をした。これに對して

生實役所では何故か賛成しない。そして新たに濱野村に建設する筈であつて、日光社參の濟むまで延期されてゐた領主の藏普請の事を持ち出し、もし助郷を承知せぬなら、藏普請の人足は八ヶ村だけで請負ふかなどといつてゐる。しかし結局八ヶ村の者は先例なしとして、頑強に三ヶ村への助郷を拒絶してゐる。流石に役所へ代表として來てゐる村役人達は、領主の對面や非常公用に對して反對も出來兼て、一に愚昧な小前の者共の反對に歸して、自分達は承服しても村の者共がこれに従はぬといつてゐる。

そこで生實役所では止むを得ず、三ヶ村の願ひ出に依つて、勘定奉行に差出すため、江戸屋敷に事件を廻付した。この間の事情を詳記した資料は次ぎの文書である。

二

一 差上申御利解書之事

此度兩生實村、濱野村役人共、野田村五郷組合人馬之儀願出候三付、野田村五合組合之内、御他領草薙村、越知村、大木戸村、高津戸村除之、當御一領之内、私共八ヶ村役人共御呼出シ、今般御利解被仰付候者左之通り、北生實村、南生實村、濱野村、右三ヶ村が當初存は是迄追、歎願之趣申聞候者、房總富津、竹ヶ岡御兩場御用、松平殿

河守様被蒙仰、御家中追、引越有之、御同人様ニも御詰有之、右兩場江是迄御固御代官藤田藤四郎様手附手代其外も、此度江戸表江引越ニ相成、其上近日之内松平駿河守様又候御同所御歸府ニ相成、右往返之御通行多分、且者當四月日光御參詣ニ付、黒田豊前守様、加納大和守様、阿部駿河守様、稻葉兵部少輔様不時ニ御在昌御詰有之、其外諸家様方御領分御知行所江夫、御家來蒙御詰有之、兼而從公邊被仰出候御趣意柄ニ而、御武器類御同勢等嚴重之事故、別而人馬多分之御繼立ニ相成、三ヶ村ノ日、罷出人馬共悉ク足痛或は疲出、病人等追、出来、其上此節流行ニ而子供痘瘡相惱、季候不宜候哉難痘病死人多分有之候得共、日、夫役ニ男分者罷出介抱も行届不申、難敷旨、且種蒔苗代拵へ、田畑手入肝要之時節ニ相成、其儘捨置候而は追、手後ニ相成、往、者御年貢御收納之節如何相成候哉と、大小之百姓共一同晝夜休意之間も無之、心痛之段申出候、依之野田五合組合村ノ人馬助合之義申遣シ候得共承引無之、此上之慮人馬繼立御用御差支ニも可相成哉と心配之旨申出候間、當役所ノ種々及教諭ニ、此度御通行之御方ニ様別而重き御用筋之人馬繼立之儀、聊ニ而(も)御差支ニ相成候而は不相濟事ニ候、萬端入念可相動段申渡置候處、人足共日、多分之遣方故疲出、追、足痛或は病人出来、此上萬一差支之儀有之候ハ、恐入候間、兼而申出候通り、享保度野田村役人共ノ北生實村、南生實村兩村役人共江差入有之候爲取替證文之通り、野田村組合村ノ人馬助合之儀又候願出候ニ付、兩生實、濱野村、右三ヶ村役人惣代濱野村間屋頭兼惣兵衛、右役人共ノ願書相添出府申付、江戸於屋舖ニ一通リ御糺之上、此節御通行多ニて、濱野村は別而御用多ニ而歸村可致旨被仰渡、歸村之事ニ候、右ニ付野田村組合組合ニ而御領分之内、上郷、下郷、村田村、古市場村、有吉村、扁田村、平山村、野田村、右八ヶ村江助合之儀相糺候様、江戸表ノ御達有之候ニ付、去十日野田村組頭太左衛門、間屋當分勘兵衛、組頭格庄助呼出し、三ヶ村ノ人馬助合儀願出候趣意申聞候處、野田村組合上郷外六ヶ

村役人共呼出し利解ニおよび吳候様申聞候間、翌十一日上郷名主善七、組頭善兵衛、同其助、同四郎右衛門、下郷名主彌市郎、組頭長左衛門、同甚左衛門、同新左衛門、村田村組頭與七、古市場村名主長左衛門煩ニ付代兼組頭市兵衛、有吉村組頭六郎右衛門、扁田村名主市之丞、平山村名主四郎左衛門親類共之内病人有之留守中ニ付歸宅迄組頭藤左衛門、野田村組頭太左衛門呼出し、三ヶ村役人共ノ人馬繼立助合之義願立、并是迄當役所及教諭置候次第等申聞候處、野田村外七ヶ村名主組頭共ノ申立候は、前、ノ兩生實、濱野村江人馬助合候義一切無御座、既ニ文政六末年、松平越中守様房總御備場ノ御家中御引取、并ニ御同所江其頃御代官森覺藏様御手附御手代衆詰ニ夫、引越之節も、此度同様三ヶ村ノ願出候間、八ヶ村惣代野田村名主重右衛門、有吉村名主彌惣左衛門出府、願書并ニ有昧書等を以申上候處、御聞置ニも相成候由承傳候間、此度人馬助合之義、村役人共始小前一同不得心ニ御座候段申聞候、右之段八ヶ村役人共ノ申立候間、猶御利解申聞候は、文政度野田村名主重右衛門外三ヶ村出府之上申立候趣は、双方曉と被仰渡候廉無之、彼是取纏罷在候内、追、通行相濟、夫成ニ治り居り候事ニ相聞候、文政度は房總御備場江松平越中守様御家中引拂江、江戸ノ御代官森覺藏様御手附手代其外御詰之もの斗通行有之候處、此度日光御參詣ニ付而は、諸家様方追、御在昌有之、并ニ諸家様方御領分御知行所江同斷ニ付、諸家來之詰有之、松平駿河守様并御家中御備場江御引越、同所ノ是迄御詰衆追、江戸表江引拂ニ相成、近日之内ニは右駿河守様ニも同所ノ御歸府ニ相成、殊ニ追、從公邊被仰出候御趣意ニ而、御武器類并ニ御同勢等も嚴重ニ候、別而人馬繼立日役多分ニ相成、此分ニ而は三ヶ村役人共大小之百姓必至と難儀いたし候、其上日、通役ニ而人馬共疲出、足痛又は病人等多分ニ而斷立、差支可申哉と心配、且此節流行之痘瘡ニ而子供何れも難痘相惱、日、通役ニ而男分、留守勝ニ付、看病人手不足ニ而介抱不行届、悉病死いたし不便之由、依之高持百姓共夫、合力等

致し遣し、剩江此節種蒔苗代拵江其外田畑手入肝要之折柄、日、通役ニ罷出候而已ニ而田畑手後ニ相成、往々御收納之節如何成行候哉と、三ヶ村役人共始、大小之百姓一同心配仕候段、前文次第ニ而文政度之裁申守様御備場等引拂時節ハ、莫大之運、人馬多分繼立ニ相成候事は眼前ニ有之候、定而承り及可有之候得共、堀田備中守様御領分寒川村ハ佐倉表江人馬助合之儀願出候處、御糺之上御聞届ニ相成、前々助合組合ニ無之、加曾利村外五ヶ村江助合之儀被仰付、最初彼是申拒ミ候村も有之候處、宰者或は手領等之御咎被仰付候得共、宿夫ニ御慈悲願等ニ罷出、右御咎御差許之上、右人馬助合之儀御受申上候、御同人様御領分今井村同斷願出候處、御糺之上御聞届ニ相成、前組合ニ無之宇名谷村外四ヶ村ハ助合之儀被仰付候由、上總國八幡村、前々組合村ニ無之他領能滿村外五ヶ村ハ人馬助合之儀、御勘定奉行様ハ願出候由、尤懸合不行届有之、手後ニ相成候由、此節江戸表御呼出ニ付、双方村役人出府中之内否不紛明、同國五井村ハ御代官篠田藤四郎様御支配所、御側御取次松平筑後守様御知行所、御料私領入込之村柄ニ候得共、御双方ハ御勘定奉行所江五井村役人共御差出ニ相成候處、前々組合村ニ無之、他領磯貝村外四ヶ村役人共江被仰渡候者、此度助合村ニ可申立儀有之候ハ、此度差懸り差支ニも可相成人馬繼立無滞助合候上ニ而、双方ハ願可出候、先早ニ歸村御用御差支無之様助合可申段、右御勘定奉行様ニおひて被仰渡、助人馬差出候處ニ相聞候、右様佐倉ニ而江戸御伺之上、助合人馬之義被仰付、五井村ニ而も助合組合ニ不拘、助合人馬之儀、御勘定奉行様御御領解之上被仰付候哉ニ相聞候、然上ハ野田村郷合組合、他領草刈村、減知村、大木戸村、高津戸村除之、御領分内斗リニ而上郷、下郷、古市場村、有吉村、黒田村、平山村、村田村、右八ヶ村之義ハ、兩生實、濱之村、右三ヶ村とは御一領之訣柄、和融第一之事ニ候間、此度助合人馬差出候様申論候得共、八ヶ村一同無言、右三ヶ村江助合候心得ニは不及申、大切之御備場通行、公邊御用人馬之義ニ付、

公邊御領主様江之御奉公ニ心得、助合人馬差出べく候、万端御差支之儀有之候而は、上御政事御不行届ニ相成、如何ニも不相濟事ニ候、此處能、勘弁致し可申候、彌々人馬差出候心得ニ相成候て、此度之義例ニ成不成と申處ニ無之、此度ニ限りたとへバ人足百人、馬五十疋之先觸有之候ハ、右八ヶ村ハ人足五拾人馬貳十五疋、残り人足五拾人馬貳拾五疋は右三ヶ村ハ差出候て、助合加助合之訣も相立、御一領同土贖敷、他領之聞も宜敷、當於役所ても案心之事ニ、万一方ハ已後議定等之義ニ可申立筋も有之候て、此度之御用人馬無滞繼立相濟候上、當役所江可申出義糺明被仰付方有之候間、其旨可相心得、万一差支ニも有之候而は、上御名目ニ拘り不相濟事ニ而、往々御領分之惡名残り、御時節柄と申、恐入次第ニ候間、能、勘弁心得違無之様可致候、右之通及利解ニ候處、明十三日迄日延猶豫之儀、八ヶ村ハ申立候間、承届置候、

一十三日八ヶ村役人共罷出申間候は、歸村之後、大小之百姓一同江利解之趣申間候處、愚昧之もの共ニ而、是迄差出不申人馬、此度新規差出候儀は、何共難澁至極ニ付御免相願異候様申、一同申間候ニ付、猶又及利解ニ候者、扱日、終日又は夜中池も激論致し候は、大切之御用人馬繼立之差支ニ相成候而ハ不相濟事ニ候間、佐倉御領主ニ而も助合人馬之義最早受も不申村ニは昨十二日申間候間、夫、御咎被仰付候哉ニ承り候、是も公邊江對し大切之御用人馬御差支ニ相成不申様被仰付候事ニ候、公邊御改革向御嚴重之御時節、猶御領中斗リ、此度人馬繼立之義御ゆるめ有之候而者、御近領江對し、是又不濟事ニ候、平日とは違ひ、房總往還村、ニ而は人馬助立其外共何れも耳立聞入候故、其村ニ之故障ニも相成候ニ付、當役所之申付相互候もの共其儘ニ難差置、殊ニ寄無撫御咎も被仰付候次第ニも可相成哉、左候而ハ不便至極ニ存候間、心得違無之様可致旨申渡候處、今夜も深更ニ及び候間、明十四日迄御猶豫相願候間、承り可届候得共、今日罷

出候村役人共一同は、利解之趣相分り候哉、又は不分明ニ候哉、此度ハ如何ニ候間相尋候處、村役人共一同承伏仕候得共、村々大小之百姓共今一應利解之趣申候上、返答申出候段申候間、左候得は有駄之請札差入置候様申付、則書面差出歸村申付候、

一十四日早朝八ヶ村役人共罷出申候ハ、昨夜歸村之上、即刻村々惣百姓共呼寄、厚御利解之次第申候處、教諭ニ承伏致候、乍併已後例ニ不相成、此度ニ限り八ヶ村ハ人足百人三ヶ村江助合、以來は人馬助合之義一切相頼申候數旨之書面、右三ヶ村ハ八ヶ村江差入候様申候間、夫ニ而ハ役人共之利解之趣意は相立候得共、三ヶ村ハ熟談ニは相成兼可申哉、此度御目論之濱野村江新規御藏普請之義ハ、繼立人馬多分之事御聽入候哉、格別之御慈悲を以、日光御參詣濟迄御普請御見合之旨被仰出候程之事ニ候間、兩生實、濱野村好身以、右三ヶ村役人共之心配爲養致候て、御領主様江奉對シ、第一之忠心ニも相當り可申候間、此度能々勘弁可申候、夫共御藏普請之人足八ヶ村ニ而村切ニ致し候哉之旨申候處、扁田村名主市之丞其外ハ申候は、御領主役ニ候ハ、小前一同江爲申候、人足可差出候得共、此度三ヶ村江人馬助合之儀は村々小前一同不得心ニ而當惑仕候段、村役人共ハ申立候間、夫ニ而は全意地ニ當り不宜候間、此節ニ而も被仰付候ハ、御藏普請江之人足差出候分を助合繼立方江差出候ハ、御用差支ニ不相成様ニ有之候、日光御參詣濟ニ而地廻り拾貳ヶ村目出度取交り御藏人足相勤候ハ、御領中體敷事ニ有之候、御藏人足被仰付候間、依之御合も有之候哉之御様子ニも相聞候間、何分和融第一ニ致度事ニ候、右之外種ニ及利解ニ候得共、小前申聞方行届不申旨申候間、夫々書面ニ而差出候様申付候事、

右之通り種々御利解被仰間、私共ニおひて承伏仕候得共、村々小前最意ニ而、不得心ニ御座候間、不得止事、其段奉申上

候、依之懇談行届兼、是非なく三ヶ村ハ願之通り、御奉行所様江御差出し相成候段、御目論江御普請御藏、三ヶ村役人共一同出府之上被仰渡奉畏候、依之是迄八ヶ村役人共江御利解之次第、有駄書取置候間申上候處如件」

三

上掲の文書は名宛人も差出人も不明であるが、八ヶ村役人共から江戸役所に差出したものと思はれる。文中、「其上日日通役にて人馬共に疲れ出で、足痛又は病人等多分にて斷り立て、差支可申哉と心配、且此節流行の疱瘡にて子供何れも難痘相惱み、日日通役にて男分は留守勝に付き、看病人手不足にて介抱行届かず、悉く病死いたし不便の由、依之高持百姓共より夫夫合力等致し遣し、剩へ此節種蒔苗代拵へ其外田畑手入肝要の折柄、日日通役に罷出で候のみにて田畑手後れに相成」の一節は、勿論かなり誇張されてはゐるかも知れないが、助郷に依つて生ずる弊害を指摘してあまりあるものであらう。

三月十四日に生實役所における和解策が功を奏せず、江戸屋敷に廻付されると、江戸屋敷では直ちに勘定奉行に訴訟せしめず、一應自己の手で解決せんとした。即ち三月二十八日に八ヶ村に對し御召狀を差出した。當時森川侯の上屋敷は武鑑に従へば「かきがら丁」とある。當日出府し

たのは、野田村太左衛門、それに差添として庄助、下郷の彌市郎、上郷の甚助、扁田村市之丞、平山村四郎左衛門の六人であつた。江戸で如何なる取調があつたか、詳細なことは不明であるが、三月晦日に三ヶ村からの訴状を示され、その返答を求められた。これに對し即答は出来ぬから、歸村の上返事したいと答へ、かつ日光社參につき御用多しとのことで、四月四日一同歸村し、その返事は生實役所に提出した。然るに折柄田植時になつたので、暫く訴訟を延期してゐた。

この間に北生實村の萬徳寺の住職が仲介にはいり、一つの解決策を提出した。その方法といふのは、領主が五拾兩、三ヶ村側も五拾兩、八ヶ村側も五拾兩、都合百五拾兩を出金し、これを助郷の基金として、八ヶ村側へ年一割の利息で貸付、その利息を以つて助郷の人夫や馬を賄ふといふのであつた。この方法は勿論悪い方法ではない。恐らく助郷制度改革の一方方法たり得るものであつたらう。この萬徳寺の日應といふ老和尚は江戸屋敷の役人にも懇意であつたと見へ、この解決策を江戸屋敷の市原文九郎なる者に提議してゐる手紙の寫が残つてゐる。武鑑の用人のところ
に市原紋九郎とあるのと同一人であらう。寫しの文章は頗る拙劣で、文意の通じないところが多い。誤寫のためか、老年のためか甚だ不分明で當字が多い。しかし大意を知るには差支ない。

乍樞内密殿意書付を以伺旁奉申上候

全體は出府之上御内通ニ而奉申上候義ニ御座候得共、此程柄差印申上候、左様ニ御座候得共、此度助合出入出来仕候、定而具ニ御案内は勿論之義、乍去内實之慮不分明之風聞斗り被相聞、御心配斗多御座候事と、全ク様子柄、只又御領分納^{上様}之能敷、行情一條之被方等左ニ申上候、内實は當二月下旬之頃篤と勤考仕候處、御領分納方新井氏御同姓御兩人寛慮ニ而、殊ニ御眞忠御間柄も宜敷、旁以古今珍敷納方、全御上之御仁慮、且は尊公様御取斗ひ方、乍恐御届之事と内、御祝奉申上居候處、今程之一條差發、御同苗様御持前之御實情故、三ヶ村と申内、彌兵衛、太兵衛、新右衛門と申者、都合三人之もの打込而相願候間、御引請ニ相成、格別御骨折之思召ニ相成、引而嵐風之御心持と申ニも無御座、謹ニ申智者千慮之中ニ一失御過子出来申候、小子義三月三日ニ少シ物中り、腹痛ニ而參上仕、三月八日參上仕、序ニ太兵衛方江立寄候處、荒増一件之咄シ初而承り候處、心得ニは先、彌五左衛門、幸右衛門時分御當職青木氏其頃相届不申一件、今之者共とは競物ニは成不申、只管御同姓様斗りを力ニ^{一子不明}出入ニ而候半と、無益之事ニ九右衛門様御力を御入被成様太兵衛咄しに御座候間、其程少シ心配仕居候處、道ニ様子具ニ承知仕候處、以外成義、且其上段ニ之事押詰り來り候間、不得止事、三月十四日夕六ツ時前カ八ツ時評義一決仕、御呼出シ幸に事も被ニ可爲申時節ニ至り候間、御役所に罷出、御兩所様江失禮を不願御心得違と奉存候間、上之御爲ニ不宣と存込候間、御兩所様江篤と八ヶ村江様子委敷御咄シ申上候故、八ヶ村江是迄と違ひ余程御尋等も御語葉宥ニ候故、八ヶ村之役人共も不審ニ存候間、覺悟之心持も崩、百人助合可申旨申位ニ取直し候處、三ヶ村出立、同日發足、甚以氣受ニ拘り不宣と奉存候間、十九日ニも參上仕、同日之御出府可然旨申上候得共、御出府ニ相成、上案八ヶ村は一同小前迄一決仕候、乍併出府之上尊公様御取斗と申、御上様御仁德兼而御領分一同存居候、様子又ニ此方江相聞、逸ニ之風聽御座候間、自然と荒井氏御耳ニも入、御心配ニ而、内ニ私江御咄し御座候間、

此度之御社参騒ニ評議も止居候得共、捨置此儘澄置候而ハ、晝夜千辛萬苦之眞忠丹誠ニ而、御領分諸向全く納り、元々江戻り悪敷可相成と心配仕候ニ付、夫々承り候處、扱ニ立入候ものも無御座、右ニ付兼而私内存工夫之旨内ニ相咄し、若も用ニ可立と、御上様之御爲ニは、私所存、且又余人ニ而は小前一同聞入相用不申候段、八ヶ村村役人之内一兩輩面立候小前咄申候者も御座候、此儀は申兼候儀に御座候得共、包居候時節ニ無御座候、無禮誠奉申上候、其工夫と申は萬代出入不起候而、御上様ニ而五十兩爲永久三ヶ村江御都合被下置、其筋合を以、八ヶ村之者出入諸入用と心得、八ヶ村ニ而金五拾兩出金、同三ヶ村ニ而も諸入用と相心得、金五拾兩、都合金百五拾兩、右之金子八ヶ村江御役所様を永久共世話料等無之、一割ニ而御垣ヶ被置、三ヶ村之難澁助力ニ相成、御領分和合仕、是迄ハ猶も納り方宜敷相成、他領之聞ニも殊之外宜敷、乍恐御仁德顯然と奉存候、御儀附之様元々奉存候、助合人足と申候而も實ニ聊之儀、當卯年御大名御通行多分ニ而平年ハ凡千人余分ニ入用多有之候處、繼立一帳場、會我野村ハ濱野村迄、壹人ニ付助合懸り三十壹文、二帳場ニ而八幡村迄參り候處六十四文、丸ニ出金有之候處、千人餘分ニ而六拾貳文ツ、ニ御座候、勿論兩生實村は錢不足之場所ニ有之、難澁至極之事ニ而、地親小前とも迷惑仕候得共、一向ニ御役所并願人共此所ニ心附も無之候哉、其評議は是迄承り不申、最早出入用當年之上増人足懸ハ余分ニ懸リ居可申、益難澁至極、心得違ニ被存、然ル處一ヶ村年ニ不在限リ助郷高助合金紛敷、願立候ものも無之、小前一同之助りニも相成、人氣も直り可申、尤此場ニ而御上之金五拾兩ハ恐入候得共、五拾兩双方之納りニ被下置候得は難有、夫々心有者共ハ身ニ染、其潤ニ而上江とり候道理ニ而、近内御用金被爲仰候砌り、余分覺込ハ可多位被仰出候而も、物持共難有、心能出金仕候而、急度相戻り可申間、何卒尊公様厚御勤、并其上御同職平馬様江も御内談之上御伺被下置候て、多分ハ拙寺ハ三ヶ村ハヶ村兩方江懸合、行可申候哉、左候上は晝夜之情思御勤功も立、於

御兩所様無御餘際御安心、且乍恐御上御尊勞可奉爲休候、次ニは尊公様御安堵可在御座候年と、在草心得候段、書中を以奉伺候、萬々一書は事を不成と思召候ハ、出府も可仕候、何分厚御勤辨奉願上候、恐入候得共格別御懇意ニも被成下置候間、格外失敬奉申上候、御上之御武運御長久、皆様御安全、御領内百姓和合、老眼萬端不行届候間、御内見可被下置も、若しも不叶御意、如何ニ被思候ハ、早々火中奉願上候、恐惶謹言

大保十四年卯四月

萬徳寺九識院

日 應 書 判

市原文九郎殿

北生實村

右文中、新井氏とあるは用人新井太右衛門のことであらうが、御同姓は解らない。武鑑には市原氏は一名よりない。「三ヶ村と申内、彌兵衛、太兵衛、新右衛門」とある中、太兵衛は北生實村名主中村太兵衛である。

「先、彌五左衛門、幸右衛門時分御當職青木氏其頃相届不申一件」といふのは恐らく前述せる文政六年、松平越中守の時の一件を指すのであらう。青木氏とあるは文政武鑑に家老の青木七郎右衛門とあるのを指すのかも知れない。「九右衛門様」とあるは所謂御同姓様のことであらう。

この解決法の優れた點として、御領分和合の外に、錢の不足を調節することを擧げてゐる點は注意すべきである。曾我野村から濱野村まで、當時の順路明細記に依ると二十六町が三十一文、濱野村から八幡村まで二十町であるが、二帳場通じると六十四文とある。「丸に出金有之候處」、六十貳文といふのは全然意味不明である。「勿論兩生實村は錢不足の場所に有之、難澁至極の事」とあるのはこばかりでなく、當時かういふ小錢を必要とするところでは一般に錢が不足して困つたらしい。所に依つては紙札を發行した宿驛もある。この解決策が結局助郷爭議の根本を金錢にありと見た點は注意すべきところであらう。

四

さてこの萬徳寺の仲介は當局の方では承認したやうであるが、八ヶ村側が承知しなかつた。四、五月は前述のやうに田植時で問題は未解決のまま六月に持ち越された。そして野田村組合に屬する上總の草刈及び屋形村が入つて解決しようとした。その時の裁判延期願が六月十一日付で提出されてゐる。當時のかうした書式の一例にもと左に掲げて置く。

「乍恐以書付奉願上候

御領分北生實村、南生實村、濱野村、野田村、古市場村、上郷、下郷、有宮村、村田村、福田村、平山村、拾壹ヶ村役人
 共一同奉申上候、北生實村、南生實村、濱野村三ヶ村と右野田村外七ヶ村相手取、人馬助合之義奉願上、當御役所様ニ而
 御吟味中御座候處、去月中旬々田方植付時節ニ差懸り候間、訴答申談之上、植付仕舞候迄、御吟味御猶豫奉願上候處、以
 御慈悲御聞濟被成下置、植付仕舞無滞仕、無此上難有仕合奉存候、然ル處今般野田村組合御他領草刈村名主榮助病氣ニ付
 組頭十郎右衛門、東御領分屋形村割元格名主海保長左衛門、右一件内濟ニ立入、双方江懸合申度旨申談御座候間、何卒格
 別之以御憐愍、右兩人懸合中、御吟味御猶豫被成下置候様、偏ニ奉願上候、御聞濟被成下置候ハ、一同難有仕合奉存候、
 以上

天保十四卯年六月十一日

(十一ヶ村代表連名)

御役所様

前書之拾壹ヶ村々奉申上候通り、私共兩人内濟懸合仕度存候間、何卒格別之以御慈悲懸合中、御吟味御猶豫被成下置候様
 奉願上候、以上

篠田藤四郎支配所

上總國市原郡草刈村

名主榮助病氣ニ付代

組頭 重郎 右衛門

東御領分屋形村

割元格

この書面には萬徳寺の名は記されてゐないが、事實は彼が主として扱つたことは前掲の書簡で明かである。又ここには割愛するが、この仲裁が破談になつたことを届出た書面にも、萬徳寺外二名が六月七日に野田村役人に調停案を提言したことが記されてある。しかし結局八ヶ村側は、「先規無之事に付、金子助合之義決て難相成趣」を以つて、六月十六日に扱人方へ破談を申入れた。その後の顛末を扁田村役人の手記に依つて記すと次ぎの如くである。

六月二十一日に生實役所から廻状が来て、二十二日の四ツ時(午前十時)に出頭せよとのことで、名主市之丞と吉藏とが出かけた。九ツ時(正午)に白洲が開かれ、兩代官が出席して、内済の模様を詳細に質疑し、結局「同領内故親子兄弟の好身」などといふことを懇々と説諭され、「二十二日、九ツ時より二十三日曉六ツ時」とあるから、翌朝六時まで十八時間に亘つて吟味されたらしい。「難義仕候」と記してゐるのも尤もである。しかもそれで解放されず、二十三日朝から又又書面の提出を命ぜられ、それが納まらず、原被兩造共疲れ切り、一日延期を願つて許された。「晝夜御吟味故、病人又は老人抔目等惡敷相成難義に付」と記してゐる。

その夜は歸村したが、翌二十四日纏まらず、又一日延期を願ひ、二十五日に書面が漸く出来、

それを提出したが、それについて種々なる吟味を受けるに至つた。この一項を原文のまま抜書すると次ぎの如くである。

「野田村太左衛門、東四ヶ村(これは他領の組合村を指す……筆者註)内済ニ立入候てハ困リ候義ヲ吟味ニ預リ、其上古市場村市兵衛村方騒立候儀吟味ニ預リ、其外種々之吟味御座候、夫々野田村人馬帳取調、夫々濱野村人馬帳取調、双方合セ候處多分之行違ニ而濱野村難證之儀も有之候由、右濱野村組合高何程、人馬三ヶ年ニ何程相懸リ候義書出べし、夫々野田村組合高何程、人馬何程ト双方書面差出べく旨被仰聞、右ニ付野田村太左衛門病氣ニ而明日迄延可被下候様、再三願候處聞濟ニ相成、明日は帳面之儀ニ付、八ヶ村之^{此取}野村、三ヶ村ハ濱野村早ニ可罷出候、外村之儀は帳面通りニ而立合ニも不及、夫共怪敷も思ひ候て皆々出席可致様申候得共、外村ハ帳面通りニ付出席ニは不及旨申之、依之宿迄引取談事之上、明日野田村參會之積ニ取極皆々歸村仕候、」

翌二十六日に參會した結果、今度は逆に八ヶ村側から逆訴することに決し、同日七ツ半時に野田村、下郷は二人づつ、その他の各村は一人づつ江戸屋敷に赴き、次ぎの如き訴狀を提出した。

「乍恐以書付奉懸訴候」

御領分野田村外七ヶ村左之名前之者共一同奉申上候、當三月十日、生實御役所様ニおひて濱野村、兩生實三ヶ村村役人共、早春々野田村外七ヶ村相手取奉訴訟候は、當卯年日光御參詣ニ付、房總筋御大名様方不時ニ御國詰被仰付、殊ニ松平駿河守様房總海岸御備被仰付、御通行有之、旁々御繼立多、難證之旨を以、享保度野田村、兩生實三ヶ村取替候人馬助合書付

も有之内、野田村定助合村之内、御他領相除、御領分八ヶ村が濱野村江助合候様可致段被仰聞、翌十一日八ヶ村役人共御呼出シ、同様被仰聞、村々役人共始而承知驚入、即刻御答申上兼、村々大小之百姓一同評議之上御答申上度、御日延御豫奉願上、小前末迄も打寄相談仕候得共、新規他之繼場江助合候義二重役ニ相成、困窮之者共連も難相勤、難澁之旨申之、御免奉願候處御聞入無御座、晝夜村役人ども御呼出し御利解被爲在候様は、今般重御用ニ而諸家様方御通行被遊候義ニ付、萬一濱野村にて人馬之義御差支等も有之候而は、第一御領主様御尊名ニも相拘り候義ニ付、三ヶ村江助合候心得ニは無之、御領主様江差上候心得ニ而、此度御用相勤候様、品々御利解有之候ニ付、村々惣百姓打寄再應及談候得共、古來無之人馬助合之儀幾重ニも御免御願吳候様申之ニ付、役人共取斗を以申上候ハ、濱野村組合御繼立人馬多く、難澁ニ候ハ、御通行相濟候中御領中好身を以、三ヶ村にて相勤候御領主様地役之分、私共八ヶ村ニ而餘荷相勤可申候間、幾重ニも御公役御繼立人馬之義は、往古々夫々助合組合々恐御上様御定被成下置候儀ニ付、新規助合御免奉願上候得共、一圓御聞入無御座、晝夜村役人共御召出御利解御座候間、御役所様江奉恐入、無據申談、已後之例ニ不相成様、領方三ヶ村役人共より私共八ヶ村に堅書付差入候上は、右廉を以、大小之百姓江申論し、此度之御用ニ限り人足百人、餘荷勤爲致可申候間奉申上候處、三ヶ村役人共同國泉水村、今井村が被相手取、御奉行所御尊名被相付、右一件中旁御尊名も相懸り候義も不奉恐入、私共江相懸り候出入も、享保度爲取替候由之書付廉を以、御奉行所江御差出し奉願上候段、役人共一同出府之上、同月二十八日、江戸御役所様御差紙ニ付、野田村組頭太左衛門差添、同格庄助外七ヶ村爲惣代と、平山村名主四郎左衛門、下郷名主彌市郎、上郷組頭甚介、扁田村名主市之丞出府仕候處、生實表ニ而御利解之趣、一通り御札之上三月晦日七ツ時、願書御下ケ渡、即刻返答書差上可申旨被仰聞候得共、證據書物等持參不仕、殊ニ差急之義故、何分宿迄御下ケ

被下置候様、御慈奉願上候中、日光ニ御參詣ニ付御領主様が夫役等も被仰付候儀申ハ、右御用傍、歸村之儀奉願上、諸答一同歸村仕、四月中生實御役所江返答書差上候處、追々御吟味御座候中、田方植仕附時節ニ差向候間、御吟味御日延奉願上罷在候中、北生實村万徳寺様外貳人取扱ニ立入、懸合御座候趣は、私村々金五拾兩、訴訟方三ヶ村が金五拾兩差出し、御上様金五拾兩御下ケ奉願上、 \times 百五拾兩野田村組合江預ケ置、壹ヶ年ニ壹割之利分差出し、濱野村組合人馬助合手當ニ致置可申趣ニ候得共、古來々例無之儀を三ヶ村が被申懸候事故、村々百姓一圓不承知ニ而、行届兼被談ニ相成、御役所様ニおひて御吟味之處、百拾九ヶ年以前、享保度之野田村役人々差入候由之書付ハ、組合村々加印も無之、全野田村、生實村相對之儀、外七ヶ村ニ懸合候儀ニ無之、野田村ニ而も是迄人馬助合候義一切無之ニ付、此度新規助合之義は御免被下置度旨答上候處、御役所様ニ而御利解ニは享保度之書附ハ證據ニは不相用候共、御一領同土之義故、御他領組合は除置助合可申段被仰聞候ニ付、恐願御免願上候得共、是非濱野村江助合可申旨、且野田村人馬繼拂之帳面御取上被遊、年々組合村々相勤候高井濱野村繼場ニ而遣拂江候人馬突合、多分之方江助合之義可被仰付哉之旨被仰聞候得共、濱野村が野田村繼場遠近之差別も有之、殊ニ難場故、野田村組合勤人馬之義格別疲多く、濱野村とは格別之相違ニ御座候處、人馬繼立多分之方江助合と申義、何共難澁至極ニ奉存候間、前書申上候通り助合組合ハ私ニ相定候儀ニ無之、既ニ願人共は享保度野田村と爲取替候由之書附を以、御奉行所様江御差出し相願候程之儀、殊ニ同村之助合七ヶ村は御一領ニ付助合候様被仰聞候段、乍恐承伏不仕候、此上御代官様仰之通り新規助合等被仰付、二重役相勤候様成行候而ハ、可行立様無御座、愚昧之百姓共不恐願、萬一亂雜等仕候儀も有之候而ハ、私共儀奉對シ御上様江奉恐入候儀ニ付、無據出府之上、難澁之始末御懇訴奉申上候、何卒以御慈悲ヲ願人共江御利解被仰聞、古來御定之通り銘々其組合限りニ而御用相勤、不難ニ村々行立候様、

御橋懸之程、一同偏ニ奉願上候、以上

出府之者一同連印)

一同出府後、生實役所に八ヶ村の者が江戸に出たことが知れ、六月二十九日に何故出府したかと詰問して来た。これに對し各村共、その理由明かならずと誤魔化した。そして他方上郷の善七なる者の所に參會し相談の結果、古市場村、上郷、平山村から各一名宛惣代として出府させ、このことを代表者達に知らせることになり、七月二日早朝に出府した。

上記の訴願の結果はどうであつたか明瞭でないが、盆のすんだ後に訴答兩者を呼出し裁判するといふことで引下つて来たらしい。一同七月八日に歸村してゐる。その後の情勢を扁田村役人の手記から摘記すると次ぎの如くである。

「同二十五日(七月)野田村惣ト申者、鎌取場に来り市之蒸(名主)庄次郎江申聞候ハ、今夕方上郷天神矢、迄參會之趣申ニ付、夫々市之蒸、庄次郎外喜右衛門三人參り申候、談之儀ハ大變、

「右之段有吉村、扁田村、平山村ヲ野田村掛合仕、夫々下郷江懸合仕、段々上郷、古市場双方懸合行届相止申候」

これは何事が起つたのか一切不明ではあるが、上郷、古市場兩村の間に何事かあつたことは推察出来る。

「御上屋敷ノ盆後ニハ、訴答一同呼出旨御利解被仰聞候ニ付、歸村仕候處、二十日後ニ相成候而も呼出し無之候ニ付、野田

村太左衛門、同庄助舌談も有之由出府仕候、二十八日時分、夫々道々可出由ニ而、平山、有吉三日出府、八月七日、扁田(市之蒸)、村田(甚左衛門)、古市(市兵衛)、上郷(甚助)、下郷(十郎右衛門)、右五ヶ村出府仕候、同十二日歸村仕候」

この出府も何のためか明瞭ではないが、恐らく吟味を督促するためであつたらしい。しかし何故八ヶ村側が吟味を督促しなければならなかつたか、その理由は解らない。そのままにして置くことの出来なかつた理由が何かあつたのであらう。

江戸屋敷からは八月晦日になつてやつと召喚の差紙が来た。各村の名主又は組頭の内一名、差添一名、「病氣ニ而も押而駕籠ニ而出府之上、着届可致候」といふ嚴命である。野田村太左衛門、差添庄助、上郷善兵衛、下郷彌市郎、古市場村市兵衛、村田村與七、平山村金右衛門、扁田村庄次郎、有吉村權次郎、七ヶ村兼任の差添として上郷の徳右衛門、都合十名、九月三日早朝出立した。同時に三ヶ村側も出府を命ぜられ、濱野村清兵衛、南生實村平左衛門、北生實村中村太兵衛、三ヶ村差添兼北生實村勘右衛門が同日出府した。しかしこの時も係り役人の病氣のため永らく待たされたが、その判決は兎に角八ヶ村側に有利であつたやうである。その最初の請書は次ぎの如きものである。

「 奉差上御請札之事

今般被仰渡左之通ニ御座候

増井貞一郎其方共公事合札方掛被仰付候處、先頃中同人看病引カ引續養父之忌中ニ相成候、段ニ延引ニ相成候ニ付、忌御免有之、追々下調付候之間、去ル三日迄ニ呼出置候ニ付、早速可被遂御礼明候處、此節同人時候相障り、寒熱頭痛強、取掛り日ニ見合居候得共、右之容躰ニ而は未兩三日之内出勤押而相成兼間敷旨御届申上候、右ニ付而は掛り替り相成候而は、急之調も付兼候事ニ而、出府爲致居候上は、段ニ引延相成、殊ニ御入部間近ニ相成、別而上ニも不被御心易、仍而一通リ近日之内御家老衆、訴答江於當役所御聞札之儀も可有之間、此旨申聞置候之様被仰出候、
右御達之趣承知奉畏候、

卯九月六日

次いで家老氏家平馬、市原文九郎、吟味役吹野五左衛門、歡正次郎、立合關野仙次出席し、その裁判の結果、八ヶ村側は次ぎの如き請書を出してゐる。

「 奉差上御請札之事

北生實、南生實、濱野三ヶ村カ私共村ニ江相懸り候人馬助合一件之儀、今般御上屋敷様カ御呼出ニ付、訴答罷(出)候處、厚御利解被下置候上、御領分爲御救、格別之御慈悲被下置候ハ、其方共聊申分有之間敷段被仰渡、重々難有仕合ニ奉存候、訴訟方も懸合御座候ハ、願書御下之儀、一同連(印)以奉願上旨被仰聞、重々御憐愍之程難有仕合奉存、依之御請

札差上候處如件

天保十四卯年九月九日

續いて十一ヶ村連印で請書を提出した。その解決法は後に詳述するが、藩が南北生實村、濱野村へ人馬買揚賃を下附するといふのである。唯當時參觀交替の時期に當り、殿様御發駕前混雜の際故、追て呼出し書面を下げ渡すといふことであつた。これで事件は一先づ落著したやうに見える。九月十二日、八ヶ村側は一同歸村したが、三ヶ村側は承服し難い點があつたと見へ、江戸に残り運動したやうである。「三ヶ村儀は歸村不仕候、江戸にて取繕ひ仕候様相見得申候」と手記に書いてゐる。

五

いよいよ最後の申渡しといふことで十月三日までに出府すべしといふ差紙が八ヶ村に達せられた。上郷甚助、下郷長左衛門、古市場村忠藏、村田村與七、有吉村小平次、扁田村市之丞、平山村金右衛門、野田村太左衛門、差添庄助、七ヶ村差添上郷徳右衛門等が出府した。ところが九月の時と違つた申渡しを受けた。三ヶ村側の運動が效を奏したのか、又は八ヶ村側が間違つて理解

してゐたのか、何れにしても八ヶ村側が承服出来ないことになつた。これについて當時八ヶ村側の代表者の誰かがその村方の者へ書き送つた書面と思はれるものの寫しがある。

「取急候故當方ニ扣無之候間、便り次第急ニ此壹冊を御一覽御寫し取被成候ハ、早ニ御返し可被下候（以下説諭書の寫
……筆者註）

九月七日御吟味役中御渡被成（候）口上書寫、其方共昨日對元以差出候書面、御家老兼江申上候處、成程取樣ニ依而は、右様之心得違も可有之、先達而御利解之通り双方御救のため年、拾兩宛人馬買上手當上被下、其上訴訟方も享保之爲取替證文を元として其方共村方を相手取願立候得共、其方共返答書も有之通り數年其儘ニ成行候間、今更取用がたく、依而は御大名方御通行之節助合之儀は向後決而難願立ニ取極候事故、其方共申分有之間敷等、先達之御利解之通り備場御用之儀は御時節柄別而公邊江被對、御手厚ニ被仰付置候訣ニ無之候而は不相成事ニ付、右御用ニ限り、五拾人二十五疋以上は小花輪村相除、地廻リ一同江御用人馬ニ被仰付候事ニ而、是迄も深御考合之事ニ而、平生右御用迎も拾五人二十五疋之繼立ハめつたに有之間敷、御備場交代の、又は駿河守様御見廻リニ而も、自然有之候て格別、餘は平生之事壹ヶ月ニ壹度も有之間敷位之御見込ニ候得ば、八ヶ村迷惑ニも可相成程之事も有之間敷、外ニ聞へため御備場火急之御用之節之處を御手厚被仰付候訣ニあたる而已（にて）候、

一六拾兩上金之儀は先達歸村之節、御入部之日村、多勢迎ニ出候儀甚ダ不濟事、落著も無之、右様之取斗、たとひ落著ニ而も御時節柄萬事穩便ニ不致候而は不相成處、右様之不取斗、定而歸村之節一統迎ニ出候様申遣し候故、多人數出候事ニ可有之、左候得は村役も相動候もの如何ニも感度ニは無之候哉、差越願、強訴ニ落人、何様御答被仰付候而も、一言

之儀不申上候而、書面差も出候は、なんと御領主江對し不濟訣ニ無之哉、右等之御答はかるく被仰付候間、權ニ上金被仰付候程之厚御含ニ候、一昧當春中駿河守様御用之節斗リニ而も、其方共助合候ハ、近村之振合通りニ而、おとなしき致方ニ候間、申分無之、夫も不助合候故、三ヶ村江嚴敷差支ニ不成様被仰、無滞和濟候故、百三拾俵三ヶ村江御手當米も被下候事ニ成り、其方共右之通壹度其節助合候得は、右手當不被下候而も宜敷事ニ候得共、其儀無之故差支候折柄ニ而も、右様之臨時之御入用も懸り候事ニ候、其代とし而爲差出候様ニ而は、別而氣合も迷惑ニ可存迄之處迄も御組取ニ而、色々不容易廉を御吟味なしニ、御用金六十兩差出位深御含ニ候、右様ニ迄種々御憐愍深キ處を心取違候而者、此上不便之事ニ候間、得と利解申聞見候様ニとの事ニ候、厚考合見候而兎も角も御受致し、此上彌難澁候訣有之候ハ、又其次第追而敷願候共、右様、種々厚御含ミ訣ニ而被仰出候事、何れニも御受致し候方一統之ためと存候、万一出府之もの共斗ニ而、急ニ御請出来不致候ハ、御猶豫願差出評議いたし見可申、

十月

この文面に依れば、（一）藩から人馬買上手當として、毎年拾兩給付すること、（二）御備場御用の如き人夫五拾人、馬二十五疋以上の際には助郷致すべきこと、（但しかかることは一年に一度ぐらゐるものであらう）。さらに（三）六拾兩上納すべきことといふ三條件になつてゐる。この最後の六拾兩上納といふことは、八ヶ村の代表者が歸村の時、折柄領主の入部の際にも拘らず、

多數村民が出迎へて、騒がしかつたことと、この春に三ヶ村へ助郷をなさなかつたために藩が三ヶ村に對し百三拾俵の米を補助に出さなければならなくなつたこと、これらに對する一種の罰金である。しかしこれでは八ヶ村側は著しく不利である。そこで八ヶ村の代表者は次ぎの如き歎願書を提出した。

乍恐以書付奉歎願候

御領分野田村外七ヶ村役人惣代之者共一同奉申上候、私共儀當七日御呼出し、左之通り御利解書御下被遊候、

(ここに前掲の書面と同様の文句入る)

右之通り御利解書を以被仰渡、一同評議仕候所、至右之御趣意ニ而は、私共にて九月中之御利解とは、乍恐相違と奉存御上様ニ而は九月中御利解之通、御大名様方御通行之節人馬助合之儀、享保度之證書を以訴訟方願立候得共、御取用難被成旨被仰渡候間、御利解ニ不口候儀無御座旨ニは候得共、此度御備場御用之儀ニ付、松平駿河守様人馬當之節、人足五拾人、馬二十五疋以上之節ニ限り、小花輪村御除、地廻り村、御用人馬新規被仰付候旨被仰候得共、私共ハ九月中御利解ニ而、此上聊も人馬助合候と申儀無御座心得故、小前一同江も其砌申聞候ニ付、此度右様被仰出候而は、惣百姓共江申聞方も無御座、途方を失ひ、御請奉申上兼候義ニ付、御憐察被成下、御慈悲之程奉願上

一金六拾兩上金之儀は、先達而八ヶ村歸村之節、御入部日、殊ニ御時節柄も不辨、多勢迎ニ出候義、其外不行届廉、御利明上、被仰付方可有御座處、御憐察を以其儀無御座、右様被仰付之趣雖有奉存候得共、困窮之百姓共故、是又申付方無

御座當惑仕候、乍恐私共不調法之儀、被遊御利明候共、右上金之儀は御用被成下置候様奉願候、

前書之始末重々恐多奉存候得共御請難遊之儀、被爲聞召訣、何幸格別之御憐察を以、御慈悲之御沙汰偏ニ奉願上候以上、

天保十四卯年十月二十三日

八ヶ村惣代之者一同

江戸御役所様

上掲の文書類を見ても、藩の態度の頗る曖昧なのに對し、八ヶ村側の主張は終始變更を見なかつたことが解る。この歎願に接して藩が如何なる態度を採つたかは、資料がないから判明しない。しかし一方何とか妥協せしめんとすると共に、他方やや處罰せんとする態度を示したやうである。藩が和協的態度を以つて臨んだことは、再び新しい仲介者が現はれたことに依つて推測出来る。新仲介者は上泉村次郎右衛門と川井村五郎七の兩人であつた。條件はかなり緩和され、唯松平駿河守の通行に限り、萬一濱野村以下三ヶ村の人馬不足し差支へのあつた場合、「生實御役所より御觸出被仰付候て、野田村以下七ヶ村より人馬無遅滞差出可申、尤右賃錢之儀は於御役所に御下ヶ被成下置候」といふのであつた。然るに八ヶ村の代表者達はこれをも拒絶してゐる。その旨を村方に報じて次ぎの如く記してゐる。

「右之通り昨日以書物懸合候得共、人馬之儀は聊ニ而も紛敷義文言有之候而ハ、後代之思ニも可相成哉と奉存候間、今夕

庄助を以、行徳岸上毛屋、次郎右衛門殿旅宿江罷越、被談申届候、然上ハ如何可被仰付哉難斗、尤一兩日之内、古市場村吉郎歸村可仰付候間、其刻委細可申上候、且高津戸村三郎兵衛殿、御出府儀は未存寄之次第も無之候間、此方ハ御沙汰申上候迄、御申述被下候様奉願上候、吳ノも村ニ御用向等御無人之内、久御苦勞御差支無御座段一同奉願上候」

この書面は十一月五日夜に認められてゐる。十月三日出府以來、歸村の記事がないが、一ヶ月以上も抑留されてゐたものらしい。かく八ヶ村側が一步も譲らないので、當局者もあるひは一つの手段として抑留して置いたのかも知れない。そして彼等を困らせ、屈服せしめんとしたのかとも考へられる。

然るにさらに八ヶ村側のある者が十一月十六日に出府し、十七日兩國廣小路で駕籠訴をしてゐる。八ヶ村代表者は宿預けになつてゐるので別の者が出府したのであるが、名前は記してない。その駕籠訴は領主に對して直訴したものである。その訴状の内容は前文に從來の經過を簡單に記した後、次ぎの如く記してゐる。

「(前略)兩様共御免奉願上吳候様申間候ニ付、乍恐其段書付を以奉歎願候、其後三ヶ村之者共ハ歸村仕、私共村ニ役人惣代之もの共手鎖宿御預ケ被仰付候由奉恐入候、一體九月中被仰渡候節は、御近領ニ付訴卷一同歸村可仕旨被仰渡候節、三ヶ村役人共ハ勝手を以、病氣等申立、數日逗留罷在候儀、今更勘辨仕候得は、讒言偽を巧、何様之義内訴奉申上候も、右様一件重變之次第成行、此上多人數水ニ御咎被仰付、在府罷在候間は、諸難費其外多分之義、逆も村ニ共行立不申、

滑れ退轉之外無御座候、依之惣百姓一同罷出、難遊之次第直ニ御懇訴可奉申上旨申立ニ付、左候得は御時節柄、奉對御上様、重ニ奉恐入候儀ニ付、種ニ申宥候得共、逆も此儘ニ而は相治り不申、無據私共爲惣代出府仕、不願恐多も御慈悲奉願上候、何卒格別之御憐愍を以、人馬之儀九月中被仰渡候様御趣意之通、御免被成下置候、且別段被仰出候御上金之儀は御用捨被下置、村ニ永續無難ニ相治り候様、御仁惠之程舉而奉願上候、以上」

即ち八ヶ村側は惣百姓の強訴すらも敢て辭さないやうな態度を示してゐる。この強硬な態度に屈したわけでもあるまいが、同月二十四日に一件は落著してゐる。そして駕籠訴の者はその日に歸り、惣代出府の者は江戸における諸禮、過料錢などを支拂つて、十一月二十六日夕五ツ時一同歸村した。この事件がどう結末がついたかは、資料がなくて不明であるが、駕籠訴後一週間ばかりで事件が落著してゐること、駕籠訴の者すら直ちに放免になつてゐること、又從來の經過などから見ても、八ヶ村側に大體有利に解決したものではないかと思はれる。その後嘉永五年十二月に平山村、扁田村が同じく差村御免を願ひ出た書面中に、

「天保十四卯年濱野村ハ私共村外六ヶ村江人馬助合之儀願出候處、領主ニ而兼而難遊之村ニと被思召、濱野村江年々人馬手當被下置候事」

と記してあるのを以つて見ても、多少の處罰は受けたかも知れないが、大體八ヶ村側の勝利とな

つたことは明かであらう。惣代の者歸村の日、十一月二十六日には各村とも村境まで出迎へた。以上三月十日に始まり、十一月二十六日まで七ヶ月餘の長期に亙る助郷騒動も、結局領主の補助に依つて終結を告げた。この長期間に亙る訴訟の費用も決して少ないものではなかつたに違ひない。不幸にしてこれに關する文献は何も遺つてゐないから解らないが、さうした費用を拂つてもなほ新規助郷を頑強に拒否したのは何故であらうか。さらに彼等のある者は身命を賭して強訴してゐる。それは單にこれが先例となつて後患を遺すといふだけではない。助郷それ自體が甚だしき村の負擔だつたからであらう。又藩當局が甚だ弱腰であつたのは、單にそれが小藩であり、又當時の武士階級が多く優柔不斷であつたばかりではない。助郷が農村を疲弊せしめるといふ事實に對し、さう強壓的な態度を採ることも出来なかつたためであらう。

第三節 牛久宿助郷差村騒動

—

徳川時代における農村の負擔を過重ならしめた原因の一つとして助郷の制度が擧げられる。従つて助郷を中心として農民が訴訟を起し、騒動をなしたことはその例少なしとしない。ここに紹介するものもその一つである。水戸街道の牛久宿の助郷が問題となり、文化元年九月下旬、常陸國河内郡その他數十ヶ村の百姓が牛久宿の間屋あさや治左衛門の宅、その他を襲撃した事件である。この地方の領主關係は後に示すが如く、頗る複雑である。天領を始め、大名、旗本の所領が交錯してゐた。そのためかこの暴動も容易に鎮壓することが出来なかつたやうである。隣藩の堀田大藏大輔正順（十一萬石）佐倉藩、及び土屋保三郎寛直（九萬五千石）土浦藩の援助を求めざるを得なくなり、さらに十月廿三日には幕府が直接次ぎのやうな命令を發するに至つたのである。

「 常州村村百姓共徒黨一件

下野守殿御渡

御勘定奉行江

常州河内郡文化原江百姓共相集騒立候由候間、堀田大藏大輔、土屋保三郎家來人數差出、御代官竹垣三右衛門、萩原彌五

第三章 農村と助郷

二九七

兵衛、岡田清助相談、早々取領候様、大藏大輔、保三郎江相達候條可被得其意候」

下野守は時の老中青山忠裕である。さらに代官に對する指令は、

御代官三人江申渡書

常州河内郡邊百姓共集り騒立候之由、右ニ付早々出立いたし取領可申候、尤飛道具相用不苦候事」以上「徳川禁令考」第四帙六十一―二頁

この文面に依つてもこの騒動が相當大なるものであつたことは十分推察出来る。然るにこれに關する記事をあまり見ない。私の見たのは僅かに野口如月編「稻敷郡志」(大正五年版)一〇〇頁に牛久騒動として記載された一文のみである。稻敷郡は舊河内、信太兩郡に當り、事件の發生地である。この記事は必ずしも正確な記載とはいひ難いが、事件の概要を知る上に頗る要領を得てゐる。地方誌であり、大方の讀者の目に觸ることが少ないと思ふから、敢てここに引用させて貰ふ。圈點は私がつけたものである。

「山口周防守領内にて水戸往還驛路に當り人馬次立の類繁なるに信濃國淺間の噴火あり砂を降らす事尺餘田畑荒廢して人民の困窮其極に達し繼立の御用に堪へざるを以て天明中牛久宿治兵衛人民の窮狀を述べ八百八ヶ村の助合を願ひけるに向ふ十ヶ年限り採用せられたり滿期後助合を解かれ荷物滯留如何共する能はざりき此時に當り問屋治左衛門は心正しく仁義を守り私慾に薄く他の難儀を見ては我一身をも當まざるの人なりければ人民の推す所となり八百八ヶ村助合復讐に就き誓代

として文化子年四月上旬出府し道中奉地圖鼠後守に訴へたるも用ひられず依りて領主山口周防守御留守澤澤國富新八郎大納言役毛利弁右衛門の二氏治左衛門を召し連れ郡奉行より重役の許へ出張し願の件採用せられ九月十七日を以て松平兵庫守より更めて聞用らる之れを聞くや不平の徒天明中の助合と異り永代定助に仰せ付けられし事を非難し百姓徒黨して文化原に集り小池の勇七、吉十郎、桂の兵右衛門等を始め數千人組を分ちて牛久問屋に押し寄せ治左衛門家宅其他を被壞して引上げたり此日往還御用掛り太田幸吉、鈴木榮助より土屋相模守に援兵百人を請ふ此の時に當り隣藩に於ても數多の援兵を催され形勢不穩となり文化元年十月二十四日牛久騒動取鎮めとして關東郡代竹垣三左衛門萩原彌五兵衛岡田清助三人派遣せられ賊の首魁を逮捕し何れも重罪に處せられ元の如く助合を得て無事に平定になりたりと」

この文章は多少の補正を必要とするやうである。牛久の領主山口周防守弘致(後に但馬守)は一萬十七石の大名である。牛久は江戸を出て、松戸、我孫子、鳥手を經て至り、土浦、府中などを經て笠間又は水戸に赴く相當大きな宿である。牛久宿困窮の原因は單に淺間山の噴火だけではなかつたらう。この助郷問題には牛久宿と同じく荒川沖宿の名が擧げられてゐる。牛久の次驛である。即ちこの兩宿の助郷問題なのである。牛久宿の間屋治左衛門がこの中心人物であることは明らかである。

當時宿驛の疲弊は一般であつた。助郷制度に依つて疲弊したのは必ずしも農村ばかりではない。道中往來の盛んになるにつれて、不思議なことには宿驛が弱つて來た。それは無賃往來が多かつ

たり、お定め賃錢が不當に安かつたりしたからではあるが、制度そのものが不都合なものであつたからである。その疲弊を救ふ方法として増助郷をなすことが先づ考へられた。治左衛門が天明中の臨時の助郷を復活せんことを願つたのは恐らく止むを得ぬことであつたらう。道中奉地圖筑後守は勿論誤植であるが、文政元年の武鑑が手もとにないのでよく解らない。橋本博氏編纂の大武鑑に依れば、享和三年にも、文化四年にも、筑後守を稱せる道中奉行はない。又文化二年の「諸家名寄」にも、「國字分名集」にも地圖といふ姓は見當らない。又松平兵庫守は松平兵庫頭の誤植であるが、後に淡路守になつた信行で、千石取の旗本である。當時勘定奉行の末席であつた。しかし野口氏の記すが如く官裁を経たものかどうか疑問の餘地がある。

治左衛門以外にも宿驛困窮の救済策を講じてゐた者があつた。久野村の長兵衛、阿見村の權左衛門等がそれである。彼等は最初増村に同意したのであつたが、さうすればそれらの村村の困窮が増大するので躊躇した。又村村全體で引請ける方法をも考へた。その方法はあまり明瞭ではないが、各村が村高に應じて積金し、これを貸附金として、その利子を以つて人馬を供給せんとするものの如くである。これら村の口利き連が助郷問題について往來し、會合したりしつつかある間に、一般百姓の間の猜疑は高まり、あさや治左衛門を始め、それらの運動に従事してゐる者を憎

悪するに至つたのである。

幕府からはすでに治左衛門その他の者の願書に應じて、各村村の經濟状態を調査し始めんとしたものの如くである。しかし未だ助郷の割宛は決定してはゐなかつたのであらう。百姓の不安は高まつた。何人とも知れず、「あさや願の筋につき女化原へ集まれ」といふ張札を出し、又廻狀が送られた。そして終に暴動化したのであつた。隣藩の援助を受けたことは前述の如くである。但し「稻敷郡志」にある土屋相模守は誤りである。寛直は當時は勿論、後にも相模守を授爵したことはなかつた。

二

次に擧げる一文はこの騒動の判決文である。「助合差村騒動御裁許」と題する寫である。この寫は天保五年のもので、制決が下つたのは事件の翌年文化二年八月十一日であるから、廿九年後のものである。かなり讀みにくい書體であり、又誤字も少なくないやうである。中には意味の通らぬところもあるが、騒動のあつた地方の農民の筆寫したものであり、徒黨事件の判例として意義あるものと思ふから、左に全文を紹介することとする。判決文の常として、事件について同

じことを幾度も繰り返して記載してゐるが、これを讀むと、當時の農民間の動搖、又かうした暴動の心理状態をかなりよく窺ひ知ることが出来ると思ふ。

「 差上申一札之事

常州村、百姓共及徒黨候一件、再應御吟味之上、左之通被仰渡候、

一 桂村利八儀、牛久、荒川沖兩宿困窮ニ付、差村一同村柄御亂之儀御申渡有之、助合人馬差出候儀を難儀ニ存居候節、あさや願之儀ニ付、女化原江可罷出旨張札有之候迪、扱、女化原江罷出、徒黨ニ加リ、桂村兵右衛門及發言、又者誰申出候と申儀も無之、大勢之もの共一同、久野村長兵衛外壹人宅打潰、剩牛久宿次左衛門宅打潰候節、長吉は名前不存もの、鋸壹挺相渡候を持參り、利八江相渡、同人請取、女化原江捨置候由申立候得共、右は無證據に付難立(申訣脱力)、盜取候も同様之いたし方不届ニ付、重嚴被仰付、村役人共江御引渡被遊候、

一 泉村名主組頭共儀、村柄爲御亂、御被成候御手代中、村役人共御呼出之節、病氣又は他行等ニ而差支候迪、百姓平右衛門を頼、村役人惣代ニ差出、既一同人儀心得違いたし、百姓と申立候而は聞濟有之間敷と存、名主代兼組頭平右衛門と申立候始之ニ相成候一同兼兩申段末、儀合方、行届故之、ふ埒ニ付、名主は過料錢三貫文被仰付、組頭共は急度御叱被置候、

一 上吉原村、中吉原村、下吉原村、塙村、泉村、君山村、小坂村、久野村、桂村、井野岡村、嶋田村、奥原村、正直村、月出村、東大和田村、福田村、柏田村、下根村、阿見村、小池村、上條村、蒲ヶ山村、薄倉村、大形村、青宿村、廻戸村、大室村、懸馬村、竹來村、東若栗村、實登村、追原村、君嶋村、上長村、飯倉村、撫子村、上大塚村、下大塚村、

板橋村百姓共儀、あさや願之儀ニ付一會いたし候間、女化原江可罷出旨、無名之張札有之、あさやと有之候は牛久宿宿屋次左衛門家名故、人馬助合之儀ニ付相談可有之哉と存、村役人共制候をも不取用、女化原江罷出、又は不罷出村ニは過狀到來いたし候迪、夫、徒黨ニ加リ、其上推量疑を以、牛久宿次左衛門、久野村長兵衛外壹人馴合、人馬助合之儀ニ付、私欲可致巧ニ候扱、口、中之、兵右衛門任申、或は誰發言いたし候と申儀も無之、一同押寄長兵衛外貳人宅を打敵候始末ニ相成候段ハ、小池村勇七、桂村兵右衛門取斗、事起り候とハ、乍申、徒黨ニ加リ候もの共ハ勿論之儀、不罷出もの共も既同様之心底ニ相成、右を不差留段、ふ届ニ付、村高ニ應し過料錢三百四拾貫文被仰付候、

一 手代木村、立野村、上横場村、下横場村、南中妻村、北中妻村、西若栗村、菅間村、上下大井村、榎戸村、稻岡村、東橋穴村、堀内村、赤塚村、新壽田村百姓共儀、東郷之内、女化原江近村ニ之もの共會合いたし候趣相聞、右、同所江可罷出旨、無名之張札いたし、不罷出村ニ江、押寄、家居打潰候杯風聞有之、怖敷候迪、村役人共制候をも不取用、扱、女化原江罷出、久野村長兵衛外貳人宅打潰候節も、東郷之もの共一同罷越候始末、徒黨ニ加リ候もの共ハ勿論之儀、不罷出もの共も既同様之心底ニ相成、罷出候もの共を不差留段一同ふ届ニ付、村高ニ應し過料錢八拾貳貫文被仰付候、

一 久野村長兵衛儀、牛久、荒川沖兩宿困窮ニ付、近村、一同差村ニ相成、御代官御手代中被相越、村柄御亂之儀被申渡候節、先年も助合相動候馴馬村外三拾四ヶ村之外、増村いたし、人馬助合候ハ、難義薄可有之哉之段、阿見村組頭權左衛門江申聞候を承知いたし、惣代ニ成願吳候様任申、夫、得と懸合も不致、^{一字不明}權左衛門名前を認、有合判を押、兩人とも貳拾五ヶ村惣代之由申立、右御手代中江願書差出、村柄御亂之節、右村ニ之内願之趣意不相辨も有之、其段御察度請、權左衛門も右跡惣代之由申立置候儀ハ不存、困窮之趣を以、助合御免相願候趣之書付、御手代中ニ差出候仕儀ニ相成、一事兩様之儀ヲ申立候趣、御察度請候段、權左衛門申聞候節も、有合判を押、願書差出候段は不申聞、最初之願書は願

下ヶ可致間、權左衛門も願下ヶいたし吳候様申健、其後自用繁多候迎、等閑いたし置候始末、旁不屈ニ付江戸拾里四方追放被仰付候、

但シ御構場所徘徊致間數旨被仰渡候、

一右村名主兼帶了簡役清之進、名主傳兵衛、清兵衛、組頭兵右衛門、清右衛門、四郎兵衛儀、女化原江可罷出旨、無名之張札有之、人氣騒立、小前之もの共制候を不取用、徒黨ニ加リ候始末は、近村も可然之義故無餘義筋ニ候得共、長兵衛儀夫、江懸合も不致、阿見村權左衛門兩人、貳拾五ヶ村惣代之由申立、權左衛門名前江有合判ヲ押、村柄御札として被相越候御手代中江願書差出候義を申聞も不致、其上困窮之次第申立、助合御免相願候趣之書付、清兵衛持參、御手代中御旅宿江差出候節、長兵衛儀増村いたし助合度趣願置候儀も有之、一事兩様ニ相成、同人取斗方ふ東ニ付、權左衛門江懸合、否可申立管申付置候間、早々可申立旨、御手代中江申聞候を、自用取紛、長兵衛江不申聞、等閑いたし置候始末、清兵衛は別而之儀、其外之もの共も畢竟兼而之申合不行肩故之儀、ふ埒ニ付、清兵衛は過料錢五貫文被仰付、清之進、傳兵衛は急度御叱リ、兵右衛門、清右衛門、四郎兵衛は御叱リ被置候、

一阿見村權左衛門儀、牛久、荒川沖兩宿困窮ニ付、差村一同村柄御札之儀、御代官御手代中江被申渡候節、久野村長兵衛儀先年助合相働候村之外、増村いたし助合候積リ相願候ハ、難義薄可有之哉之旨任申、惣代ニ成願吳候様及挨拶置、御手代中江は助合御免之儀相願、一事再様之旨御察度請候趣、長兵衛江被申聞候節、右最初之書付は願下ヶ可致間、權左衛門も同様願下いたし吳候様申候を、其儘いたし置、又は差村一昧ニ而引請人馬助合候願式は、高掛ニ而金子差出、御貸附相願、利金を以人馬相雇助合候ハ、可然哉と存付、村役人共一同承知之上、廻戸村役人共江も申聞、猶可及相談所存ニ付、東若栗村、中一字不可吉敷原村江兩度會合いたし候次第者、都而新規之義ニ有之、近村之小前之もの共困窮等之儀申立、

人馬助合之儀ヲ相敢罷在候時節、右昧之義相催候故、自而人氣も不穩様相成、既疑請候始末ニ成行候段ふ埒ニ付、急度も可被仰付處、右手代中江徒黨發頭之もの共名前相探申立候ニ付、御宥免を以替之不被及御沙汰、曉被仰渡候、

一右村名主組頭共義、女化原江可罷出旨、無名之張札有之、近村之もの共一同相集、村内小前之もの共も制候を不取用、追々徒黨ニ加リ候次第者、最寄村、一昧之儀ニ而不及力段、無餘義筋ニ候得共、牛久、荒川沖兩宿困窮ニ付、人馬助合差村ニ相成村柄御札として、御代官御手代中被相越、既ニ御札相濟候後、いづれにも人馬助合を可被仰付、今般之差村一昧ニ而引請相働候ハ、人馬出高相減、又は高掛りを以金子差出、御貸附相願、利金を以人馬相雇、助合候ハ、可然旨、組頭權左衛門申出、一同承知之上、廻戸村役人共江申談、夫々申繼、東若栗、中吉原兩村江會合いたし、右昧存付之儀を及相談候ニ付、小前之もの共相疑候始末に成行候段、權左衛門任申分ニ候儀とハ乍申、一同ふ埒ニ付、急度も可被仰付處、權左衛門一同申合、徒黨發頭之もの共、名前相探申立候ニ付、御宥免ヲ以、御替之不被及御沙汰段被仰渡候、一池村勇七儀、水戸往還牛久、荒川沖兩宿困窮ニ付、差村一同村柄御札之儀御申渡有之、人馬助合候様相成候而は、可及難義哉と推量し、村村より積金いたし、牛久宿御領主江差出、貸附ニいたし、利金を以、人馬相雇、差出候ハ、難義薄可有之哉と見込、近村村之もの共最寄女化原江相集メ及相談候は、御奉行所江願出候積相内、吉十郎之及示談、牛久宿問屋治左衛門、家名あさやと申、人馬助合之義は同人願候事故、村村ニ而も辨可罷在哉と存じ、あさや願之儀ニ付、一會いたし候間、男たるべきもの女化原江可罷出旨、最寄村村高札場等江、無名之張札いたし、又は不可參之村江兩人三字不明之儀廻狀差出し、人數相集候得は、一一字不明人氣騒立、願之趣意可及相談昧無之、次左衛門は人馬助合之儀を惣代ニ成願出、久野村長兵衛、阿見村權左衛門も、右ニ馴合、私欲可致巧を以、増村いたし、人馬助合之義相願候并、推量疑之儀とも、口々申之、桂村兵右衛門發言いたし、或ハ誰申出候之申義も無之、大勢押寄、治左衛門外貳人宅相濟候次第

は、假令申勸候儀無之候とも、第一御法度相背、初發村村集會之儀相金候故、右始末ニ成行候ニテ、即徒黨頭取共相聞、
 一 届至極ニ付、於其所獄門可被仰付所、病死いたし候間其旨可存候、同村吉十郎は牛久荒川(沖)兩宿困窮ニ付、差村一
 同村柄御亂有之候段、村役人共申聞、人馬助合之儀を難義(ニ)存居候節、積金いたし、牛久宿領主江差出、貸附ニ
 いたし、利金を以、人馬相雇、助合候積可願出、右ニ付最寄女化原江村村之もの共可相集旨、無名之張札いたし、人數ヲ
 集、願筋可及相談旨、村内勇七任申同意いたし、張札下書をも一讀いたし、其上吉十郎倅乙次郎江張札爲認吳候様申聞
 候連、勇七用事有之旨申候間、參り候様乙次郎江申付、勇七と相對之姿ニいたし、張札を認、女化原江會合之節、勇七
 引請可被斗旨申之候ニ付、同人江任セ置候段ハ、一 牀御法度相背、徒黨頭取ニ差續候いたし方、一 届ニ付、遠島可被仰
 付處、病死いたし、桂村兵右衛門ハ牛久宿川兩宿困窮ニ付、差村一同村柄御亂之儀御申渡有之、難義ニ存居候節、あざ
 や願之儀ニ付、一言いたし候間、女化原江可罷出旨無名之張札有之、人馬助合之儀を相談いたし候義と心得、女化原へ
 罷越候得共、重立右牀之義申出ものも無之、被欺候儀と心外相成、差別を改、不能出村村には集會之儀、廻狀差出候後、
 小坂村名主忠左衛門外壺人罷越し、積金いたし、人馬相雇差出候様御可遣間、追而否申聞候迄相待居候様申聞候を、不
 承請、廻狀戻り次第牛久宿へ罷越候杯相答、又は牛久宿問屋治左衛門外貳人馴合、私欲可致巧ニ而増村いたし、人馬助
 合度趣相願候段難心得、拾數ヶ村之もの共、推量疑之儀とも申之及節、治左衛門宅を可打潰旨發言いたし、大勢ニ先立、
 牛久宿江押寄、同人宅打潰候始末、酒亂ニ而前後不相辨由之申分ハ難立、徒黨頭取ニ差續候いたし方、一 届ニ付、遠嶋
 可被仰付處、是又病死いたし候間、一同其旨可存段被仰渡候、
 一 桂村長吉儀、御吟味中欠落いたし候間、其旨可存段被仰渡候、
 一 右之外先達而御吟味ニ付、被召出候もの共ハ、一 届之筋も無御座、御擲無之間、今般不能出もの共江ハ其旨可申通段被

仰渡候

右被仰渡之趣、一同承知奉^{一字不明}候は、過料錢三日之内、大貫次右衛門様江可相納旨被仰渡、是又承知奉^{一字不明}候、若相背
 (候)ハ、重科可被仰付候、仍而御請證文差上申處如件

久世大和守領分

文化二年八月十一日

常州信太郎桂村	百姓	利	八
泉村	名主	惣	右衛門
	與頭	新	兵衛
		源	左衛門
信太郡上、中、下吉原村百姓惣代	百姓	源	右衛門
堀村百姓惣代	名主	利	兵衛
河内郡泉村百姓惣代	百姓	喜	左衛門
岡田清助御代官所、水野彌兵衛、日根野織部、初鹿野安之丞、水野万之助、 馬場大助、柴田源九郎、佐々木五郎右衛門(知行)	百姓	惣	右衛門
信太郡若山村百姓惣代	百姓	惣	右衛門
久世大和守領分			
同郡小坂村百姓惣代	同	長	右衛門
久野村百姓惣代	同	茂	右衛門

桂村百姓惣代	同	利兵衛
井野岡村百姓惣代	同	喜兵衛
島田村百姓惣代	同	兵右衛門
奥原村百姓惣代	同	五右衛門
正直村百姓惣代	同	平右衛門
月出村百姓惣代	同	甚兵衛
河内郡東大和田村百姓惣代	百姓	權兵衛
松平政千代領分	同	惣七
七尾熊三郎知行	同	武兵衛
河内郡板田村百姓惣代	同	長右衛門
下根村百姓惣代	同	利助
丹波五左衛門、久永源兵衛知行	同	八郎兵衛
信太郎阿見村百姓惣代	同	
上杉兵部知行	同	
同郡小池村百姓惣代	同	

上條村百姓惣代	同	牛右衛門
阿部四郎五郎知行	同	利兵衛
同郡蒲ヶ山村百姓惣代	同	金五兵衛
大久保安藝守領分	同	新内
河内郡薄倉村百姓惣代	同	忠左衛門
村上三十郎、多賀三右衛門組與力給地	同	又兵衛
信太郎大形村百姓惣代	同	次五左衛門
松平政千代領分	同	四郎右衛門
同郡青宿村百姓惣代	同	瀨兵衛
大寶村百姓惣代	同	武左衛門
遍戸村百姓惣代	同	平次兵衛
掛馬村百姓惣代	同	權兵衛
竹來村百姓惣代	同	作右衛門
東栗村百姓惣代	同	
實穀村百姓惣代	同	
追原村百姓惣代	同	
君島村百姓惣代	同	

第二篇 農村生活の貧困

由良信九知行所	上長村百姓惣代	同	仁左衛門
	飯倉村百姓惣代	同	與次右衛門
河内郡猪子村百姓惣代	同	彌五右衛門	
大久保安藝守領分	同郡下天塚村百姓惣代	同	清右衛門
岡田清助御代官所	同郡下大城村百姓惣代	同	長兵衛
大久保安藝守領分	同郡板橋村百姓惣代	同	三左衛門
細川長門守領分	同郡手代木村百姓惣代	同	伊右衛門
	立野村百姓惣代	同	半右衛門
	上横場村百姓惣代	同	六右衛門
	下横場村百姓惣代	同	波右衛門
	南中妻村百姓惣代	同	助左衛門
	北中妻村百姓惣代	同	久右衛門

第三章 農村と助郷

久永源兵衛知行

信大郡久野村名主兼帶了簡役清之進後見 同人親 和藤次事長兵衛、同村名主兼帶了簡役清之進、名主傳兵衛、清兵衛、組頭兵右衛門、清右衛門、四郎兵衛

久世大和守領分

新持日村百姓惣代 名主 半兵衛

赤塚村百姓惣代 同 佐左衛門

枕内村百姓惣代 同 傳左衛門

東横穴村百姓惣代 同 甚兵衛

同郡稻岡村百姓惣代 同 義兵衛

由良信九知行所

榎戸村百姓惣代 同 庄兵衛

同郡大井村百姓惣代 同 五兵衛

細川長門守領分

同郡菅間村百姓惣代 同 十右衛門

由良信九知行所

南石栗村百姓惣代 同 善兵衛

同郡阿見郡

組頭 權左衛門

丹波五左衛門知行

同村名主庄兵衛、久左衛門、組頭久兵衛、又右衛門、宇兵衛、佐兵衛

久永源兵衛知行

同村名主茂右衛門、與頭庄右衛門、

右惣代 庄兵衛

山口周防守領分

河内郡牛久宿惣代

問屋 治左衛門

信太郡荒川沖宿

半藏

三

以上の判決の結果を概括すると次ぎの如くである。

- (一) 桂村利八、凶器竊盜亂暴、判決重敲。
- (二) 泉村名主組頭、申合不行届、過料錢三貫文。
- (三) 上吉原村以下三十九ヶ村の百姓、徒黨參加、過料錢三百四拾貫文、村高割。

- (四) 手代木村以下十五ヶ村の百姓、徒黨參加、過料錢八拾貳貫文、村高割。
- (五) 久野村長兵衛、一事兩様の願書提出、江戸拾里四方追放。
- (六) 久野村名主兼了簡役清之進、名主傳兵衛、清兵衛、組頭兵右衛門、清右衛門、四郎兵衛、申合不行届、清兵衛は過料錢五貫文、外前二者は急度叱り、他は叱り。
- (七) 阿見村權左衛門、一事兩様の願書提出及び事宜に應ぜざる會合、但徒黨發頭人探索の功に依り無罪。
- (八) 阿見村名主組頭、右權左衛門と同じ。
- (九) 小池村勇七、徒黨發頭人、獄門。但し判決前病死。
- (一〇) 小池村吉十郎、徒黨賛助、遠島。但し判決前病死。
- (一一) 桂村兵右衛門、徒黨賛助並びに暴行發言。遠島。但し判決前病死。
- (一二) 桂村長吉(凶器を利八に渡したといはるる者)裁判中逃亡。

この判決を見て恐らく何人も疑惑を抱くと思はれることは、この暴動の發頭人とされてゐる小池村勇七、吉十郎、桂村兵右衛門の三名が何れも吟味中死亡してゐることである。恐らく彼等は甚だしい拷問を受けたことであらう。しかし彼等は容易に伏罪しなかつたのではなからうか。あ

るひは無實の罪ではなかつたらうか。彼等の名前を探知したのは阿見村權左衛門以下その村の名主組頭達であつた。今これらの村村の關係を知るべき何らの資料もないから、如何なる事情が存在してゐたか知るよしもない。唯われわれはこの事件に依つて助郷のための人馬徴發が如何に農民にとつて苦痛であり、そのために徴發されるかも知れないといふ風説だけでも、彼等を甚だしい不安に陥れるといふ事實を認むれば足りる。

第四章 農村内の諸問題

第一節 地主と地借

— 武藏國八町目村一件

殆ど生活が固定してゐるかの如く見ゆる農村にも絶えず生活の變動があり、そしてそこには幾多の問題を生んでゐたのである。殊に隣村との境界の問題、入會權の問題の如きは最も多く紛擾の種となつたものであるが、小作問題も亦最も重要な社會問題の一つであつた。元來徳川時代における土地所有の觀念が十分明かでないために、領主・地主・地借・小作・地代・小作料・貢租等の概念も頗る曖昧ならざるを得ないのである。今ここにそれらの概念を一一明白にしようといふのではない。唯それらを明かにする一資料として、地主と地借との間に生じた土地貸借に關す

拾五歩、先年か出作ニ所持罷在候處、右場所之義者日光道中宿願ニ而往還筋ニ有之、相手之もの共右地所借請度旨申之ニ付、相對之上、文政十二年中、右屋鋪三畝六歩并畑貳反壹畝拾五歩之地所、夫ニ地代小作金取極、尤右地所之義地主入用次第、早速明渡可申管ニ而證文取之、貸渡置候、然處翌寅卯兩年共、地代并畑方小作永差滯相濟不申、度ニ催促仕候得共、申延而已致シ候間、地所明渡候様、是迄精々懸合候得共明渡不申、誠以難儀至極仕候間、無是非今般御訴訟奉申上候、何卒以御慈悲、相手之もの共被召出、御吟味之上滯地代小作永共相濟、右地所早々相返候様被仰付被下置度奉願上候、以上

大保三辰年二月

山田茂左衛門御代官所
 武州葛飾郡桶籠村
 名主又兵衛煩ニ付代

訴訴人 宗

太

御奉行所様

如斯目安差上候間、致返答書、來ル四月廿五日評定所江罷出可對決、右於不參は可爲曲事もの也

辰二月廿日

この訴狀の以前に原告は今一通の訴狀を提出してゐるが、その最初に提出したものはこれと異なる。最初の分は右十名以外に九名の被告が擧げられてゐる。又内容にも次ぎの如き文句がある。「親父又兵衛義近、厄介多ニ相成候上、近年ふ作相續、殊ニ燒失亦は水難等ニ而、連々困窮、其上又兵衛義老年ニおよび、子供大勢候ハ、安心難相成、依之夫々相續方取片付いたし度心底より、右場所ハ宿場續ニ而厄介人とも商等ニ而も爲致候ハ、身分取極リ相續相立候様ニも可相成と兼々心懸、右地所江住居も爲致度候ニ付、云々」と訴願の理由をかなり露骨に記してゐる。然るに如何なるわけか、「右之通差上候所、御直ニ相成」、前掲の如き訴狀となつたのである。

右訴狀にある如く裁判は四月廿五日の筈であつたのに、評定所の都合から五月二日に延びた。同日被告の方からは返答書を差出してゐる。それに依ると被告側のいひ分は二つの點において重なる違ひを指摘してゐる。

(一) 右借請小作は文政十二年に始まつたものではなく、寛文、延寶、元祿、享保の昔からのものであること。唯一人文政十年からの者がゐるだけである。その餘は何れも貳拾年以前の者である。當時の幕府の規定に従へば永小作であり、年貢が滞るとか又は格別の理由がなければ、地主は地面を取戻し得ないのである。それならば何故地主が文政十二年を云々するかといふに、その年に地請證文を書替へたのを理由としたのである。従つてこの點は地主が計画的であつたと考へられぬこともない。

(二) 地代及び小作永は納めてゐるといふ。それならどうして行き違ひが生じたかといへば、地主に直納せずして、從來その地の地守をしてゐた丈八の後見人寶珠花村の清五郎に納めてゐた

からである。先に述べた訂正前の訴状にはこの清五郎も被告の一人に掲げてゐるのであつて、地主側においては初めから清五郎に納めてゐたことを知つてゐたのであらう。しかしそれが地主の手に入らなかつたとして、地代小作永の滞納を理由としたのである。ここに當時の地代・小作永は單なる今日の地代・小作料ではなく、その内に貢租を包含してゐることを注意しなければならぬ。地代等の怠納は貢租の怠納となる。もし貢租の怠納とあれば永小作であつたとしても地面を取上げることが出来る。

被告たる地借人達は地主の訴訟の眞意を地代小作永の値上げにあると見て、特にこの點を承知し得ぬ旨を力説してゐる。

即ちその返答書は下記の如くである。

乍恐以返答書奉申上候、

酒井八十之丞知行所武州葛飾郡八丁目村出作、同州同郡種籾村名主又兵衛地借、右八町目村久藏外七人煩ニ付代兼喜右衛門、吉右衛門一同奉申上候、右又兵衛ハ私共ハ相懸リ難澁出入之旨、當二月中曾我豊後守様江御訴訟申上、先月廿五日御差日御尊判頂戴被仰附、拜見奉畏、乍恐左ニ御答奉申上候

一 訴訟人申立候は當村地内ニ而字新町屋敷三畝六歩、中畑壹畝拾五歩出作所持罷在候處、私共義右地所借請度旨申ニ付、文政十二年丑年中夫、地代小作金取極、地主方ニ而地所入用次第早速明ケ渡候筈證文取之賃置候處、寅卯兩年共地代并

小作永相滞、及催促候而も申延而已仕、地所明ケ渡候様懸合候而も不明渡ル旨、其外品、申立候、

此段訴訟人申立候通、前書之地面夫、私共借請小作罷在候段ハ相違無御座候得共、文政十二丑年ハ借請候義ニは無御座候、私共之内太兵衛ハ先前地主代寛文中ハ之借地、喜右衛門ハ延寶年中、勝右衛門は元禄年中、藤兵衛は享保年中、其外は天明、寛政、文化年中ハ之借地ニ而、凡百五、六十年、亦は百年前後、或貳拾三、四ヶ年ハ四五拾ヶ年宛、何も住居罷在、唯久藏壹人而已文政十亥年ハ之借地ニ御座候、且又寅卯兩年共一同地代小作永相滞候旨申立候得共、右地所は當村丈八と申もの地守ニ而、年久敷支配いたし、年々地代小作永同人後見清五郎方江取立、則銘ニ相納候請取書所持罷在、尤私共拾人之内太兵衛、磯五郎兩人儀は、去卯年家内悉病難ニ而取續方も成兼、難澁ニ付、其段折入而相敷、同年壹ヶ年分は申延いたし留候得共、其餘八人之者は毛頭滞無御座候、右は全地所入用、地代小作永滞滞と申義ニハ無御座、内實は地主方ニ而地代小作永とも直揚ケ可致含を以、是迄數年來書替も不仕候地請證文、去ル丑年俄ニ書替、同年ハ地所賃置候姿ニいたし、其砌は私共何ニ心付も無之、任中ニ書替仕候處、翌寅年ニ相成、地守丈八後見清五郎ハ地代小作永共銘ニ相増候様申ニ付、是迄之通ニ而さい取續方難澁、別而地代小作永直段之義は外ハ之書ニも相成、不容易成義ニ付勤辨致吳候様只願相敷候處、直揚ケ承知ニ候得は、早ニ家作引拂、地所明渡候様被申渡驚入、私共拾人、父母妻子共ニ而は多人數有之、差當リ住所ニ迷ひ、不輕難澁ニ付人頼いたし、種々相敷候得共、更ニ聞入無之、去卯年七月ニハ彌同年九月十五日限り家作不殘取崩、地所明渡候様嚴敷被申渡、前文申上候通、中ニハ五六代も住居之もの有之、且は土藏等補理置候ものも御座候得は、元來日光道中筋故、日々小商ひを以、重モニ其日を送り、職人又は請作等いたし相暮候身柄ニ付、多年住馴候土地ニ相離候而は父母妻子之養育方ニも差支、大勢のもの路頭ニイ候外無御座、誠必至之難澁ニ付、數度人頼いたし相敷候而も一圓聞入無之、今般御尊判頂戴も相附恐入、尙

又近村之もの共相頼、只管相歎候得共、更に取敢無御座候間、無難返答差上、奉御吟味請候次第至、何共難澁奉恐入候得共、前申上候通太兵衛、磯五郎兩人義ハ全家内病難ニ而調達(致?)兼、卯年壹ケ年兩人分ニ而總錢五貫五百三拾九文ニ御座候間、此等ハ豐私共口荷金候而も相納申度、實ニ地代小作永等滞候義ニハ無御座、直揚之義を相歎候故、地立被申付候義ニ御座候間、何卒以御慈悲前條之始末、乍恐御賢察被成下置、前文之通數年來住馴候土地ニ、誠永小作之義ニ付、訴訟人方ニ而も慈愛勤辨を以、是迄通地所貸置異候様、御利解被成下置、無難ニ住居相成候様、偏御憐愍候様奉願上候、猶委細之義ハ乍恐以口上可奉申上候、以上、

天保三辰年五月二日

この返答書に依つて地借側は地主の眞意は地代小作永の値上げにあることを指摘し、評定所の憐憫を求めてゐる。地主の目的が土地そのものにあつたか、値上げにあつたか明瞭ではないが、第一回の裁判の結果は次ぎの如くである。

二

五月二日に第一回の裁判が行なはれ、清五郎を召換する必要を生じ、翌三日改めて裁判された。今原告が當時の状況を詳細に記した「御吟味覺」なるものを見ると、當時の裁判の状態を彷彿せしむるものがある。又地代その他についての當時の概念を知る上にも役立つものである。

一 御吟味覺

一 四月廿五日御差日之處、廿五日評定流相成、五月二日御評定諸御奉行御立會、會我豐後守様御糺、訴答御呼出相成、訴訟方訴狀之趣委有之候得共、猶又口上ニ而可申立旨被仰渡候、訴狀之趣申上候處、訴訟方ニ而は右様申立ル、相手方如何哉、私共義地代清五郎方へ相納申候、其已前證文御糺御座候、此通證文有之候得は、何も訣は無之旨被仰候、然處相手方右之通申上候、右様之義一切無御座候、是ハ全清五郎調合之義ニ御座候と申上候、左様成バ請取帳有之哉被仰候、吉請取帳差上申候、會我如此請取有之候、然ハ清五郎呼出申候得は相分不申と被仰、先今日は引取と被仰渡候、一 翌三日御呼出ニ相成、御留役金井伊太夫、訴狀熟讀被致、證文可差出旨被仰渡、即證文差上申候、宗太高何程、九百石斗と答、外商賣無之哉、農業一派と相答申候、喜右衛門高何程、八石貳斗餘、賣買藥種商仕、吉右衛門荒物商仕候、高八石八斗餘、地面名前ハ誰ト御訪候、半右衛門名前ト答、年月ハ元祿年中ト答、清五郎方へ給料相渡置哉ト御尋御座候、答曰金貳分ツ、遣申候、金井畑貳反壹畝拾五歩之場所ニ家作有之候哉御尋御座候、宗太有之旨申上候。名主家作有之哉、休二物置其外出來御座候、畑之場所も御座候と申上候、金井畑地へ家作決而不成御法に御座候、早、歸村之上可取拂旨被仰渡候、金昨日御奉行之御吟味ニ而承候處、地代清五郎方へ相納候様申上候、請取帳司差上旨被仰渡候、即差上御熟讀被成、是ハ年月如何哉と被仰候、宗太右喜右衛門義私方へ納來候處、清五郎方へ相納候通調合、私方へ右様申掛候、可取筋無之、可納筋無之他處、右之仕合、全調合之義ニ御座候、喜儀藥種賣仕候間、地主へ貸有之候間、差引ニいたし勘定相立申候、先ハ大家方へ相納候得共、商致候故差引仕候と申上候、金己ふ届もの、地主へ何程貸有之候共、地代と貸と差引と申事、以之外之ふ届もの、大昔ニ而被仰候、喜是ハ宗太存不申候得共、差引可致様、地主ニ而被申候間、差引ニ致候と申上ル、金地主ニ而何と申候共、御年貢ト貸ト差引致候段ふ届もの、延享年中之請取不殘持參可致、無

御座候而ハ己申口一言も相立不申候、地主之事なれハ、己等ヒツクルカダシメモ過ナエケレハナラヌトモ仰候、清五郎方ニ而取込候得は、ナゼ清五郎取ツカマエテ願ハヌ、清五郎方ニ而取込居候得は、其趣地主江ナゼ申入ヌ、直ニ分事ダ、其位ナルモノヲ又兵衛も九百石モ以居テヲナサラ是迄願可出哉ト被仰、宗太一昧私方蔑ニいたし、先年ハ年始暑寒も相勤候物、只今一人も參不申候ト申上候、金何程斗隔居候哉、宗隣村ニテ少シ隔居候ト申上候、金一昧人ヲ頼テ居カラ此様成事出来申候、是々直ニ可取候、他ニ年始暑寒何成共勤ないけれバ相成不申候と被仰候、宗一昧地代滞始ト申ものハ、私方ニ而子年ニ干損、丑年ニ干損、其中ニ焼失いたし、甚困窮仕候間、地所相返吳候様申聞候所、地主此節困窮之次第、地代滞ハ賣拂申候、其節買取可申工ヲ以差滞申ト申上候、金ナル程夫ニテ相分申候、其様成間違ニ而能始ルヤツヨ、清五郎呼出之義御奉行之御差紙ニ而呼出候哉、又ハ其方共々呼出候哉、休ニ私共々呼ニ遺申度候、左様ナラハ右地面ニ付、帳面不殘持參いたし、六日迄ニ差(出)可致候ト被仰候、金其方共々知間敷候得共、二十ヶ年已前ハ永小作と相唱、奉行所ニおひても容易ニ地主相成不申候、乍去百ヶ年居候共、筋ニ寄拂へないと申事ニモ無之候得共、先容易ニハ出来ぬもの也と被仰候。」

曾我豊後守は助弼、時の勘定奉行である。與力金井伊太夫の取調べぶりは決して公平とはいへない。どちらかといへば地主に味方をしてゐるし、悪くすれば事前に打ち合せをしてゐたとも見られるからである。

この取調べの中で注意すべき點の一つは畑地に家作をしたことである。元來八町目村が粕壁宿

の町續きであり、その地の百姓は百姓とはいへ、あるひは藥種屋を営み、あるひは荒物屋を営んでゐた。宿驛續きとして町屋の發展が見られ、以前は畑地であつたものが、漸次に家作されることはあり得ることであつた。しかし徳川氏の方針として田畑が屋敷地となることを欲してゐなかつた。殊に屋敷地變更の願ひもなく、家作させることは勿論違法である。後に述ぶるが如く新屋敷地願ひを出して許可されてゐる。

次に注意すべきは地代小作永を商品代金と差引勘定をしたところ、「御年貢と貸と」を差引きしたとて大いに咎められてゐる點である。これに依つて見れば、この場合の地代小作永は單なる地代小作料ではなくして貢租をも含むものと見なければならぬ。即ち地主が貢租を納付してゐたわけである。普通永小作においては小作人が直接貢租を納付してゐるが、この場合はそれに異なる一例である。貢租を他の貸借と差引することは當時嚴禁されてゐた。

「年始暑寒何成共」勤めなければいけないといふ一句は當時の地主と小作人との關係が單に契約に依つて成立したのではなく、そこに一種の人的關係——封建的關係の存在を基礎としてゐることを示すものである。

二十年以上に及ぶものを永小作と稱し、奉行所においても如何ともなし難き旨を述べてゐると

ころを見れば、明かに文政十二年の借替を無視して、始めから永小作たることを認めてゐたのであらう。従つて貢租たる地代小作永の滞納を中心として審問したのであらう。もし滞納が事實ならば永小作と雖も取放たれ得るからである。最後の一句は原被兩造に和解の暗示を與へる巧妙な威嚇ともいふべきであらう。

前述の裁判に依れば差配の清五郎を呼び出し、六日までに必要の帳簿類を提出して重ねて裁きを受ける筈であつた。しかしその後には裁判があつた模様はなく、十一日に原被兩造が妥協し和解してゐる。その濟口證文に依つて妥協條件を見ると、次ぎの如くである。

「前略……御吟味中ニ御座候處、御水帳面屋敷三畝六步并中畑貳反壹畝拾五步、夫ニ相手方へ貸置候處、右屋敷地江致家作罷在候義ニ付、是迄之通住居爲致、且中畑貳反壹畝拾五步之内江相手方ニ而家作いたし置候は全心得違ニ付、歸村之上不殘早ニ取拂候筈、尤地代金清五郎方ニ而請取置候分ハ、同人心得違ニ付早速相渡候筈、右之通相成候上は以來益暮兩度ニ地主江直納致候筈取極、無申分熟談内濟仕、偏ニ御威光と雖有仕合奉存候、然上は右一件ニ付重而御願筋毛頭無御座候、依之爲後證連印濟口證文差上申處如件

天保三辰年五月十一日

右に依れば地代小作料の値上げはなされずに、一應問題は落著したわけであるが、實際はこの解決の中に新しい問題が含まれてゐたのであつた。

三

妥協條件中の問題といふのは畑地の家作取拂ひといふ點である。地主はその實行を迫つたのである。しかしその中畑となつてゐる部分は屋敷地つづきで、従來から住宅が畑地に入り込んで建てられてゐた。即ち間口壹間、奥行六間が宅地として貸されてゐたのだが、そのうちに中畑の分があつたのだ。地主は奥行貳間までを認め、それ以上の建物を取拂ふやうに迫つたのである。

借地人達が屋敷地内に畑地のあつたことを知らなかつたことは手落であつた。又もし知つてゐたとすれば愚である。彼等は多少の地代の値上げを容認して、住宅取拂ひを勘忍してもらひたひ旨を隣村の名主等に依頼して、地主方へ交渉した。しかし地主は承知しない。地借側のいひ分に從へばその際地主は不當の値上げを主張したといふのだが、地主側では地代値上げを申出たことはないといふ。唯前掲の濟口證文通りに行なへと主張する。しかし恐らく地借側のいふ如く地代の値上げを要求したのではなからうか。確實なことは解らないが地借側は老中に駕籠訴までしたといふ。もし駕籠訴をしたとすれば、そのまま却下されたか、又は地頭を経て訴へよとでも説諭されたのであらう。兎に角實際的效果はなかつたことは明瞭である。そこで地代の値上げ反對を

以つて同村の他の地借人達を誘つて、地頭酒井氏の添翰をもらひ、地主の代官たる山田茂左衛門の役所に訴へ出た。前述の裁判において濟口證文を取替したのは、前年の五月十一日であつたら、その後一年ばかりして再び問題化し、披ひ人を入れたり、駕籠訴をしたりして、終に次ぎの如き願書を代官所に差出したのはその年、天保四巳年の十月であつた。

「 乍恐以書付奉願上候

酒井八十之丞知行所、武州葛飾郡八丁目村出作、當御代官所同郡桶籠村又兵衛地借藤兵衛外九人、并八十之丞知行右八丁目村百姓清右衛門地借長藏外拾六人惣代、左之者共一同奉申上候、右藤兵衛外九人之内ニハ寛文正徳享保之頃より年久敷借地住居有之、其外孰茂齋來之地借ニ而極通之地代年々地守江相渡、通ひ帳請印形取置申候、……中略……去辰年曾我豊後守様江及出訴、吟味之處、全齋來之地借人地立は勿論、地代直揚等は外ニ之響ニ成、不容易之旨又兵衛江厚御利解被仰聞候處、同人義藤兵衛外九人江貸置候地所は、御水帳面屋敷三畝六歩、中畑貳反壹畝拾五歩之場所ニ有之、右中畑之場所江家作相掛リ候分ハ爲取拂度旨、強而申立候故、元來畑地家作は不相成筋之旨御利解被仰聞候間、奉承伏御利解之趣ヲ以内濟は仕候得共、前申上候通又兵衛齋屋敷地與行六間之地請證文取之、家作爲致、寛文正徳享保以來、與行六間之屋敷地代請取乍置、今更右林之義申掛候は、甚難得其意、全地代直揚可致巧之處、重キ御利解ニ而直揚不相成故、畑地家作取拂、與行貳間ニ切詰候杯申掛、迷惑爲致候ハ、地借之もの共致當惑、自然と直揚可致旨見居、難題申掛心事、誠強欲非道之致方、與行貳間ニ切詰候而ハ、中ニ以農業は勿論之義、家内大勢之者共寐臥さへ成兼難義ニ付、少ニは致直揚候而も、是

是通之家作ニ而住居致度、扱人相頼、精ニ相敷候處、從來間口壹間與行六間ニ而七百文之地代ヲ金壹分ニ直揚不致候而ハ、勘辨不相成旨申張取敢不申、格外之直揚外ニ響ニ相成難義ニ付、私共并當御代官所外地借之もの共一同ニ而再應又兵衛方へ相敷候得共、會而聞入不申、強而直揚候様申券、第一當年之義ハ稀成凶作、米穀諸色高直ニ付、既御當地其外、近宿在ニ而も、地借店請貧窮人江は、地主ハ夫ニ救ひ手當も有之候程之年柄ニ御座候所、夫ニ引替又兵衛義ハ私共日ニ夫食買揚當日途兼候難及見乍罷在、聊無慈愛、却而右様欲心ニ耽、無林ニ抑嚙地代直揚ヲ申張、一同進退差迫、當惑途方ニ暮、難義之除リ無難、御料私領地借共惣代ヲ以、不願恐ヲ抛身命御老中様江御駕籠御懸祈仕候程之難澁ニ御座候間、何卒以御慈悲私共必至之難義御憐察被成下置、當御代官所地借共一林之響ニ相成不輕義ニ御座候間、早速地主又兵衛被召出、前條御奉行所様ニ而同人江御利解之通、地主直揚等之義不申掛、齋來地代ヲも請取候義ニ付、家作之義も勘辨致置、是迄通之地代ニ而無難ニ住居相成、重而右林之義無之様、厚御利解奉願上候、左候得は御料私料地借人別、凡三百人之者共相助、誠莫太之御仁恵と難有仕合奉存候、已上、

この地借達の願書に對し、代官所は地主から始末書を徴してゐるが地主側のいひ分は左の通りである。

「 乍恐以書付奉申上候

武州葛飾郡桶籠村名主又兵衛頼ニ付代伴宗太奉申上候、父又兵衛越石ニ所持罷在候酒井八十之丞様御知行所、同郡八丁目村又兵衛地借藤兵衛外九人并八十之丞様御知行所同村百姓清右衛門地借長藏外拾六人惣代右藤兵衛外貳人又兵衛江相掛リ、建家并地代之義ニ付品ニ申立、御地頭所御添翰ヲ以當御役所様江奉願候ニ付、今般被召出、始末御札御座候、

此段八十之承様御知行所分、又兵衛越石地所藤兵衛外九人之もの共……中略……去ル寅卯兩年地代差滞、其上不法之始末も有之候ニ付、去辰二月中曾我豊後守様江御訴訟申上、御吟味中掛合之上内濟仕候……中略……其後相壁宿名主次郎兵衛、中曾根村同源八、右兩人ヲ以、地借之もの共申入候は、屋敷畑而已ニ而ハ住居手狭ニ付、中畑之分屋敷畑ニ願替、都合六間ニ致吳候ハ、地代金壹分ニ直揚可致由、夫ニ掛合申越候得共、近來地借之もの共殊之外増長いたし、品ニ難心得廉ニ多分有之候ニ付、地代直揚并屋敷畑ニ願替候義、是迄差拍罷在候處、先達而も度ニ御駕籠訴等致候段、今般初而承知仕、私ニおいても重ニ奉恐入候得共、右辰年中一件濟口證文面も有之、右趣意ヲ相守り候上ハ別段可相願筋無之、素カ又兵衛方ニ而地代直揚等之義申入候義ニハ無之、前書濟口證文相守り、萬事取斗可申旨ハ再應申聞候得共、等閑ニ捨置候而已ならず、今般清右衛門地借長藏外拾六人之もの共一同馴合、又兵衛江相掛り願出候段、旁以難心得奉存候間、何卒御慈悲前書之趣被爲問被訣、以來之義ハ去辰年一件濟口證文相守り、右牒難澁ケ間敷義不申立様被仰付被下置度奉願上候 已上、

文中に越石とあるのは恐らく八町目村の問題の分が酒井氏の越石であるので、かくいつたのであらうが、穩當ではない。出作といふべきであらう。後にある如く八町目村は代官支配——即ち御領と、旗本支配——私領とが混淆してゐるのである。この始末書は十月付であるが、この外に「御差戻ニ相成候節差上候願書」といふのがある。それは十一月十二日付になつてゐるが、内容においてはここに掲げたものと殆ど變り再ない。何故再度提出しなければならなかつたのか解ら

ない。唯この十一月の分の方に中畑の小作永が金三分と記してあることが今までの文書になかつたことである。今手許にある小作證文の二三を手當り次第にとつて見ると埼玉郡岡古井村の安政七年の分に畑一反に付金三分入上ゲとあり、又同じ村の慶應三年の分には上畑反に付金壹兩とある。それらに依つて見るも中畑三分は先づ普通の相場だつたのであらう。兎に角この場合小作料はあまり高いものではなかつたやうである。

さて地借達のこの訴訟は何らかの効果を齎したかといふに、殆ど何の甲斐もなかつたやうである。それについて代官が如何なる答を與へたか、又は黙殺したかは不明であるが、地借達がその年の十二月に再び奉行所に次ぎの如く訴へ出てゐるのを見ても効果がなかつたことは解る。

乍恐以書付御訴訟奉申上候

酒井八十之丞知行所
武州葛飾郡八町目村

百姓 久藏

外十七人 (名前略)

右拾八人惣代

訴訟人右

藤	兵	衛
同	久	左
山田茂左衛門様御代官所		衛
同州同郡種籾村		門
相手	名主	又
		兵
		衛

右訴訟人藤兵衛外壹人一同奉申上候、相手又兵衛義私共地頭酒井八十之丞知行所、右八町目村出作ニ所持罷在、然ニ私共拾八人之内ニは寛文元祿或ハ正徳享保之頃々引續數代之地借ニ御座候處、相手又兵衛義、右久藏、吉兵衛、藤兵衛、喜右衛門、勝右衛門、磯五郎、吉右衛門、市左衛門、久左衛門、太兵衛、右拾人之者共江地代致直揚候様申ニ付、地代直揚は外ニ響ニも相成、難儀ニ付致勘辨吳候様、精ニ相歎候得共、聞入不申、元來當村之儀は御料私領入會之村方ニ而、御料所分ニも私共同様之地借店借も御座候間、一同ニ而又兵衛江取廻リ相歎候得共、不取敢、同人申聞候は全体久藏外九人江賃置候場所は小間壹間奥行六間ニ而地代錢七百文宛請取來リ候處、全は奥行貳間之屋鋪地ニ而、跡四間ハ中畑之場所ニ候間、地代直揚不致候て、建家貳間宛ニ切詰、中畑江掛リ候家作四間は取拂、地所明渡候様申之ニ付、地借ニは候得共、夫々畑をも致所持、専ラ農業渡世之處、家作貳間ニ切詰候而は農業は勿論、多人數之家内は寐臥も成兼難儀之旨、只管相歎候得共、曾而不聞入、右申上候通り前々七百文之地代を金壹分ニ直揚不致候ハ、早ニ地所明渡候様、類ニ羅立候得共、差當リ村内ニは借地可致屋鋪地無之、左候逆所持之田畑打捨、容易ニ他村江も難立退、難避至極仕候、元來は又兵衛方ニ而奥行貳間之屋鋪地を六間之借地證文取置、家作爲致、凡百九拾年余屋鋪地代請取乍置、右様之義申掛候は、何共不得其意、右体無狀之儀申掛候間、先達而中地頭所添簡を以、山田茂左衛門様御代所江願上候處、相手又

兵衛被召出、御利解被仰聞候得とも一圓取敢不申、難避至極ニ付、無是悲今般御訴訟奉申上候、何卒御慈悲を以相手又兵衛被召出、地代直揚は御料私領地借一体之響ニ相成、旁以難儀ニ付、中畑之場所地頭所江申立、屋鋪請ニ致シ、年貢取増丈地代相増、從來之通住居爲致吳候様、被仰付被下置奉願上候、以上、

今回の訴訟において地借側は畑地を屋敷地に變更し、そのために生じた年貢の増加額だけ地代の値上げを認めるといふので、これでは地主は一文も増収がないことになる。ここで少しく説明して置く必要があるのは問題の地代のことである。この土地は長さ四十八間横二間の屋敷地と中畑二反一畝十五歩からなる。今問題となつてゐるのは中畑の小作料ではなく、屋敷地の地代である。この種の地代の相場がどのくらいであつたか不明であるが、小作料の方は普通であることは前述の如くである。しかし七百文の地代を金一分に引上げるのは相當大である。金一兩を錢六貫五百文ぐらゐの相場としても倍以上の値上げになる。

四

一度評定所において裁決済の事件を再び訴訟したのであつて、地借側は餘程の決心を以つて當つたのであらう。訴訟は受理され、翌天保五年の二月二日に原被兩造を呼び出し、時の勘定奉

行の一人であつた内藤隼人正矩佳の手に依つて取調べられた。その経過については全く不明であるが、結局その年の七月四日に左の如き濟口證文を呈して内済したのであつた。その間五ヶ月以上を要してゐるところを見ると、相當議論があつたのであらう。

差上申濟口證文之事

酒井八十之丞知行所武州葛飾郡八丁目百姓久藏外拾六人惣代百姓藤兵衛外壹人より、山田茂左衛門御代官所同州同郡樋口村名主又兵衛相懸リ難澁出入、去巳十二月申、内藤隼人正様江泰出訴、當二月二日御差日、御尊判頂戴相附候ニ付、相手方返答書差上、當時御吟味中ニ御座候處、懸合之上熟談内済仕候趣意左ニ奉申上候、一右出入双方驚と懸合および候處、…中略…八丁目村字新町ニ御水帳面三畝六歩之屋敷地并同所續中畑貳反壹畝拾五歩之場所、相手又兵衛出作ニ所持罷在、訴訟方江夫、貸遣置候、然ル處去、辰年及出入、濟口證文ニも屋敷地與行貳間之外畑地江補理候家作は不殘可取拂管ニ而内済仕候處、不取拂、地借一同難澁之餘とは乍申、今般地主を相手取、奉出訴候段は、前書濟口相破リ候姿ニ相當、全心得違之旨御利解之上相辨、先非後悔仕、重々奉恐入、此度逆訴いたし候始末、地主江厚相詫候處、地主方ニ而も是迄之疑惑相暗候ニ付勘辨を以、古來之屋敷地與行貳間江畑地之分不殘新規屋敷請ニ地頭所江出願、内四間を加江、都合與行六間は新規證文ニいたし貸遣、地借一同安住罷成候、然上者、是迄永小作たりとも、此度新規屋敷請ニ相願、前書與行六間貸遣候上者、裏地之分不殘地主江相返候管取極、双方聊無申分、熟談内済相整、偏御威光と難有仕合奉存候、然ル上者右一件ニ付重而双方御願筋毛頭無御座候、依之爲後證訴答連印濟口證文差上申處如件、

この結果は一見地借の者共の意の如くになつたやうに見えるが、肝腎の地代について一言も記してないので、その點も不明であるが、地主は始めから評定所では地代のことを問題としてゐないから、假りに地借のいひ分通りになつたとしても、實際は地主に頗る有利である。地借が屋敷地として今迄通りの土地を借用し得たことは明かに地借の勝利である。しかしその殘餘の畑地はこれを地主に返濟し、永小作の權利を放棄しなければならなかつた。「貸地年限改帳」を見ると、大體以前の小作人達がそのまま畑地を續いて借用したやうではあるが、地主がもし必要なら返濟を請求し得るやうになつたのであるから、少なくともその點において地主は有利である。

序でに畑地を屋敷地にする地目變換の手續きについて述べて置かう。その願書と請書の控えがあるが、殆ど同文であるから願書の分だけを左に紹介して置く。

「乍恐以書付奉願上候

字前耕地
一中畑貳反壹畝拾五歩

但半右衛門名請地

同
一下畑五畝拾歩

但同斷

同上畑六畝拾貳歩

但同斷

第四章 農村内の諸問題

合畑三反三畝七歩

但御水帳面之表

右者武州葛飾郡種籾村名主又兵衛奉願上候、當御知行所同州同郡八町目村内二年來私義右地所持罷在候處、此度勝手合を以、同村役人一同相談之上、右地面新屋敷地ニ奉願上度奉存候間、何卒以御慈悲右畑合三反三畝七歩之畑所、新屋敷地ニ被仰付被下置候様奉願上候、尤右屋敷地反取之通御年貢増永上納可仕候間、右願之通御聞濟被成下置候ハ、難有仕合奉存候、以上、

天保五年八月

山田茂左衛門御代官所

武州葛飾郡種籾村

願人 名主 又 兵 衛

當御知行所

同州同郡八町目村

百姓代	德	右	衛	門
組頭	丈			八
同	文	右	衛	門
名主	牛	右	衛	門

酒井八十之丞様

御知行所

この願書に依れば中畑貳反壹畝拾五歩ばかりでなく、その他の畑地をも屋敷地に變更してゐる

が、これは恐らく問題の借地以外のものにも同様に事實上屋敷地になつてゐたものがあり、この際それをも變更したのであらう。この八町目村が前述の如く日光街道に添ひ、粕壁宿の續きであるから、町屋が發展して行つた結果であらう。百姓も亦純粹の農民ではなく、半商半農、——當時の言葉でいへば農間商ひの者であつた。従つて畑地について多少の不利があつたとしても、その宅地を確保し得ることに満足したのであらう。領主も畑地を屋敷地とすることは封建的見地からいへば不可であるが、增收といふ點からはむしろ歓迎したのであらう。

これで三年に互る争議は終りを告げたのであるが、上掲の濟口證文に依つても解るやうに、地代値上げに關しては單に問題が延びたに過ぎない。他日再び地主の要求が起つたらうと思はれるが、それらについては資料がない。

徳川時代を通じて地主と地借、又は地主と小作人との間に絶えず争闘があつたことは明かである。それが百姓一揆を惹起したことも少なくなかつたらう。上述の争議は半ば商人であつたためか、三ヶ年に互る裁判沙汰も暴行又は暴動に及ぶことはなかつた。又米で納附するものでなく、永——即ち金納であるからその性質も近世的になつてゐたのであらう。しかしこの例においても地代とか小作料とかは貢租を含んでゐるので、その性質がその點においては封建的色彩を有する

のであるが、賃租を含まぬ場合でも、地代や小作料を契約に依るものとのみ見ずに、一種の人的關係——恩顧關係を含ませてゐるのが當時の通念であつたらう。地主側において益暮寒暑の禮を強調すれば、地借の方においても地主の救済義務を當然として主張する。しかもそれを履行しないことが相手の非行の一つとして挙げられ、實際にはむしろかうしたことが薄れつつあつたことを暗示してゐる。この種の實例は決して珍しくないことであるが、いろいろな實例を検討していけば、自ら當時の地主と地借、又は地主と小作との關係をもつと明白になし得ると考へる。先づここにはその一例を挙げて見たに止まる。

第二節 名主争ひ

——武州木月村の騒動

—

ここに紹介しようとする村の騒動は所謂百姓一揆ではない。地頭又はその用人と村役人とを中心とする一連の訴訟事件である。それらは權勢と物質的利益とを廻る葛藤であり、人生の如何なる時代にも發見し得る事件である。しかし徳川時代の支配機構の缺陷をよく暴露してゐると共に、當時の農村生活内部に存する腐敗状態を明かにし、その時代の特徴を明示してゐる。殊に私の興味多く感じたことは、これが旗本領に起つた事件であり、彼等直參の無能無力を物語つてゐる點である。

第一篇第二章第三節に、領主がその財政的窮乏からその領村の負擔を増加せしむる一例として、文政十三年に武藏國橋樹郡木月村に起つた名主の訴訟事件を紹介した。これから述べようと思ふ事件も、それから八年後に、同じ村に起つたもので、それと多少の關聯はある。文政十三年の事

件當時の名主常三郎はどうか、今知ることが出来ないが、その後天保二卯年以來兵五郎なる者が名主役を勤めてゐる。さらに元名主に次左衛門なる者がゐるが、天保二年の前年は文政十三年に當るから、常三郎の後とすれば、次左衛門は一年前後名主役をしてゐたに過ぎない。この兵五郎と次左衛門とが事件の中心人物である。

今先づ最初の事件の起りを荒増述べて置かう。兵五郎は高五拾石餘の百姓で、一家は老母とも拾人暮である。名主になつてから地頭に對しいろいろ功績があつた。(一)地頭の賄方を整理した。(二)地頭の屋敷普請を請負つた。(この費用金百四拾兩餘かつたが、地頭から八兩貳歩下げられただけであつた)。

然るに天保七申年に元名主次左衛門が兵五郎に不正行爲ありとして訴へた。裁判の結果は不正なしと判明し、次左衛門は詫證文を出し、兵五郎は却つて苗字帶刀を許され、壹人扶持を與へられた。

然るに翌正月十一日に年頭の賀儀に兵五郎が出頭すると、地頭の用役竹中三郎右衛門が兵五郎に不正ありとして、手鎖をかけ、拘留した。他方翌十二日には兵五郎宅にある米穀を差押へた。その上諸帳面書類等をも沒收してしまつた。そして兵五郎弟喜三郎を連行し、喜三郎から残りの

書類の在所を聞き出した。十三日には三郎右衛門が再び村方に出張し、書類を沒收し、當夜は一宿し、翌十四日に歸つた。そして次左衛門に名主の跡役を命じた。十五日に喜三郎は放免になつたが、兵五郎はその儘留められ放免されない。親類縁者と雖も面會を許さない。その後再應願ひ出たところ同月十七日に逃亡したといふが、生死のほども明かでない。他方その財産その他は沒收されるといふ風聞もある。すでにその月の二十日には地頭の命令であるといつて米穀類は相手方のために取上げられてしまつた。

この兵五郎に對抗する次左衛門一派には、同じ地頭の知行所である荏原郡久ヶ原村名主幾次郎、木月村百姓岡藏、八藏その他が加擔してゐる。要するに名主といふ村の權勢ある地位を中心として、兵五郎次左衛門兩派の勢力争ひがその原因である。

かかる状態になつたので、終に喜三郎は親類惣代として小杉村の茂助と共に、その月の二十八日に大目附神尾山城守に駆込み訴へをした。しかしこれは越訴であるので、兩人共身柄を地頭に引渡されてしまつた。そこで今度は兵五郎の女房たみが二月に又々越訴をした。次ぎに掲げるものが、その訴狀である。最初のもものが喜三郎の分、後は女房たみの分である。

乍恐以書付御歎訴申上候

森川延之祐知行所、武州橋樞郡木月村名主兵五郎弟、同居喜三郎奉申上候、當村之儀者四給入會ニ而、私共地頭所分高貳百七拾貳石余有之、右兵五郎儀者高五拾石余所持罷有、家内老母共外共拾人暮ニ而相續仕候、然ル處去ル卯年中名主役被申付、追々地頭所勝手向差支、他所借財等多分在之、收納賄向行肩兼候折柄、兵五郎江賄向立入被申付候故、夫々主法相立、金主先々江も夫々及掛合精々仕、其上地頭所屋鋪替ニ付、新規普請受負方被申付、居宅長屋其外共替出來、入用金百四拾兩余掛り候所、右之内金八兩貳步下ケ金在之、殘金百三拾兩余者兵五郎他借を以、諸拂取斗置候得共、下ケ金難出來、延金證文書下有之、其餘同人動役中追々先納金三百四拾六兩餘も差出置候得共、是以下ケ金相滞、先々金主融通差支難罷罷在候程之儀も在之候所、去々申年中村内元名主次左衛門儀、何等之意恨差含候哉、兵五郎相手取、地頭所收納方等ニ相拘リ、正押領之筋在之趣申立候ニ付、地頭所兵五郎義も呼出しニ相成、亂を請候處、押領筋無之慶明白ニ相分り、依之同人動役中、右申年迄之儀押領之筋一切無之段、地頭所裏印之書下在之、右次左衛門義兵五郎江託入候始末ニ至り落著ニ相成、且者先達而右様働功ニ依而兵五郎義者地頭所苗字帶刀被差免、壹人扶持被下置候程之義ニ付、猶更役向精勤罷在、當正月十一日、例年之通り年頭ニ付、兵五郎出府、地頭所江罷出候處、同人押領之筋在之ニ付、可及吟味連、同日直様用役竹中三郎右衛門殿取斗を以、大小藤上下其外衣類、懷中罷在候印形紙入等迄、夫々削取、手鎖を掛、無體之亂明在之、其上明長屋圍へ入、番人被附候趣ニ而、翌十二日右三郎右衛門殿村内江被相越、同知行所、同國荏原郡久ヶ原村名(主)幾次郎同道在之、兵五郎宅江立入、貯置候米四斗入貳百拾俵并夫食手當ニ在之難發拾八俵、悉ク相改メ封印いたし、其上家内之者共銘々衣類等迄、夫々封印被致、猶又貯金可在之、不殘差出候様被申候得共、在金無之候間、其段申立候所、御用無之、權威を以嚴重之取斗をも可在之體ニ付、勤并相願候へとも取用無之候間、内々金壹兩差出候所、漸御勘弁之

上、村方諸帳面其外書類差出候様被申候處、家内之者共一同達而猶豫相願候處、其節去酉年分期定是非共持參無之而者不相成由被申、右帳面取上ニ相成、私身分引立ニ而、同日夜五ツ時頃、地頭所江到清之上、私も手鎖を被掛、右兵五郎貯金并帳面類何ヶ江押置候哉并、嚴敷亂明在之候間、無余儀在體申立候處、手鎖之儘江戶宿江御預ケニ相成、翌十三日當又三郎右衛門殿村方江出役之上、其夜兵五郎宅江止宿、十四日ニ至り、右帳面類不殘取上ニ相成、殊ニ前書先納其外書下之證文類迄皆式取上ニ相成、是又右幾次郎儀も立會罷在、村方親類共一同呼寄、右貯金は非共差出候様嚴敷被申付義ニ付、無是非兵五郎女房取斗を以、猶又金三兩内、差出し勤并相願候儀ニ而、同日歸府ニ相成、右様私迄引立ニ相成、留守中老人子供迄之中江止宿迄在之、尤三郎右衛門殿歸府之節、右久ヶ原村名主幾次郎、并村内元名主次左衛門、百姓岡藏、三郎右衛門殿同道被致、同人共初メ侍仲間共一同携、兵五郎を手に込無體ニセメ打擲在之、非分之押領筋ニ爲落合、口書ニいたし、素々勝手に取上候印形等をも押取在之候趣、其後同人儀者明長屋圍江押込置、即席右元名主次左衛門江名主跡役申付在之候趣、其翌十五日ニ至り、私儀呼出し在之、江戶宿屋差添罷出候處、何等之子細申聞も無之、右手鎖差免し、歸村可致旨被申付候義ニ在之、右者何共難心得、猶更兄兵五郎身分安心不相成、應對致度、再應相願候得共、一邊應對不相成^{虫喰}被申聞、無余儀其儘歸村罷在候處、同人儀^{虫喰}同十七日夜右明長屋圍ヶ何方江歟迄去候趣風聞在之、其上兵五郎持地家財共、都而地頭所江取揚ニ可相成之趣專風聞在之、彌增驚入候次第、安心不相成、村内菩提寺大樂寺并外三給村役人共相願、兵五郎身分安否相伺、御慈悲をも相願吳候積り、同二十日右之者共出府相伺候得者、兵五郎^{虫喰}全逃去候趣沙汰在之、跡式都而取上ニも可相成之趣ニ候故、右菩提寺役人共一同ヶ兵五郎行衛方相願候得者、地頭所ヶ別段申付候儀ニ者無之、乍去願ニ依而日數十五日限り尋方可致旨被申聞、一同歸村之上親類者不申及、其外之者共兵五郎行衛今以精々相尋罷在候得共、相知レ不申、其後去ル廿日右久ヶ原村名主幾次郎儀兵五郎宅江罷越、地頭所^{虫喰}嚴命之趣を申、前書封印在之候米穀雜穀并

其外之品も入置候物置、封印を押切、錠前を打こわし、右米貳百拾俵、其外夫食手當之分麥九俵、大豆四俵、稗五俵不殘、翌廿一日迄多人夫を以、爲持運、右之内米百八拾八俵者船ニ積入、多摩川筋乘廻、地頭所江送届ケ候趣、右殘米并雜穀之分者當名主次左衛門宅江引取候儀ニ在之、猶又同廿一日右三郎右衛門殿村方江出役、兵五郎家財諸道具下道具者勿論、居屋敷廻り立木等ニ至ル迄、品數書留、剩所持之田畑、出作地所迄も不殘取糺、書留ニ相成、此上皆式關所ニも可相成之趣ニ而、村人足を以番人を附置候儀ニ在之、右老母最早六拾餘才ニ相成候始メ家内妻子其外共大勢之者共、夫食手當一切無之、可及渴命仕儀ニ付、此上糺之^{虫喰}全ク兵五郎押領之筋有之候ハ、親類共ニ而引受、何様ニも辨濟可仕之旨再三相願候而も、是又一切聞入無之候故、無致方漸ニ親類其外ニ至リ、助力を請、相渡罷在候得共、此上餓死可致外無御座候困難之始末、一牀右當名主次左衛門儀、先年名主役相勤、押領ニ正之取斗有之、退役被申付候、跡役者八ヶ年已來、兵五郎相勤候儀ニ而、新役愚昧之者と見掠、同人を押込、自分名主役ニ相成度内存と相見江、前頃無程兵五郎押領致し居候哉之趣申立、是以右様曆前之次第ニ成行、殘心^{虫喰}口含、猶此度右久ヶ原村幾次郎と同腹いたし、地頭所表江勝手儘讒訴致し、村内百姓岡藏并御相給三宅彌次兵衛様御知行所百姓八藏儀者、出作大高有福之者ニ在之^{虫喰}候を、右兩人荷贖人ニ取勤メ、一同馴合、銘、私欲等ニ相拘り、右様亂妨狼籍同様ニ振舞、兵五郎家督奪取候巧心底ニ相違無之儀と相見江、現ニ右次左衛門、幾次郎一同地頭所江相詰居、同人共先立、兵五郎身分無牒非道之吟味、手荒之取扱いたし、全ク讒訴之趣意ニ爲落入候哉、口書押印等をも勝手ニ取斗候趣、第一村方親類共差添も無之候次第顯然ニ在之、然上者兵五郎身分逃去候由ニ候得共、實以存命之程も無覺束、片時も安心不相成、且又右米貳百拾俵内百三拾俵ハ、先達而地頭所先納金ニ差支候節、青蓮院宮様御貸附金之内、金四拾兩拜借罷在、此利足濟方引當并地頭所賄金御裏印證文借財利足濟方分引當、隣村小杉村三右衛門江可相渡管對談取極、兵五郎方江預ケ置候分、殘米八拾俵之儀者矢上村四郎右衛門、井田村安右衛門、岡村茂助并村内岡右

衛門、右四人江、右先納金借財引當可相渡分、夫ニ對談相極置候分ニ在之、其餘兵五郎所持田畑連も夫ニ借財方引當、右證文先ニ江相渡置候儀ニ而、右牒引取、此上關所等ニ相成候而者、金子先ニ江申訣も無之次第、何共心外難盡至極ニ奉存候間、無是悲御歎訴奉申上候、何卒格別以御慈悲、前段之始末、乍恐御賢察被爲成下、右次左衛門其外名前之者共被召出、御吟味之上、夫ニ事柄相立、兵五郎身分成行相分り、前書取揚ニ相成候諸帳面其外共不殘相下り、勘定合等夫ニ相分り候様、且者老母其外家内之者共、壽命取續出來、百姓相續無難ニ相成候様被仰付被下置度、偏ニ奉願上候、以上、

天保九戌年正月廿八日

夏日向守様御支配、御小普請租、森川延之祐知行所
 武州橋樹郡木月村、名主兵五郎弟
 願 人 同居 喜 三 郎

右親類惣代

増上寺御兼屋料

同州國郡小杉村、百姓三右衛門預ニ付代

差 添 人 倅 茂 八

「前書之通り兵五郎弟同居喜三郎御歎願奉申上候處、去ル朝日御支配夏日向守様江御引渡ニ相成、尙又即日私共地頭所江御引渡ニ相成候趣奉承知、其上風聞承り候處、右喜三郎儀者地頭所江差添人親類者一同御差留ニ相成、喜三郎身分纏目ニ而地頭所明長屋圍江被入置、度ニ嚴重札明在之候趣、此上何様之始末ニ成行、喜三郎者勿論、差添人ニ罷出候親類御他領小杉村茂八連も一命存亡之程も難斗奉存候、且者前以奉申上候通、兵五郎身分存亡者不及申、家内残り八九人之者共、夫食手當一切無之、旁以片時も安心不相成、無是悲尙又私ニ右之段御歎訴奉申上候、一體當村之儀者地味惡敷、先ニも百

姓共難澁之義ニ付、地頭所拜領高之内百石面之場所、先年上り地ニ相成、地頭所ニ而諸掛り引請勘定相立居候處、右ニ而者小身之地頭所猶更ふ如意彌増候儀ニ付、先達而地頭所江上納金致候ニ付、右百石面之地所、兵五郎方江被下置、御年貢諸役相働罷在、其上地頭所諸賄致し、未々仕法立等も、行届折柄に在之、幸以兵五郎取斗向萬一押領筋在之候ハ、全勘定合御札之上取極候ハ、親類共方ニ而引請、何レニも弁済可仕之趣を以、是迄再三相願候得共、前書村方次左衛門等者不及申、幾次郎一同彼是故障申成し、兵五郎身分存亡も不相分始末ニ成行、安心不相成義者不及申、喜三郎身分連も、右申上候通り之次第、旁以何共心外當惑、難澁無此上儀と奉存候間、猶又不願恐多も、此段御懇訴仕候、右之段御賢察被爲成下、前書奉申上候通り、兵五郎印形者勿論、同人所持證據之書物等一切取上ニ相成候上、右次左衛門此上何様取巧可致哉難斗、且者御他領之者ニも腰押致候者も有之候間、此上御奉行所様江御差出し、御吟味被成下候様、私共地頭所江御聲掛被成下置候様、偏ニ御憐愍之御沙汰奉願上候、以上、

戊二月

右木月村名主兵五郎女房

た み

二

兵五郎妻たみの大目附神尾山城守への駈込訴訴が如何なる効果があつたかは全く解らない。然るに他方兵五郎の逃亡は事實であつた。彼は番人が酒を買ひに行つた留守を見計つて、一月十七

日の夜六ツ時（午後六時）逃亡した。食事をも與へられてゐなかつたために、その手當などに日を送り、四月頃になつて大目附神尾山城守に越訴した。一月十七日から二ヶ月半餘、何處にゐたのか。何時家族の者に逢つたのか。又彼の妻や弟の喜三郎その他はどうしたのかなどは全く不明である。しかしその家財が闕所同様になつてゐることを聞知した彼は次ぎの如き訴狀を呈した。前掲のものと重複するところも多いが、敢て全文を掲げる。

乍恐以書付奉願上候

森川延之祐知行所、武州橋樞郡木月村元名主兵五郎奉申上候、當村之儀は四給入會ニ而高貳百七拾貳石餘有之、私義は地頭知行分高貳拾貳石餘、越石高三拾二石餘、都合五拾四石餘所持罷在、家内拾人暮しニ而、實父代々年寄役相働相續罷在候處、天保元寅年閏三月中、實父病死仕候ニ付、年寄役之儀私江被申付、無難ニ動役罷在候處、元名主次左衛門先年ふ正之筋有之、殊ニ卯年二月中退役被申付、其後年寄市五郎、組頭三右衛門、私共三人ニ而名主役相働候様被申渡、精勤罷在候、然ル處當村之義は一體地味悪敷土地柄ニ而、百姓とも困窮仕詰、其上一年作、退轉仕候百姓共有之、右ニ付百石餘之地所、先年上ケ地相成、名主役ニ而支配仕來り候處、右次左衛門上ケ地足米之義年々正ニ相増、殊ニ濟切ニ相成居候證文合之利足金五拾兩程、丑寅兩年ニ引取候處、地所調有之、全次左衛門ふ正ニ相違有之、歳數被申付候得共、中金子出来兼、必至と落詰り、十方ニ暮、私方江罷越、此度之金子上納之義何分ニ披吳候様只願相願候ニ付、其段地所江罷出、種々勘弁之儀相願候得共、一圓聞濟無之故、右之段次左衛門江申聞候處、同人表此度之義逸ニ調請候而者、一命

三も拘り候間、助吳候様、同人は勿論、親類ども迄相款候間、無是非猶又地頭所江罷出、種々申立候得共、開濟無之、無據次左衛門之上納可仕金子、私々半金上納仕候間、次左衛門調之儀御有免相願候處、深切之取斗致候段開濟相成、金貳拾三兩差出可申候、右ヶ地田畑百石餘地所外ニ壹場貳ヶ所被下置候ハ、差上切仕候、且取斗之趣預獲ニ、右百石餘之地所外ニ壹場とも向後足米取極、其方江末、迄裏印書下ヶ被下置、難有頂戴仕、都合田畑とも高百五拾石餘所持仕相續罷在候中、翌辰年々私壹人ニ兩名主役相勤候様被申付候ニ付、無餘儀御請仕、無難勤役罷在候處、追々地頭所勝手向差支、他借等多分ニ有之、嚴敷催促ヲ請、先用役難漫候ニ付、私江賄向致吳候様達而頼頼ニ御座候得共、一旦御断申上候處、強而被申付候間、無是悲御請仕、金主江掛合、夫々仕法相立、精々相働、御賄申上候處、苗字被差免、去ル申年中地頭所屋敷替ニ付、住居向其外長屋門とも新規相建被成度旨ニ而、外請負人ども江申談候得ども、直段高直ニ有之趣ニ而、私江普請受負被申付候得共、手元ニ金子無之段申上候處、普請金之儀は攝州嶋下郡澤良宜西村江申付置候間、金子著次第下ヶ金致可遣候間、早々取掛候様被申付、無餘儀御請仕候得は、満足ニ被思召、紋付上下被下置候、其節金八兩貳分下ヶ金有之候迄ニ而、其後度々下ヶ金相願候得ども、一向下ヶ金無之、普請皆出来、仕法入用金百四拾貳兩餘相掛リ諸職人々手間代催促請候間、少々宛相渡置候得ども、殘金多分ニ有之候ニ付、又候下ヶ金相願候處、今以攝州ヶ著金無之様被申聞、右ニ付裏印書下ヶ遣候間、可相待旨被申渡、致方無御座候間、他借ヲ以夫々相拂遣し置候中、猶又地頭所御支配杉浦健次郎様も、中奥御番被致御召候趣御達し有之、右ニ付動向入用之趣ニ而先納金貳拾兩惣百姓江被申付候得共、困窮之百姓ども故、不殘調達行届不申、私々足金仕、金貳拾兩相調候處、其後去ル四年之暮ニ至リ百姓ども一同難遊申候ニ付、地頭所下ヶ金無之、左候迎夫形捨置候而は役義相勤候證も無之候間、他借ヲ以夫々割合下ヶ遣候、且地頭所先代之頃々臨時賄金三百貳拾六兩餘ニ相成、其外普請萬事相働罷在候處、去ル申年中次左衛門義何等之遺恨差合候哉、私を照様申觸し、同知行

所武州荏原郡久ヶ原村兼帯名主御靈屋料同村安左衛門普幾次郎并周戈と申者荷贈ニ引入、先用役櫻井周藏殿江勝手儘書面相認違訴仕、收納方ニ拘リ正之筋有之趣申立候ニ付、私儀呼出し相成亂請候處、正之筋無之段明白ニ相分リ、依之私勤役中申迄之儀は正無之段、地頭所々裏印書下ヶ被下置候、右次左衛門申談ヶ難相立候ニ付、相給村役人を以詫一札差出、相詫候ニ付勤辦仕、一任落著致し、然ル處用役櫻井周藏殿儀も都合之義取斗候ヶ事起リ、長之暇ニ相成、猶其後私儀御呼出し之上、先達而普請中萬事皆折吳候様預獲ニ、其上帯刀并扶持方迄裏印書下ヶを以被下置、格別之取立冥加至極難有精勤罷在候處、百姓次左衛門、岡藏、久ヶ原村幾次郎、同周戈、相給三宅彌次兵衛様知行所、百姓八藏荷贈人ニ取勤、八藏義は合方ニ而一同訓合、致徒黨、用役竹中三郎右衛門殿江周戈ヲ以多分之金子差出、全私欲ニ拘リ、前書惡黨之者ども同意致し、地頭所江内ニ相詰取巧罷在候儀を不心附、當正月十一日例年之通り年頭ニ罷出祝儀申上候處、先例とは事替リ格別之趣走有之、祝儀相濟下リ居候處、尋方之儀有之候間、目通り罷出候様被申付候間、即刻罷出候處、勤役中、正之筋も有之様種々糾有之候間、逸々證據書物并裏印帳面其外歸村之上持參御答奉申上候、殊々當日ハ夥敷酒肴被下候ニ付御有免相願候處、苗字帯刀差ゆるし置候身分之名主可爲者、即答難成ニおゐてハ正ニ相違無之、不屈至極之段大音上ニ被申聞、驚入平伏仕候處、直様竹中三郎右衛門殿差圖ヲ以、大小麻上下其上懷中江手入致し、印形并金貳兩三分貳朱其外諸書付類紙入儘手込引取、紋付小袖等迄不殘取上、剩私ヲ差押、明長屋圍江入、番人附置、其夜右三郎右衛門殿幾次郎同道ニ而私宅江罷越、上ヶ嚴命之趣ヲ以、物置押開、米四斗入ニ而貳百拾四俵貳斗、雜穀拾八俵相改封印被致、其上家内錦々衣類等迄不殘封印致候上、手元金子有之候ハ、不殘差出候様被申候得共、有金無之候間勤辦相願候而も取用無御座、家内之者共江纏掛ヶ打纏をも可致駄相見江候間、無是非外々預リ置候金子、金四兩有之趣申出候處、右金引取、其外大切之諸帳面水帳迄取上ヶ相成、翌十二日夕刻歸宅有之、右様三郎右衛門殿村方江被相越留守中、十二日朝五ツ時私儀呼出し

相成候處、次左衛門儀罷出居、上カ殿命之趣ヲ以、私江被申聞候者、年來相立候目録帳逸ニ相尋候段難心得、畢、竟、次、左、衛、門、儀、百、姓、之、身、分、と、し、て、殊、ニ、今、般、徒、黨、人、有、之、上、カ、殿、命、之、趣、ニ、而、私、を、見、下、し、候、段、人、外、之、所、業、何、と、も、心、外、至、極、ニ、存、候、且、次左衛門儀前書申上候通、先年於地頭所ニ御咎メ有之候身分ニ而一命ヲも相助置、其上相續方も難辨之身分ニ付、方便ヲ以地頭所江下ケ米相願候處、年々米拾六俵餘宛被下置候様取斗遺、種々之恩分ヲ致亡却候始末、殘念一途ニ存込、俄ニ逆昇之躰ニ相成候ヲ附込、不正ニ相違無之段、無躰之儀申掛、打擲手荒之取扱已而たらず手鎖ヲ掛ケ長屋江入置、准等密申聞候は私身分此儘差置候而は向難之思ひとも相成、第一及路願候而は一同難遣ニ付、永牢申付候上、食事等も不與被差置候拜、以之外之中分、畢ニ地頭所ニ而も私役中ニ正之筋無之段、裏印書下ケ被下置候故之儀ニ付、治左衛門其外之者巧ニ御座候、全ク地頭所之恩召ニは無之、用役三郎右衛門殿一同馴合、私欲ニ拘リ、且は是迄御賄金、御普請金、他借財等迄可踏倒所存ニ有之、誠ニ以心外ニ奉存候處、折柄夕刻ニ相成、三郎右衛門殿村方カ歸宅之砌、弟喜三郎身分も江戸屋敷數江引立ニ相成、私居候間所江參リ申聞候は、用役三郎右衛門殿前書取斗仕候趣申聞、諸書物類は幾次郎不殘打破候趣申聞、驚入、依而ハ准等私欲ニ迷ひ、私ヲ押潰、往ニ手儘之取斗可致所存ニ而、書付類等相破候儀ニ相違無御座、猶又喜三郎儀呼出し、糺も無之、手鎖ヲ掛ケ置、家内ニ殘リ候諸帳面類何方江仕舞込候哉可差出拆廢敷申聞候間、有躰ニ申立候處、手鎖之儘宿預ケ相成、翌十三日又候三郎右衛門殿、幾次郎、岡藏同道ニ而村方江罷越、私宅江止宿有之、家内ニ殘候諸帳面類差出し候様廢敷被申付候故、無據家内之者十方（ニ）吳差出候處、諸帳面引取被成、翌十四日七ツ頃ニ歸宅之上、私儀呼出し、喉と取調も不仕、次左衛門始一同其場江携、無躰之打擲仕、身命危存候得とも素々正無之間、准等銘ニ非分之罪可押證ため私押領金貳百四十兩有之拜、以之外之強精申察リ、私申分押繫、既ニ初發取上ケ候印形ヲ勝手儘ニ相用ひ、名主退役申付候拜申之、第一當二月中小前江一同白書印形取之、此箇四年願一札ニ相用、右躰不容易取斗、其上親類たり

とも、妻子成とも各對不相成廢敷敷申付置、猶翌十五日ニ至リ次左衛門、幾次郎、岡藏重立歸村爲致、喜三郎儀も呼出し、吟味無之、手鎖差免歸村被申付、私儀は前以奉申上候通、食事手當等も無之、上下之者共迄非道取扱仕、當十七日ニ相成、番人申聞候者是迄世話致し遺候得とも酒等決而振舞も不仕、右三郎右衛門殿差圖ニ付、酒買吳候様再應申聞、無躰之儀とは存候得共、無餘儀同夜六ツ時代錢相渡遺候處、番人之者ども罷出、其外壹人も相見江不申、殊ニメリも無之間、天之助と存、風斗立出、門外江罷出、心外之餘リ重キ御役人様江御訴訟可申上と存候得とも、何ヲ申も食事不與被差置候故、腹中つかれ、藥用手當仕、彼是日數押移、漸く此箇近村江罷越、様子承リ候得ば、三郎右衛門殿重立、次左衛門其外幾治郎ハ用人代ニ而村方江參リ、封印有之候物置錠前打毀し、米穀とも貳百三拾貳俵貳斗不殘取出し候趣、案心不相成候間、猶又風聞承り候處、家財は皆式廟所同様、其上村人足ヲ以番人附置、總之夫食等迄取上ケニ相成、差當老母始家内之者ども及湯命候外無御座、彌増片時も案心不仕、右様老母迄も爲及湯命、且先祖丹誠之家名押潰候而は、是以不相濟、全不正之筋有之、味之上右體之始末成行候上は、後悔不仕候得共、全不正之儀無之儀を治左衛門其外之者ども巧ニため散財被致候段、吟何とも心外不得止事ヲ、猶又地頭所ニ而右體之差圖可被成候道理無之、既に先年地頭所御難遣之砌相働置候故、右次左衛門其外之者とも巧ニ相違無御座、且又幾次郎ハ用人代ニ而次左衛門兩人ニ而封印有之、米穀貳百三拾貳俵貳斗取出し、右米之儀は先年小杉村三右衛門と申者カ地頭所賄金百五拾兩借請、右利足米として年々地頭所カ拾五石宛下ケ米有之、金五拾兩借用金とも都合代米ニ而米百俵、右三右衛門宛江當春可相渡分有之、殘米之分ハ先達而地頭所賄金差出候節、青蓮院宮様御貸附金四拾兩拜借、此利足濟方引當、并矢上村四郎右衛門、井田村安右衛門、同村茂助、村内岡右衛門、平藏、藤藏、右六人之者ども普請賄金九拾貳兩之借財江可相渡分ニ而、右何れニも恩金有之、然ルニ地頭所差圖有之哉、用役三郎右衛門殿、次左衛門、幾次郎其外之者ども申合、私ヲ引潰、地頭所普請賄金借財可踏倒所存ニ相違無御座、其詮は證文

其外書物迄取上ケ、其上私身分見當次第差押、永宰爲致候杯申之、左候面は迎も一命無之、旁以心外難儀至極仕候間、乍恐御上様江御懇訴奉申上候、何卒格別之以御慈悲、御奉行所様江御差出しニ相成候様、地頭所江乍恐御聲掛り被成下、右御引上ケ相成居候諸帳面、私全認置候帳差出、御吟味相成候様、幾重ニも御仁惠之御沙汰偏ニ奉願上候、以上、
天保九戊午年四月

森川延之祐知行所
武州橋樹郡木月村

元名主 兵 五 郎

大御目附

神尾山城守様

御役人中様

この訴訟の結果がどうなつたかその詳細は知り得ない。唯次いで三年後、天保十二年閏正月に起つた越訴事件に依つて、兵五郎が再び名主役をしてゐたことを知り得る。従つてどういふ経過を辿つたのか解らないが、結局兵五郎側の勝利に歸したらしい。従つて兵五郎に次左衛門がいふほどの落度はなかつたものと見てよからう。

三

兵五郎の勝利に歸したが、反対側の次左衛門以下の者はなほ執拗に兵五郎打倒運動を續けてゐた。天保九年の事件の翌亥年にすでに次左衛門外組頭與右衛門、岡藏、幾次郎等が騒動を起したらしい。さらにその翌年子年に借財返済のため、地頭が名主兵五郎に金百拾四兩を下げ渡し、金主方を説得させたところが、反対派の與右衛門、岡藏その他の者がこれを利用し、兵五郎に不正ありとなし、兵五郎名主在職中は年貢を納めぬとて、村内に騒動を起した。殊に岡藏、萬吉の兩名が惣代となり、小前の者貳拾五人連署して兵五郎の退役を願ひ出た。翌丑年正月には岡藏と與右衛門代寅之助の兩人が駕籠訴をした。地頭の添翰がないから、そのまま閏一月十八日に領主に引渡され宿預けになつた。

しかしすでにその前前日、閏正月十六日に地頭は最早自分の一手で處置することが出来ぬことを知つて、勘定奉行深谷遠江守の役宅へ百姓吟味願を申達してゐる。これらの事情から推斷すれば、領主は單に名主兵五郎に對して弱身があるばかりではなく、その反対派に向つても強壓的態度を採り得ない事情があつたのではないかと思はれる。唯反対派側の資料がないから、斷言することは出来ない。領主森川氏が如何に窮乏してゐたかは、この申達書を出すために使者として差出すべき家來がなく他家から借りてゐるほどであつた。領主の吟味願ひは次ぎの如くである。

私知行所
 武州樹郡木月村
 訴訟人 百姓 岡 萬 吉 藏
 同 同 同
 相手 名主 兵 五 郎
 同州同郡同村

私知行所武州樹郡木月村、借財多ニ而金子出来兼候ニ付、去ル子十一月金百拾四兩外借仕、右名主兵五郎江相下ケ、上納金者夫、借財之口ニ江金高ニ應、元金并年賦金等同人掛合之上、可成爲差入爲取斗候處、同村組頭與右衛門、百姓岡藏始、相給御小姓組逸見申娶守組三宅彌次兵衛知行所同村百姓八藏、増上寺領同州同郡北加瀬村百姓清七、右四人發頭ニ而先ニ之金主方江相廻リ、此度多分之金子地頭ニ相下ケ候得共、兵五郎取隠シ、金主方江虚談而已申成、返済方不行届坏、跡形も無之儀申觸候ニ付、金主共之内致立腹、實事と心得、願出候者御座候、右等之始末、村方一同ニ及承、混雜仕、外ニも兵五郎押領之筋も有之哉と疑惑仕、右四人始申合、年貢差留不納仕候段不埒之儀ニ付、與右衛門、岡藏等呼出、吟味之上、段ニ理解申聞候得共、兎角疑心仕、納得不仕、且又去ニ亥年知行所江用向有之、家來爲出役差遣候節承候得は、元名主次左衛門親次左衛門罷取斗ニ而田地高爲狂、難相分候ニ付、早ニ調致し差出候様申付置候得共、兵五郎身分之疑惑ニ拘り、致等閑、百姓共一致不仕故、未行届不申、其上與右衛門、岡藏并増上寺領同州荏原郡久ヶ原村百姓安左衛門儀は私知行所同村ニ付、同人名主兼罷在候、伴幾次郎、右三人申合、地頭所ヲ偽、下知書取之候段、不束之儀ニ候得共、以勘辨

ヲ以内濟申付候得共、不仕之事而已申奉、虚言ヲ以村中ヲ騒シ候ニ付、扱ニ立入候者も無御座、利岡藏并右方吉賀代ニ而、右等之者并小前共都合貳拾五人兵五郎を相手取、同人名主役相勸居候而者村方難立行候ニ付、退役申付吳候様願出、重ミ不埒ニ付嚴敷可申付候得共、他領之引合も有之、手限之吟味行届不申候間、可相成義ニ御座候者、於奉行所御吟味御座候様奉願度奉候、以上、

丑閏正月

森川 三郎

他領の者が加はつてゐるので十分に吟味出来ないといふのは、一應尤ものやうに思はれるが、文政以來の事件を綜合して見ると、それは單に口實に過ぎないことが解る。この訴訟事件の結果も資料がなくて明かでないが、その何れが勝つたかは重要ではない。かうした事件の本質を知ることが出来ればよい。要するに旗本領主の財政的困窮が一方その用人等に不正を働かせる機會を多からしめ、他方名主などの村役人がこれに乗ずる餘地を生ぜしめた。かつ領主自身がその知行所から離れて住んでゐることが一層かうした紛擾を大ならしめたのである。このことはすでに早くから現はれてゐたと見え、徂徠なども、その著「政談」で指摘してゐる。

「百年以來地頭知行所ニ不仕住ニ、頭ヲ押ル者無テ、百姓殊ノ外ニ我儘ニ成タリ、御旗本ノ武士小身ナレバ、自身不仕住バ江戸ヨリ知行所ノ仕置スルコトナラズ、代官ナド遣シテモ、小身者ノ家來若黨風情ノ者ナレバ、何ノ用ニモ立ズ、自ラ私領ヲモ公儀ヨリ治ル様ニ成テ、彌地頭ヲ輕ズルコトニ今ハ成タリ」

と述べ、所謂武士土著論を主張してゐるのである。上述の訴状を見ても、陽に地頭を尊敬してゐるやうではあるが、陰にはこれを輕侮してゐる様子が見える。最後の領主の吟味願ひには明かに名主兵五郎を庇護してゐる。財政難を通じて、名主又は豪農と小身領主とは密接不離の關係を生じた。この種の例はかなり多い。従つて前掲の訴状や吟味願ひに現はれてゐるやうに、反對派は不當不法の行爲をなす者とのみ解することは出来ない。勿論彼等も權力を得れば種々不正の役徳をやつたことであらうが、兵五郎の方にも少なからずさうした行爲があつたと見做すことが出来よう。要するに權力をめぐる利慾を中心とせる争闘であり、何れを是とし、何れを否とすることも出来ない。徳川時代村落生活の暗黒面であり、又封建的統治の没落過程を語る一資料たり得るであらう。

第三篇 商業發展の本質

第一章 近世的商業の萌芽

近世資本主義制度の發達を研究せんとする者が必ず一瞥しなければならない問題は近世的商業の發生である。この點においてはわが國と雖も同様である。明治維新以後、「實業」「實學」の名稱の下に、商業的活動が甚だしく尊重されるに至つたのは、全く維新後の新社會状態がこれを最も必要としたからである。勿論わが國の商人階級が眞に資本主義的活動をなすに至つたのは最近のことである。明治維新後における、殊に日清戰役後における、産業革命の展開に依つてわが資本主義は促進されたのである。しかし近世的商業の萌芽はそれよりもずっと以前に遡つてこれを求めることが出来る。

徳川時代を通じて漸次に發達し、實質的勢力を獲得して來た所謂町人階級は決して明治維新以後に活動せる企業家階級とは同一ではない。しかし維新前に發達せる町人的精神、並びにその物

質的基礎は維新後の營利的活動と相關聯しこれに繼續するものである。現在の商業階級の活動及びその勢力を正當に判斷せんがためには、少なくとも過去の町人階級の發達とこれが他の社會的諸要素に及ぼした影響とを明かにしなければならぬ。勿論かくの如き町人階級が明確なる形態を備ふるに至つたのは遙か後世のことに屬するであらう。少なくとも元祿以前に遡るべきではあるまい。唯如何にしてかくの如き町人階級の發達を見るに至つたか。又何故にわが國において近世の商業的活動が他の歐洲諸國と異なる形態を採るに至つたか。それらを明白にするためには、ここに少しく徳川時代以前の事情を明白にする必要がある。即ち私はわが國商業の近世的黎明を徳川時代以前、足利の末期にありと考ふる者である。

足利末期、戰國の代は舊來の形式傳統を打破した時である。古き制限束縛を脱し、新しき自由を要求する精神は、時に却つて武斷的權力に基づく壓迫ともなつたが、ここに革新的氣運を醸成したのであつた。加ふるに當時恰も歐洲人の渡來に會した。彼等の齎らせる新文化は又多くの變革を生ぜしめ、彼等との交通貿易から起つた商業的利益は新しい對外的活動を惹起せしめた。ここにわが國商業史上の一轉期を置くことは必ずしも不當ではあるまい。本章の目的とするところはこの時代から鎖國に至るまでの商業の本質を概観せんとするにある。

二

ある國において商業的資本が有利となるまでにはその國の文化は、かなりに向上しなければならぬ。足利末期に至るまでの間に商業は漸次に發達して來た。商業的機關の發生はわが國においてもかなり古きに遡ることが出来る。例へば雄略天皇の十三年八月「播磨國御井隈人、文石小麻呂、有力心強肆行暴虐、路中抄劫不使通行、又斷商客附船悉以奪取」とあり、又欽明天皇の時、「乃告之汝(秦大津父)有何事、答曰無也、但臣向伊勢商價、來還山逢狼相關汚血」と日本紀にある。商人のゐたことは考へられる。しかも古代における商業は本質上近世の商業と等しくない。當時の商業は主として農業の副業であるか、又はある特別の品物の取引者である。商業が獨立の一般的職業となるまでにはなほ多くの年月を必要とした。この副業的商業——即ち餘剰産物の交換が次第に増加し、頻繁となるにつれて、便宜上一定の場所に限定されるやうになり、ここに市を生ずる。わが古代の記録に現はれた市の名稱は少なくない。神代の天の高市を始め、應仁天皇の大和の輕市、雄略天皇の河内の餌香市、武烈天皇の大和の海柘榴市等の如きである。しかしそれらは未だ商業上の市と見るよりも、所謂「天八達之衢」の意であらう。唯ここに市を

發生する基礎があつたことを認むべきである。

他方市の如く一定の地域に限定されない商業機關が發生した。それは少量の餘剩産物を各地方においてそれぞれ販賣して歩く行商人である。それらのうちその行商區域の狭い者としては「連著」、「販夫」、「販婦」等と稱せらるるものがそれである。彼等の活動は通常その住家から一日にして往還し得る範圍に限定されてゐた。又その運搬し得る商品も甚だしく限られてゐた。これに對してやや廣い範圍に亙つて行商した者があつた。通常「旅商人」と稱せらるる者がそれである。これらの旅商人は普通に想像さるるよりも遠隔の地に來往してゐたらしい。又それらの商人が郵便驛遞の役を勤めたこともあつた。これらの商人のある者の中には純然たる商業に依つて生活する者もあつたらうが、上代にあつてはむしろ例外的な者であつた。その他の行商人は勿論、旅商人の大部分は純然たる販賣に依つて生活せんとする者ではなく、又それに依つて多大の利得を得た者でもない。前述の如く商業は未だ副業的範圍を脱せざるものである。

唯人類の營利心の起源はかなり古い時代にこれを求むることが出来る。元來營利心は物質獲得本能の一種とも見るべく、従つてこれに類似する行爲を古代に發見することも珍しいことではない。殊に次に述ぶるが如く、平安朝時代に至り、市の制度が完備し、他方商業を専業とする者

が多くなると共に、營利的本能が次第に強烈になつて來たことは當然であらう。又平安朝以前において多少の除外的規定はあつたが、兎に角大體において商業は何人に依つても營まれ得たから、従つて多くの營利的行動が存してゐた。大寶令に規定されたる如く、皇族及び五位以上の貴族が自己及びその從僕等を以つて賣買營利をなすことは禁ぜられてゐたが、自己の生産品、所有品を市に賣り、又人をして他處に貿易行商せしむるはこの限りでなかつた(銅直勇氏「我國ニ於ケル營利心起源及ビ其ノ發達ニツイテ」「經濟論叢」第三十二號—第三十五號)。しかし當時存在してゐた強欲な行動や營利的衝動は未だ單なる斷片的あらはれに過ぎず、後世の商業的活動の基礎をなす精神とはその程度において甚だ異なるものである。それは營利的精神と稱するよりもむしろ獲得欲の單なる表現ともいふべきであらう。

「田中真人廣忠女者讚岐國美貴郡大領外從六位上小屋縣主宮手之妻也、産生八子、富貴多、寶、有馬牛奴婢稻錢田島等、
 天年無道心、慳貪無給與、酒加、水多沽取、多直、貸日與、小升、價日受、天升、出舉時用、小斤、價、收大斤、息利強微、大甚非、
 理、或十倍徵或百倍徵、債人濫取不爲甘心、多人方愁棄、家逃返、貽、辨他國、無、逾、此甚、云云」(「日本國現報善惡靈異記」下卷第二十六)

殊に平安朝以後になると漸く商人の活動について見るべきものを生じ、又その中期に至れば、

貨幣も相當に流行して來た。即ちこの時代に至つて貴族の末流が世襲の土地を賣却したり、賣官が行なはれたりしたことは次ぎの封事に依つても、その一端を窺ふことが出來よう。

「古量能授官、官乃理、擇拔任職、職乃循、若不量而授、不擇而任、則人謂之謬妄、俗爲之羨己、方今授任之道、非不正、黜陟之規、非不明然時有以財官人矣、公家以爲助國用、衆庶以爲輕天工、於是功勞之臣自退、聚斂之輩爭進、至於令彼暴客猾民、殉不義之富、彌深慮於貪殘、良吏胄子、企無厭之求、更薄情於官學、望其化盛治平、不亦難哉、昔館陶公主爲子求郎、明帝不許、賜錢千萬、所以輕厚贈重薄位者、爲其官人失才、害及百姓也、降逮桓靈之后、初開占賣之官、皇綱遂紊、王業已衰、歷訪漢家之典、略考皇朝之記、未有賣官而敦俗、黷職而安民者矣、伏望、早改彼漢時之政、令返於淳世之風、若憂國用、則每事必行儉約、若行儉約、則何由可乏貨財、欲利之源、從此暗滅、廉正之路自然開、」(晉原文時「封事三箇條」)

他方又利得のみを目的とするやうな、紀延助の如き一種の高利貸が京都に發生するに至つたのである。

「今昔、内舍人ヨリ大藏ノ丞ニ成テ、後ニハ冠給ハリテ大藏ノ大夫トテ、紀ノ助延ト云フ者有キ、若カリケル時ヨリ、米ヲ人ニ借シテ本ノ員ニ増テ返シ得ケレハ、年月ヲ經ルマ、ニ、其ノ員多ク積リテ四五萬石ニ成テナム有ケレハ、世ノ人此ノ延助ヲ萬石ノ大夫トナム付タリシ云々」(「今昔物語」卷二十八、第三十三)

かくの如き營利的行爲が漸次に増加するに至つたのは、他面において商業的機關が次第に具備

されて來たからである。又わが國よりもその文化の程度において遙かに高かつた支那及び朝鮮との交易が相當盛んに行なはれるやうになつたこともわが國の商業的發達を刺戟した。勿論當時公然と行なはれた貿易は使節の交換に伴ふ所謂鴻臚館貿易に過ぎない。しかしそれがわが文化の促進に貢獻するところ少なくなかつたことは疑ひない。かくしてこの頃より鎌倉時代にかけて發達した商業的制度を二個の方面から觀察することが出來よう。一つは市の制度の確立であり、その早く完成された例としては唐制の模倣ではあつたが、京都における東西兩市の制度を擧げることが出來る。他の一つは我國沿岸の商取引が發達し、邸屋、即ち津屋の發生を見たことである。後者はさらに後世の間屋となり、問屋職となつて、その特權的性質を強むるに至つた。

市場制度の發達と共に、この方面においても、獨占的、特許的組織の發達を見た。即ち「座」の制度がそれである。座は商人が宗教的特權の保護を受けんとしたために、神社、佛閣と特に關係が深い。又ある論者はその由來を遠く上古の品部に求めてゐる(三浦周行「法制史之研究」八五二頁)。しかし座が經濟的機關として發展して來たのは、鎌倉時代以後のことであらう。所謂鎌倉の七座(絹座、炭座、米座、檜物座、千朶積座、相物座、馬座)も實際に存在してゐたのかどうか疑はれる。唯建保三年(一二一五)に鎌倉中諸商人の數を定め、建長三年(一二五一)には商店の所

所に散在し、勝手に賣買に従事することを禁止してゐる點から見て、多少ここに座類似のもの
發生を見たことと推測することが出来るであらう。何れにしても商取引の發達と共に、一方これが取
締の必要から、他方商人自身の繁榮から、座の如き獨占排他制度の必要が生じたのである。

ここでは以上のやうな商業制度の發展を詳述するのが目的ではない。唯足利中期以前の商業が
全く政府又は權力者の干渉の下に存し、甚だしく地方的なものであつたことを注意すれば足りる。
即ちこの時代以前における商業は何ら近世的意義を有するものではなかつた。然るに足利中期以
後において種々なる方面に多くの變化を生じて來た。又他方都市は、二三の例外を除いて、他は
悉く諸侯の城下町に過ぎなかつた。加ふるに一つの領地の中心たる城郭は軍事的効果を主として
建設され、交通の不便な要害堅固の地に作られた。然るに近世に及んでその位置に著しい變化を
見た。小野均氏も論ずる如く、

「慶長九年井伊直勝は佐和山城を下つて琵琶湖畔に彦根城を築き、慶長十二年堀忠俊は春日山城を下つて日本海岸なる福
島新城を築き、慶長十三年松平重康は八上の山城より下つて篠山に築いた。如斯くして近世城郭は大和鷹取山及び二三を
山頂に残してすべて山を下つた。乍然、全然軍事的見地を放棄することは出来ない。故に城郭は平野の小高地によつた。
平山城と稱するものが之である。天正年間宇喜多直家は邊隅なる沼城より出でて吉備平野の中心、相川と兒島灣との水利

の便ある岡山に據り、秀吉は天正二年小谷の城を引いて琵琶湖の水運を利用し得べき長濱に出で、蒲生氏は癸天正十六年
津藩として發展の餘地なき松ヶ島を棄てて伊勢路の中心に松坂の新城を建設し……」(「近世城下町の研究」四五頁)

勿論これは鐵砲の傳來に伴ふ戰術の變化もその一原因たることに疑ひないが、他方それらの城
下町が交通の便利な地にあつて、商業的重要性を必要とするに至つたことも指摘すべきであらう。
かくしてここに商業が漸次に全國的意義を有せんとする傾向を示して來たのである。

三

直ちに近世的商業の發達について述ぶるに先立つて、少しく觀察して置かなければならない一
事がある。それはわが國民の海外發展である。海賊と海軍と商業とが密接な關係のあることは周
知の事實であるが、殊に近世商業の發展に必要な條件の一つは冒險的企業心である。ヨオロッ
パにおける商業的國民がその初期において海賊的行爲をなしたるが如く、わが國においても同様
の現象を惹起したのである。

殊に對外發展の著しいものはかの倭寇である。勿論倭寇が發生するに至つた直接の原因は決し
て國民的發達の結果ではない。否むしろ國內における貧窮なる生活が一部の士民を追つて海外に

向はしめたものと見る方が適當であらう（幣原坦「朝鮮史話」一〇二—六頁）。これらの倭寇は海賊にあらずして、一種の私貿易商であると論ずる學者もあるが（辻善之助「海外交通史話」二六五頁）、事實掠奪行爲をなすことがあつたとすれば、矢張り海賊と見なければならぬ。しかし彼等は何ら領土的野心はなく、生活の資を得ることを目的とする者が多かつた。即ち「焚倉」「掠倉」「盜倉」「火官廨」、あるひは「奪漕船」「燒漕船」「掠船」等がその主要なるものであつた。但し彼等の中には元寇の役以後、大陸の勢力に對して多少知るところがあり、徒らにこれを恐怖することなく、又領域狹隘なるわが國を去つて、海外にその活動の餘地を求めんとする不平の士もあつたであらう。

わが國における海賊そのものの起源は、決して新しいものではない。殊に歴史上頻繁に現はれるやうになつたのは王朝末期の紀綱紊亂せる頃であつた。鎌倉時代にも絶えず、南北朝時代には甚だ盛んになつて來た。その有名なる者の二三を挙げれば、伊豫の住人、村上三郎左衛門義弘の如きは近海における海賊の雄なる者であり、義弘の死後、北畠顯家の子、師清はその首領となり、中國、西海の海賊を引率して勢力を振つてゐた。この時代に至れば、すでに彼等の勢力は最早なる一賊團以上のものとなつてゐたのである。

この時代に南北朝の争亂に志を得なかつた者が一輩の海舟に乗つて、支那及び朝鮮を荒掠するに至つたことも容易に想像し得るところであらう。これらの海賊船、即ち八幡船は北は朝鮮沿岸より南は厦門、臺灣に及ぶ沿岸地方を掠奪し、時には遠く内地まで侵入したこともあつたらしい。しかし彼等の船舶は極めて貧弱なものであつたらしく、茅元儀の「武備志」には當時の日本船を次ぎのやうに批評してゐる。

「日本造船與中國異。必用大木取方。相思合縫。不使鐵釘。惟聯鐵片。不使麻筋桐油。以草塞罅漏而已。名短費功甚多。費材甚大。非大力量未易造也。凡寇中國者。皆其島貧人。向來所傳倭國造船千百隻。皆虛誑耳。甚大者容三百人。中者一二百人。小者四五十人。或七八十人。其形卑隘。遇巨艦難仰攻。苦於犁泥。故廣幅船皆其所畏。而廣船旁陡如垣。尤其所畏者也。其底平不能破浪。其布帆懸於桅之正中。不似中國之偏。桅機常活不似中國之定。惟使順風。若遇無風逆風皆倒桅。盪櫂不能轉舵。倭船過洋非月餘不可」

この文必ずしもすべてそのままには信ずることは出来ないが、以つて當時のわが船舶の構造を推するに難くない。恐らく中古の「關船」又は「小早」と稱せらるるものが多少改良された程度のものであつたらう。その一時に侵入せる團體の數は極めて區區であつたが、時には數百艘に及ぶこともあつたらしい。勿論當時の船舶は通常時においては全體一船に四、五十名に止まつてゐ

たらしい。申叔舟に依れば、

「船有三等。二十五尺以下爲小船。二十六尺七尺爲中船。二十八尺九尺三十尺爲大船。船夫。大船四十。中船三十。小船二十。以爲定額。」（「海東諸國記」）

かかる程度であつたから、その人数は假令倭寇のやうな特別な場合としても、なほその限度があつたらう。殊に少數の場合には十數人に過ぎなかつたこともある。

かくの如き小船舶を以つて、よく大陸諸國に寇して、彼等を恐怖させたその蠻勇は誠に驚くべきものである。勿論彼等のある者は支那の海賊と相結んで活躍したのであらうが、朝鮮、支那の沿岸にして、侵攻せられざるところ殆どなく、倭寇を以つて國家患憂の最大なるもの一つと算へた。直隸、山東、浙江、福建、廣西、廣東に行都使を置き、城寨を築いて防禦に腐心し、他方明の太祖は書を足利義滿に寄せて、倭寇の鎮定を依頼して來た。義滿も亦倭寇治罰の令を下したが、もとより實力なき一片の布令は到底これを鎮定し得べき筈がなかつた。

「鎮西邊賊船連連令渡唐。以便宜在所。及狼藉云云。左様罪科數。於風聞輩。者不。回時日。差遣軍勢。可加治罰。況至現行之族。彼是嚴密。可致其沙汰。更不可有緩怠之如件。」

應永九年八月十六日

義滿判

島津上總入道伊久

殊に戰國末になれば倭寇は内地における海賊の發展と共に、益々猖獗を極めた。當時の海賊中その主要なる者は瀬戸内海の能島院島には村上源氏の一族、來島、與居島には河野氏、藝州能美には乃美式部大輔、備前兒島には四宮隱岐、讃州鹽飽島には宮本佐渡守、吉田妹尾、直島には宮原左衛門、小豆島には島田氏等がある。その他一枚擧するに遑がない。これらの海賊は戰國時代にあつては全く一の海軍として有力なる勢力に發展して來てゐたのである。従つて足利幕府の如きに如何に依頼するとも、倭寇の鎮定は思ひもよらなかつた。かの勘合船制度の如きも、海賊的掠奪船と正しき貿易的進貢船とを區別せんとしたものであるが、要するに一種の變態的貿易を生ぜしめたるに過ぎず、倭寇の侵略はこれを如何ともすることが出来なかつたのである。

この倭寇の侵寇に對して、朝鮮も支那もそれぞれ種々なる對抗策を講じた。朝鮮の倭寇と支那の倭寇とを比較すると、多少の差違はあるが、早くからわが國民性に對する相當の知識を有し、倭寇の目的を推察し得た朝鮮は、種々なる懷柔に依つて比較的早く倭寇を終熄せしむることを得た。

「竊觀國於東海。中者非一。而日本最久。且大其地。始於黑龍江之北。至于我濟州之南。與琉球相接。其勢甚廣。初處虛保。各自爲國。周平王四十八年。其始祖狹野起兵。誅討始置州郡。大臣各占主治。猶中國之封建。不甚統屬。習性強悍。精於舟楫。與我隔海相望。無

之得其道則朝聘以禮失其道則輒肆剽竊前朝之季國亂政紊撫之失道遂爲邊患沿海數千里之地廢爲榛莽」(申叔舟「海東諸國記」序)

これを撫するにその方法よろしきを得れば害を免れ得ることを知り、官位などを與へて、鎮撫したこともあつた。尤も朝鮮人自身にとつては秀吉の征韓の役の如きも、倭寇の引き續きと考へてゐたらしい。征韓の役に際しわが國に捕へられたる姜沆の上奏記事は、甚だ興味もあり、かつ當時の狀況を推知し得るから、この場合必ずしも適例とはいへないが、次ぎに引用する。

「……猝遇賊船。臣自度不得脫。與家屬俱墜海水中。鱗岸水淺。盡爲倭奴所執。惟臣父獨乘別船得免。……賊認臣爲士族也。齊縛臣及兄弟於船樓。同船至務安縣一海曲。賊船六七百艘。彌滿數里許。我國男女與倭幾相半。船船呼哭。聲震海山。至順天山水營。賊狩佐渡守者。載臣及臣兄濟。漢。妻父金瑋等。及家屬於一船。押送于倭國。船發順天。一夜晝。至安骨浦。翌日暮。至對馬島。以風雨二日。又翌暮。至壹岐島。又翌暮。至肥前州。又翌暮。至長門州之下關。又翌暮。至周防州之上關。所謂赤間關者也。又翌暮至。伊豫州之天津縣留置焉。佐渡者之松邑三城。大津其一也。既至則我國男女前後被擄來者。無數千餘人。新來者晨夜巷陌。嗚哭成群。會來者半化爲倭。歸計已絕。臣暗以挺身西奔一時開論。莫有應者。」(姜睡隱「看羊錄」)

これに反して支那にあつては朝鮮におけるよりもずつと後まで倭寇の侵略を受けてゐた。しかし次第にわが國の對外商業の發展が利益多いものとなるにつれて、この方面に向つて國民的勢力

を轉ずるやうになつた。加ふるに秀吉の海内一統がかくの如き海賊的行爲の跋扈を許さなくなつた。勿論秀吉の統一以後と雖も、後に述ぶるが如く、全然海賊が一掃されたわけではない。しかし秀吉以降の海賊取締が支那の對抗策と相待つて、倭寇の勢力は漸次に衰へて來たことは否定し得ない事實であらう。これに代つて勃興して來たものはわが商人の海外、殊に南洋方面に對する活動である。

四

歐洲における近世的黎明が印度貿易並びに新大陸の發見にあるが如く、わが國においても、受動的ではあつたが、同じ頃に新文化の渡來に依つて近世的文化の曙光を發生してゐた。すべて相交易する範圍が擴大される時、各自の知識の増大を生じ、物質的欲望が複雑となり、新しい組織の發達を見る。わが國に歐洲人が最初に渡來したのは、通常天文十二年八月二十五日(一五四三年九月二十三日)九州の南方、種ヶ島の海岸、西村の浦に、ポルトガル人が漂著した時を以つてする。しかしこれとても正確とはいへない。元來渡來年代については異説が多い。わが國のものについて見るも、文龜元年(一五〇一)「中古治亂記」「陰德太平記」、永正七年(一五一〇)「重

編應仁記」「北條九代記」、天文十年（一五四一）「大友興廢記」「采覽異言」等があるが、一五四一年以前にはポルトガル人の渡來したことがない筈であるから問題とならない。

天文十二年説は南浦文集中にある大龍寺文之和尙の「鐵炮記」に基づく。

「豊州之南有二島。去州一十八里、名曰種子、我祖世世居焉。……先是天文癸卯秋八月二十五丁酉、我西村小浦有
一大船、不知自何國來、船客百餘人、其形不類、其語不通、見者以爲奇怪矣。其中有大明僧生一人名五峯者、
今不詳其姓字、時西村主宰有織部重者、頗解文字、偶遇五峯、以杖書於沙上云、船中之客不知何國人也、何
其形之異哉。五峯即書云、是西南蠻種之賈胡也、」

岡本良知氏はポルトガル側の資料、ガルワンの世界探險史、エスカランテの報告書、コウトのアシア誌、ピントの報告書等と鐵炮記とをそれぞれ比較せられ、一五四二年（天文十一年）説を妥當とされてゐる（『十六世紀日歐交通史の研究』一五七頁以下）。しかしそれは「強いて比較的妥當な結論を作られたのであつて、「ポルトガル人の日本初來の年月・人物を斷定することが不可能である」といふことを指摘されてゐる。何れにしてもこの前後に歐洲人の渡來があつたと見るより外にない。

歐洲人の渡來がわが國に如何なる影響を與へたか。銃器の傳來がわが軍事組織に大なる變化を

與へたことはいふまでもないが、特にここに述べべき點はその商業的影響と、さらにそれと密接な關係のある宗教的影響とである。

わが國における天主教の傳播が極めて急速であつたことは種々なる理由に歸することが出來ようが、わが國人にして天主教を保護し、又はこれが教徒となつた者を大體三種に分かつことが出來ると思ふ。一は單純に宗教的信仰よりこれに歸依した者である。當時戰國の世に當り、生活の不安不定は自ら何らかの宗教的慰安を要求したことであらう。殊に佛教徒の現世的墮落は一層天主教に求むるところが多かつたらうし、又その教義の明白にして論旨の整然たりしことも與つて力があつたらう。この種の信者には豊後の大友義鎮その他有力な諸侯武士もないではないが、概していへば一般庶民階級に最も多かつた。第二に政治的意味が加味されたもので、當時の佛教徒の横暴を抑壓せんとして、これに對抗せしむるため、天主教を擁護した者である。京都に南蠻寺の創立を許した織田信長の如きは、その適例である。最後のものは商業的利益から天主教の布教を認めたもので、大部分の諸侯がこれに屬する。即ち天主教の布教を認可し、それに依つて己が領地に外國商人の到來を生じ、以つて商業取引を盛んならしめんことを欲した者である。初期における秀吉、家康の政策の如きもこれに屬する。平戸の領主、松浦法印（鎮信）がフィリッピン

の長官に贈つた書翰の如きはこれを證するに足るものであらう。

「本年八月四日、船長ビセンテ・ランデロ乗組のポルトガル商船一隻予が領國の當港に來れり、同船に神聖なるイスパニヤのバードレ數人あり、曩にイスパニヤのバードレ・コスモ・デ・トルレス、基督教を傳ふるため予が領國に來りしことあり、同派のバードレ等も今も猶ほ當領内に在りて基督教徒たらんことを欲するものを悉く教化するが故に、予は殊に同船のバードレ等と親めり、又右バードレ等及びカビタヒン・ビンテ・ランデロの談に依り、貴下が高貴なるイスパニヤ王に隸屬する多數の國治むることを聞知し、イスパニヤ王に對しては未だ吾が誠意を開陳すること能はざれども、貴下に敬意を表し、貴下又はイスパニヤ王の命に應じ、如何なることにても爲さんと欲すること、並に當領内に來るべきイスパニヤ王の臣民に對し、陛下に對する好意を示さんとするを告ぐ、貴下が陛下に予が心中を報じ、又予に書翰を送り、陛下並に貴下の安泰を報じ、予に望む所を示さんことを希ふ、今親愛の證として槍一柄、函入の鎧一領、及び扇子四本を送る、之に就きて、吾が國産を知り、何れが貴意に適するかを見られんことを欲す。一八五四年九月十七日、平戸より、」

〔村上直次郎「貿易史上の平戸」附録より引用〕

しかし大多數の諸侯が争つて南蠻船の渡來を歓迎したのは單に貿易上からばかりではなく、新銳の武器の輸入、國內諸商人の自領への來集があつたからである。殊に後者に依つて、ここに新都市の發生を見るに至つた。從來わが國の都市はすでに述べたる如く、殆ど城下町又は寺院の門前町であつた。然るにここに貿易を主要なる目的とする新しい都市の發達を見た。古くは大内氏の城下たる山口の繁榮の如きも擧ぐべきであらうが、それは單純に對支貿易に依つて起つたばか

りではない。故にここではむしろ堺及び平戸を例とすべきであらう。又地方においても新町取立の如きことが行なはれ、近世における都市の商業的重要性を示してゐる。小野均氏はこの時代の新町樹立の事實を左の如く指摘してゐる。

「近世の黎明とともに中世の新市なる語にかはつて新町なる語の出現を見るに至つた。吾人の管見に入りしもの、天文二十三年信濃青柳文書に見ゆる新町を初見とし、前掲の町名表中に七個を算へ、更に此外に天正十九年西京之口新町、元龜三年羽黒とくろ河の口に「あら町」の建設の例を見、慶長年間に於ては前掲の長坂新町、宮のかみの新町の外、金比羅新町、泉野新町、宮村新町、仁王寺村新町、加茂村新町、赤坂新町、井川葛原新町、居多新町、細久手村新町、木島新町、神戸村新町、有坂新町等を數へ得る。これ等新町は小聚落より發達せるものではなく、「取立」られたるものである。…新町取立に際しては先づ地域を選定し、之が取立を宣言し、然る後新町を充實すべく人口の新集中を企つるのである。」

〔城下町の研究〕二二―三頁。

當時貿易港として特殊の發展をなしてゐたのは泉州の堺であつた。堺が商港として有利なる地位にあつたのは全くその地理的位置が朝鮮との關係において便利であり、又その背後に當時人口の最も多かつた近畿地方を控へてゐたからである。堺が信長時代に能登屋、紅屋以下、三十六人の富家が一切の町政を處理し、一種の自治制を有してゐたことは、この時代において稀有の例である。これらの商人が納屋衆と呼ばれ、一方市政を裁斷すると共に、他方浪人を養ひ、一種の防

備取締をも行なつてゐた。かくの如き自治制が如何にして行なはれたのであらうか。元來堺は住吉神社の神領であつた。従つて神領なるが故に特別の取扱ひを受けたことは想像し得る。しかし足利時代には山名氏の管轄するところとなり、その後大内、細川兩氏を経て、三好氏の領有するところとなり、その家臣松永氏がこれを治めてゐた。これらの領主が何れも當時の有力なる諸侯であつたことは、如何に當時堺が重要な土地であつたかを證するものである。即ちこの堺が神威に依つてのみその自治的權利を保護し得たのではない。その市民の富が與つて大なる力があつた。しかし當時戰國末においては未だ富力よりも武力の方が重きをなしてゐた。堺の町人の富は堺をしてよく天下流行の源泉となした。

横井時冬の敘述をかりれば、

「堺は……外船輻湊して商業繁昌の土地となりぬ。ここに於いて足利時代の文學として貴ばれし、連歌の如き、織田豊臣二氏以來天下に流行せし茶道、……香道、插花、謡曲の如き、其他百般の工藝皆堺よりいづるに至れり、……宗祇は……其門より宗長と牡丹花宵柏とをいだしぬ、宵柏は堺の住人にして又かの東常縁が唱へだし、古今傳授を宗祇宗長より受け、其遺奥を極む、これを堺傳授といふ、……これより堺の商人専ら連歌を好みしかば坂東屋宗棒、下田屋宗柳、高屋壽玄、依屋主壽、花田屋宗慶などの連歌師をいだしぬ、當時堺の商人一般に好みて屋號を用ひしかば連歌師も亦遂に前に擧たる

如き屋號を用ひるに至れり……堺の商人又茶道を好み今井宗久、天王寺屋宗及、油屋紹佐、太子屋宗高、鹽屋宗悦、後屋宗納、淡路屋宗和、石津屋宗嬰、西屋宗佐の徒を出しつ、堺の商人は既に天下商業の權を握り財産豐なりしかば、如此優美なる遊興をなして、屢々織田豊臣二氏の茶筵に陪し、天下の重寶を集めて誇るに至れり」(『日本商業史』一四四―四五頁)

しかし富の力だけでは未だ堺の町人自治制を永く維持するには足りなかつた。彼等は信長の壓迫に會して如何ともなし得なかつたのである。これは富の力の不十分であつたといふよりも、富を以つて樹立するにはやや時期の早きに失したといふべきであらう。

堺に對して平戸の繁榮はそれと全く異なり領主の商業政策に依頼すること甚だ大であつた。勿論地理的關係においても恰も博多と坊の津との中間にあつて、支那から渡來する船舶にとつて甚だ便利ではあつた。しかし元來水淺く、黒船の停泊には適してゐなかつた。然るに貿易港として相當の繁榮を來たしたのは、主として領主松浦氏が天主教布教の自由を許し、外國商船の渡來を奨励したためである。その結果として、「大曲覺記」にあるが如く、

「平戸津へ大唐より五峯と申人罷著云今の印山寺屋敷に、唐様に屋形を立てて居住申ければ、夫をとりでにして大唐の商船たえず、剩へ南蠻の黒船とて、始て平戸津へ罷著ければ、珍物年々滿滿と參候間、京堺の商人諸國皆集り候間、西の都とぞ申ける。」(『大曲覺記』)